

一橋大学創立

150
年史準備室

NEWSLETTER

No.4 2018.3

Since 1875



HITOTSUBASHI UNIVERSITY

一橋大学創立 **150** 年史準備室

ニューズレター

No.4 2018.3



一橋大学
HITOTSUBASHI UNIVERSITY

一橋大学創立150年史準備室ニューズレター

No.4 ■ 2018.3

Contents

はしがき

鈴木 良隆	経営史事始め	1
寺西 重郎	日本経済史事始め	9
山内 進	西洋法制史事始め	16
田中 克彦	一橋言語学事始め	24
宮崎 省吾	私の(住民運動)思想史における一橋大学時代 (1957-1961)	32
酒井 雅子	箱根土地株式会社と佐野善作	54
大場 高志	「くにたち本の会」のひとびと(その1)	75

編集後記

はしがき

一橋大学創立 150 年史準備室長／学園史資料室長

大月 康弘

本学は、昨年 9 月 24 日に創立 142 周年を迎えた。

1875 年に創設された商法講習所以来の本学の歴史は、殖産興業に始まる日本社会の近代化、産業化を推し進める人材養成の歴史だった。そして、日本の社会科学を発展させる担い手の養成にも努め、学問世界に幾多の俊才を送り出す歴史でもあった。いずれの方面にも注目すべき人材が育った一橋学園の歴史を辿ることは、日本の近代史を考える上で重要な作業にはかならない。

一橋大学の歴史を通じてのひとつの特長に、ゼミナール制度がある。ある専門に長じた本学の教授たちは、他方で優れた教養人でもあった。華のあるひとりのゲレールテ Gelerte との出会いは、学生たちの人生航路を決定づける力をもっていた。生涯を通じて育まれる教員とゼミナール学生たちの交流は、それぞれに思い出深いエピソードに満ちている。ゼミナール同窓の人間関係は、教員と学生、また各方面に勇躍した卒業生同士を結びつけて、ひとつの興味深いネットワークを形成してきたとあってよい。

学問世界に身を投じた卒業生たちもまた、この人的交流のなかにあつた。特に本学で後進の育成に当たった教員の場合、このゼミナール制度の恩恵を胸に、自らも研究と教育に邁進することとなる。本号では、そういった学究が、その学問形成の途上でどのような出会いをし、何を考え、我が道を歩みだしたのかについて、4 人の碩学に語っていただくこととした。

鈴木良隆、寺西重郎、山内進、田中克彦。いずれも各分野で日本を代表する泰斗である。この 4 人の名誉教授に、それぞれの「学問史事始め」についてお書きいただいた。先生方が、本学に学ばれた初期において、当時の先達から何を学ばれたのか。堅苦しい学問史ではなく、生身の人間同士の付き合いも含めて、当時学ばれたこと、種々の交流から得られた学問的影響について、ざくばらんに語っていただいた。私も初めて何うような珠玉のエピソードを披瀝くださり興味が尽きない。現役学生諸君も先生方の若かりし頃に学び、何ものかを掴み取ってもらえれば幸いと思う。

本号には、このほか 2016 年度の「一橋大学の歴史」にご登壇いただいた宮崎省吾氏（昭和 36 年社会学部卒）、同科目の担当講師でもある酒井雅子氏（昭和 58 年法学部卒、平成 2 年国際企業戦略研究科修了）、また学園史資料室で長年にわたりご尽力いただいた大場高志氏（元 学術・情報部長）からも貴重なご寄稿をいただいた。いずれも本学が各時代においてもった知的エネルギーの発露を語ってくださっており、興味深い玉稿である。

経営史事始め

鈴木 良隆

一橋大学名誉教授、東京工業大学環境・社会理工学院特任教授

1. 経営史 (Business History) を学ぶ

企業には始まりと終わりがあり、しばしばその間に変化がある。それは企業の大小や産業分野に関係ない。それはあるときは企業間の相違として現れるが、あるときは大量現象をなす。それはまた、個々の偶発的な現象の積み重ねに見えることもあるが、そこに何らかのメカニズムが働いているのではないか、と思えることもある。そのメカニズムはどのようなものか、このことを過去のできごと、すなわち史実から解明するのが、“Business History”と呼ばれる分野である。「経営史」はこの‘Business History’の、日本語での呼称である。

「経営史」と“Business History”の間には、語感にずれがあるようにも思える。第二次大戦後、‘Business History’が、ビジネス・スクールで教えられていた諸分野とともにアメリカから紹介されたとき、日本にはドイツから伝わった「経営」の語があった。「経営」は“Betrieb”を訳した語であったが、アメリカから伝わった「マネジメント」や‘Business History’は、‘Betrieb’とは別ものでありながら、そのまま経営という語が使われた。

しかし問題は、どうしたら史実のなかから企業が変化するメカニズムを解明できるかである。表題の「事始め」とは、その分野を学ぶ方法について見通しを得るということにほかならないが、このことは経営史が始まったときからの難題であった。理由はいくつかある。

一つは、経営史が登場したアメリカでも、それが普及した日本でも、経営史が研究領域として確立する前に、教育上の要請によって科目開設や講座設置がなされたことによる。

いま一つはより根本的な問題である。ここで解明すべきメカニズムは、企業が置かれた外的環境への対応の仕方や、その差異を説明できるものでなければならない。それは外的環境だけから説明できるものではない。隣接分野の経済史では、生じた結果について、その原因を経済学の助けを借りて外的環境のなかに探っていくことができる。この因果の連鎖をたどることによって、歴史を記述することもできる。経営史のばあい、生じた結果を、外的環境に対する当事者の認識や判断から説明する必要がある。しかしあるできごとを当事者の認識や判断から説明したとしても、それは個々の「できごと」の説明に過ぎず、それを繰り返していても、互いに直接には関連のない説明の積み重ねとなるだけで、それだけでは「ヒストリー」にはならない。そこからどうやって経営の歴史を記述するか、さらには企業が変化する論理を導き出せるか、という本来の課題が待っている。

これを歴史記述というマクロにおける「マイクロ問題」と呼ぶとすると、経営史はその始まりから、ずっとこの「マクロにおけるマイクロ問題」を課題として負ってきた。



2. グラスとマイクロ問題 ——‘things being done（経過中のことがら）’——

この問題に最初に直面したのは、グラス（Norman S. B. Gras, 1884-1956）であった。経営史が独立の分野として扱われるようになった大きなきっかけは、1930年、ハーヴァード・ビジネス・スクールに経営史講座が置かれたことにあるが、ここに教授として迎えられたのがグラスである。グラスはカナダの大学を終え、ハーヴァード大学で学び、さらにヨーロッパで2年間、経済史を研究した。著書 *The Evolution of English Corn Market* (1915) は、近世イギリスにおける穀物取引をめぐる全国市場が発達してくる過程を解明した研究であるが、大塚久雄（1907-96年）の「局地的市場圏の理論」は本書から着想を得ていると言われるように、日本の経済史研究者にも大きな影響を及ぼした。

ハーヴァード・ビジネス・スクールは、1908年の設立以来、実務知識だけでなく、学問的な考え方、広い視野、倫理意識を修得させることをめざしていた。従来のアメリカのビジネス・スクールは簿記や速記を教える事務員養成所の性格が強かったが、19世紀末のアメリカでかつてないような企業合併や技術変化が起こり、大企業の影響力やその経営が新たな問題となると、それらに応える人材を養成するために、商法、為替、銀行、証券といった商学系科目を置く大学が出てきた。ハーヴァード・ビジネス・スクールではそれらに加え、ビジネスの経験にもとづいた新たな教育方法が探索された。ビジネス・スクールの初代院長は、アメリカにおける経済史研究の草わきの存在のゲイ（Edwin F. Gay, 1867-1946）であったが、ゲイは教育方法として、いわゆるケース・メソッドを取り入れた。

‘Business History’は、ケース・メソッドを使う「経営政策」の一環として、1926年に講義が始まったとされている。ケース・メソッドで用いられる教材は架空のできごとではない。現に存在した事実と、それを取り巻く具体的な条件を明らかにし、取り得る選択肢とそれぞれの選択がもたらす結果を考察する。歴史はこうした事例の宝庫である。こうして経営政策から生まれた経営史は、ほどなく独立の講座としての地位を得た。しかし、1930年当時のアメリカは、新たに登場した経営史の普及を許すには環境が厳しかった。ハーヴァードに続いて経営史を置くビジネス・スクールは出てこなかった。

グラスは経営史を学問として確立するために孤立無援の努力を続け、個別企業の歴史の編集・執筆を行い、さらに個別企業の歴史のうえに一般経営史を構想した。それは鉄鋼とか石油といった、特定産業の歴史であった。しかし鉄鋼や石油は、経済史の対象でもあった。グラスが構想した「一般経営史」は、経済史とどこが異なるのだろうか。経済史や歴史学派経済学の伝統を持つヨーロッパで学んだグラスにとって、経営史の存在意義は、経済史との違いにおいて明確にされる必要があった。グラスは、経済史との違いの一つは、経営史では組織、マーケティング、会計システムなど、企業内部の管理を扱うことにあるとした。

しかしながらグラスは、経営史と経済史の根本的な違いは、「経済史ができごとを、行われてしまったことがら（things as done）」として考察するのに対して、経営史はそれを「経



過中のことがら (things being done) 」として考察することにある、と述べた。なぜそうなったかを事後的に説明するのではなく、当事者の立場に自らを置いて説明する、というのである。グラスがこの提言を行ったのは 1938 年のことであった。

「経過中のことがら」として考察するという視点は、当事者の立場に自らを置いて意思決定をするケース・メソッドの手法と重なる。しかしこの視点は、ひとたび一般化を試みようとすると、ただちに方法上の困難に直面する。すべての事例は、それぞれ条件も過程も異なっている。それらは個々のできごととして説明できても、一連の因果の連鎖からなる歴史として記述することは難しい。この重要な提言の翌年に刊行されたグラスの主著 *Business and Capitalism* (1939) は、グラスが提言したこの視点が入り込むすきもなく、歴史学派風の発展段階論の枠組みによって構成されることになった。グラスは、マクロにおけるミクロ問題について根源的な提言を行ったが、マクロの歴史はそれとはまったく別の枠組みで記述した。

グラスのこの提言は、その後、1960 年代末になって、ハーヴァード・ビジネス・スクールのジョンソン (Arthur M. Johnson, 1921-2004) によって「知覚の枠組み (perceptual framework) 」として取り上げられた。ジョンソンは、意思決定過程について、外的環境に対する当事者の主観的認識を類型化して説明する方法を提起した。ジョンソンの提起は、大河内暁男 (1932-2017 年) の『経営構想力』(1979 年) において掘り下げられ、意思決定の「かたち」を説明する論理として集成をみた。

この方法は、特定の「できごと」とその条件やそれに至る過程を説明するうえで有効である。それは典型的可能性を備えたできごとであり、因果の連鎖に入ってその一つの環を構成しうるできごとである。しかしこの方法によって説明できるのは、意思決定過程に見られる類型までである。ウェーバー (Max Weber) の方法が歴史社会学に行きついたように、この方法も歴史経営学にはなっても経営史にはならない。こうして、グラスが提示した経営史独自の視点は、マクロにおけるミクロ問題に関して、ミクロについての精緻な分析手法をつくったが、それとマクロの歴史との関連は解決されないまま残された。

3. シュムペーターとミクロ問題 ——‘*ex ante* (事前に)’ ——

グラスよりもやや遅れて、ハーヴァード大学の経済学部を拠点としていたシュムペーター (Joseph A. Schumpeter, 1883-1950) は、「企業者史 (Entrepreneurial History) 」という手法を提唱した。興味深いことに、シュムペーターもグラスと同じことを、同じように経済史との対比において述べている。シュムペーターは企業者史の基本的視点について、「経済史が事態を事後的に (*ex post*) 説明するのに対して、企業者史はそれを事前に (*ex ante*) 説明する」(1947 年) と述べた。

シュムペーターの経済学では、経済発展とは生産関数の変化を意味する。経済発展を引き起こす原因は生産諸要素の新たな組み合わせ、すなわち ——後に、「イノベーション」の語



で語られる——「新結合」にある。新結合を担うのは企業者であり、企業者活動とは新結合のことである。アメリカに移住してからのシュムペーターは歴史への関心を深め、企業者活動に端を発する経済発展について、*Business Cycles* (1939; 邦訳『景気循環論』、1958-64年)と題した膨大な歴史を著した。しかしそこに記されたのは、企業者活動というマイクロ現象の先に展開する経済過程の歴史であり、企業者活動に焦点を当てた‘*ex ante*’の説明はなかった。

シュムペーターをして、企業者史は経済史と異なる、と言わせたことには背景があった。1930年代以降のアメリカでは、経済学の計量的手法では説明が難しい分野、とりわけ経済発展における人的要因に注目が集まっていた。その一つが、‘*Entrepreneurship*’——この語は、「企業者活動」という意味にも、「企業者精神」という人間の態度や考え方を指す意味にも使われる——であった。コウル (Arthur H. Cole, 1889-1974) らによって引き継がれた企業者史研究は、1948年にはハーヴァード大学内に「企業者史研究センター」を持つまでになった。企業者史は、経済や企業の変化における企業者の役割をめぐって、「企業家」といわれるような人物研究から、イノベーションを生み出す「企業者」機能についての説明へ、個々の企業家から、組織された人間の活動分析へ、そして、そうした活動を制約する社会構造や文化構造の分析へ、と進んでいった。そしてこの企業者史も、経営史として日本に紹介された。

第二次大戦後のアメリカはそれまでの孤立主義を捨て、低開発経済地域やヨーロッパに対して積極的な経済援助と投資を行う方針へと転換した。しかしアメリカからの投資が順調な経済成長を生み出すことはまれだった。政策担当者たちは、それら諸地域の経済活動の担い手が、経済学が前提としてきたような「経済人」ではないということに気づいた。こうして、人びとの行動様式の違いを、その地域の社会・文化構造から説明するという試みが、当時のアメリカの実践的課題に応えるものとなった。企業者史においても社会・文化構造に焦点を当てた研究が数多く出現した。しかしそれが企業者史の終着点でもあった。そこにシュムペーターの提起した‘*ex ante*’という視点が生かされる余地はなかった。そればかりかそれらは、始まりも、変化も、終わりもない、社会・文化構造決定論の様相を呈し、一連の行動様式の説明に因果関係の代わりにレトリックを用い、忽然と姿を消した。

グラスに始まった(狭義の)経営史と対比していえば、企業者史はマクロにおけるマイクロ問題について、マイクロの過程についての重要な提言をしながら、それについてまったく触れないまま、マクロを構造として記述することに終始した。

4. 私的経営史事始め

1960年代は日本の大学で経営学部・学科の新設や改組・拡充が進んだ時期であった。大学設置審議会は、経営学系の学部・学科の新設・改組のさい、専任担当者を置くべき5つの基幹科目の1つとして経営史を設置するよう求めていた。一橋大学ではそれまで、「商業史」



という科目が流通論講座で開講されていたが*、——主要大学には予算が横並びで付き——一橋にも経営史講座が新設された。ほどなく、科目名も「商業史及び経営史」に変わった。それはちょうど、前項の最後で触れた企業者史が華やかな頃であった。

私は 1963 年に地方の高校を卒業して大学に入った。小平での授業は刺激に満ち、触れる知識は新鮮だった。渡辺金一助教授（当時）の経済史概論に聴き入り、高島善哉教授の『社会科学入門』（岩波新書）の巻末文献を 1 つずつ読んだ。当時はマルクスやケインズの時代だったが、私はウェーバーやシュムペーターを好んで読み、その世界に入っていった。とりわけ大塚久雄著の「マックス・ヴェーバーにおける資本主義の『精神』」という論文に感銘し、卒業論文はその職業倫理に関する命題を史実にもとづいて検証した。修士論文も、近代産業における内部組織の形成と職業労働の変化を扱った。自分の研究が経済史なのか経営史なのか、つきつめて考えることはなかったが、ウェーバーやシュムペーターから経済史の方法論は出てこないことも、経営史や企業者史が前項で言及した方法的デッド・ロックに乗り上げることも分かっていた。米川伸一助教授（当時）から、「将来、経済史でやっていくのか、経営史なのか」と尋ねられ、こちらの返答を待たずに「企業者史のような中間のやり方もあるが」と言われたこともあった。博士課程を出るときは、組織に対する個の可能性を企業者活動に託して実証研究をまとめた。ちょうど大学紛争で滞っていた人事が進んだ時期と重なり、経営史担当者に対する需要が大きかったのか、いくつかの大学から誘いがあった。

経営史に決めたのは、その講義を担当することになったからである。自分が研究していない時代のことも、日本やアメリカのことも、本腰を入れて勉強した。ここで私は、チャンドラー（Alfred D. Chandler, Jr., 1918-2007）と出会った。言うまでもなくチャンドラーは、アメリカを中心として大企業の経営史を扱った、20 世紀後半を代表する歴史家である。チャンドラーの現代企業の枠組みに接したとき、それが自分が掘りどころとしてきたウェーバーの官僚制の理念型とぴったりと重なることに気づいて、非常な親近感を覚えた。それはウェーバーをこういうふうに使うことができるという驚きでもあった。自分はそれまでベンディックス（Reinhard Bendix, 1916-91）風に、組織の形成を組織そのものにそくして説明しようとして煩悶していたが、チャンドラーは、組織の形成を現代企業の基本的発展方向（戦略）からみごとに説明していた。

5. チャンドラーと現代企業 ——「制度史（Institutional History）」——

社会科学には「制度（institution）」という考え方がある。チャンドラーはこの考え方を経営

* 1879 年の「商法講習所明治 12 年規則」の科目には「商業歴史」が、また外国語学校を合併した 1895 年には「商業史」も見られる（『東京商業学校一覧自明治 19 年 9 月至明治 20 年 9 月』）。東京商科大学への学制変更（1920 年）とともに、「商業史」は「経済史」に取って代えられたが、戦後、商学部が発足すると復活した。「商業史」は東京帝国大学経済学部でも、商業学科必修科目として置かれていた（『東京帝国大学要覧昭和 11 年度』）が、1950 年に「経営発達史」に変わっている。



史に取り入れて有効に使った。制度とは、人間集団における——目に見える、あるいは見えない——約束ごとであり、「人びとの選択を制約するもの」というほどの意味である。国家も、市場も、慣習も、法律も、制度である。

ウェーバーのいう‘*Ordnung*’——あえて訳せば「規律」——に近い。制度は、当事者の意思や行為とは異なって、歴史として扱うことができる。

企業も制度である。それは発生と発達をたどることのできる制度である。主著 *The Visible Hand* (1977; 邦訳『経営者の時代』、1979年) は、現代の企業の特徴を、1) 異なった複数の「業務の単位」と、2) 発達した経営階層組織を備えている、とする。ここで「業務の単位」とは、工場や営業所などの事業所のことであり、また「異なった」とは、生産と販売というように職能を異にした、という意味である。もともと事業は、工場か営業所か、どれか1つあれば営むことができた。それ以外の活動は市場にまかせることができた。これに対して現代の企業は、複数の職能を備えることによって、市場が「見えざる手によって」行ってきたことを、企業内で、経営階層組織といういわば「見える手」によって調整する、というのである。そのうえでチャンドラーは、企業内部の階層組織が、なぜ、どのように発達するかという問題を、組織そのものからではなく、企業がとった「戦略」から説明する。

チャンドラーによれば、現代の企業は、19世紀末のアメリカにおいて、それまで生産だけ営んでいた企業が、販売や原材料部門に進出することによって出現し、20世紀後半まで長期にわたって安定的地位を維持した。ここに見られるように、チャンドラーのいう現代企業の特徴は、生産だけでなく、販売や原材料部門を備えている——「垂直統合」している——点にある。垂直統合こそが市場に代わって現代企業を出現させた決定的契機である。垂直統合は、企業内に取り込んだ（内部化した）原材料から製品までの「財の流れ」を効率的に調整するよう、職能別部門制組織を発達させる。企業内に取り込まれた複数の職能は管理的調整の必要を生み、まずミドルの専門経営者を、次にトップの専門経営者を登場させる。彼らは専門的知識を備え、企業内情報を日常的に扱う立場にあり、株主に対して優位に立つ。専門経営者は利潤の極大化よりも、安定と成長を志向する。この連鎖が、現代の企業が確立する過程であり、チャンドラーにおけるアメリカ現代企業の発展の論理である。

6. 制度史の可能性

チャンドラーの現代企業は、アメリカの大規模な製造企業という歴史的経験から構成されたものであるが、ウェーバーの官僚制が普遍性を主張するのと同じように、普遍性の高いものとして描かれている。しかしこの、アメリカの、大規模な、製造企業は、どれほどの普遍性を持つのだろうか。

企業が経営階層組織を備えるのは、内部に管理・調整を要する問題が存在するからである。それは、人、もの、お金といった資源を、内部に抱える（内部化する）ことから生じる。19世紀のイギリスに典型的に見られたように、これらの資源を外部の「市場」に全面的に依存



し、必要なときに必要なだけ調達できれば、内部での管理・調整といった問題は起こらない。調整を内部組織によって行うか、外部市場に任せるかは、両者のコストに、あるいは十分に機能する外部市場が存在するかどうかによって依存する。

しかし「市場」というとき、そこには通常の財（もの）の市場だけでなく、労働市場や資本市場もある。これらは互いに独立して動き、別の市場圏をつくる。ここで、アメリカでは現代企業が垂直統合によって出現した、というチャンドラーの議論に立ち帰りたい。「垂直統合」とは、もの（通常の財）という資源の配分において、企業が市場に代替することにほかならない。しかし定義によれば、「労働力」や「資本」といった資源に関しても、企業は市場に代替しうる。それらがアメリカの歴史的経験と異なるとしても、それもまた現代の企業が出現する別の可能性ではないだろうか。例えば労働力というとき、長期雇用や先任権制度は、市場取引にもとづくものではない。資本にも、市場から調達したのではない「内部資本」がある。それらの資源を内部化しても現代企業である。それらが単なる可能性にとどまらないことは、日本やヨーロッパの歴史的経験から分かる。アメリカの経験は、現代企業が出現した一つのあり方にすぎないのではないか。

何らかの資源を内部化すると、管理・調整のための組織が必要となる。しかし労働力や資本の管理は、通常の財（もの）の効率的な管理とは、その資源の特性に応じて管理上の課題が異なり、組織の編成原理も異なってくる。内部資本を管理するためには、発達した職能別部門制組織も管理調整機能の担い手となるミドルのマネジメントもいらない。こうして現代企業の組織の構造には、いくつかの類型がありうることで、組織の構造は内部化された資源によって決まることが分かる。

7. 過去によって現在を説明する

内部組織を備えた大企業が注目されたのは、組織が市場に勝り、大企業が長期にわたって繁栄したからであった。しかしそれは今日を有効に説明できるだろうか。もはやそういう時代ではないのではないか。

目をヨーロッパに転じると、そこでは 1960 年頃から、大企業の不安定さとは対照的に、各地で中小企業が息を吹き返してくるのを見ることができる。中小企業は、西ヨーロッパの周縁部ともいべきイタリア中部から西南ドイツ、中欧、北欧にわたって分布し、各地に産業地域を形成しつつ繁栄を始めていた。

アルフレッド・マーシャル (Alfred Marshall, 1842-1924) は、こうした産業地域の存続理由を、そこに形成される「外部性」から説明した。マーシャルによれば産業地域を支えているのは、1) 専門化による規模の経済性、2) 熟練や技能の蓄積と継承、3) 知識の普及と改良の仕組み、4) 不況の影響の分散、といった、1 か所に集まることによってつくられる強みである。個々の事業者は、自分自身でこの強みを持っていなくても、そこに立地することによってそれを享受できる。一方、ピオールとセイベル (Michael J. Piore and Charles F. Sabel) は、



1) 域外市場や外部の環境変化への対応における協力、2) 地域ぐるみの熟練・技能養成、製品検査、雇用維持、資金供給、3) 量産技術とは異質な持続的革新を生み出す仕組みに注目する。1 か所集まるだけでなく、外部性が「組織されている」ことが重要だということである。こうした外部性の論理は、企業内の規模、範囲、速度を特徴とする大企業の論理とは異なる。

さらに、現代企業のモデルを「製造企業」に置くことは、どこまで普遍性を持つだろうか。すでに先進経済地域においては、就業者数、総生産、付加価値などどの指標からみても、製造業部門よりもサービスや金融などの第3次部門が勝り、この傾向は高まっている。たしかに金融もサービスも、いつの時代にも、どこにおいても見られた。重要なのは、現代においては、大規模な製造企業の持続的安定と、金融やサービスの繁栄とが、しばしば排除しあうような事態である。両者はその繁栄に適した環境やそこでの論理を異にしているかもしれない。

歴史を20世紀初めまでさかのぼると、大規模製造企業の出現に匹敵するほどの大きな変化を、金融やサービスにも見ることができる。19世紀の市場経済を通して活発だった国際金融とサービスは、製造業で大企業が登場する20世紀初めにその繁栄を終え、長期の低迷を迎える。国際貿易が衰退し基軸通貨が消滅した第一次大戦以降は、各国が自国の製造業を中心にブロック経済へと傾斜していったが、これは大企業時代の到来でもあった。しかし1960年前後から、ロンドンが国際金融センターとして復活し、世界を相手にした金融やサービスの取引、付随する保険や海運などが集まった。ヨーロッパ各地で大企業の安定的地位は失われたが、かえって金融センターは繁栄を迎え、競争力を増大させた。ロンドンもヨーロッパも実物経済では輸入超過だったが、金融とサービスにおいて輸出超過となった。アメリカもこれに続き、1970年代以降の大企業の安定喪失と引き換えるように、ニューヨークも国際金融センターへと変貌を遂げた。金融やサービスは、大企業とは異なった論理をもっているのではないか。それは組織の論理ではなく、市場の論理なのではないか。

こうして、アメリカ以外の、大企業以外の、製造業以外の世界では、異なった論理が働いているのではないかと考えられる。アメリカの大規模な製造企業も、今や、成長重視や長期的安定を特徴としているとは思えない。

経営史は、現代の企業の論理を解明する。歴史は理論とは異なって多様であり、その多様性を説明できるような多元的な論理を解明していくことが重要である。

経営史では、グラスやシュムペーターが述べたように、理論の助けによって結果から原因を演繹するのではなく、自らを当事者の立場に置いて説明することが大切である。当事者のそのような選択がなかったならば結果もまた変わったかもしれないという意味において、その意思決定も原因の一つをなすからである。これらを有効に記述する枠組みは、「制度」であろう。当事者の選択は、制度の一局面に取り入れることによって、歴史の一コマとして生きることができる。



日本経済史事始め

寺西 重郎

一橋大学名誉教授

私の経済史研究の初期の時期についてエピソードを交えつつ書いてほしいと言うことが編集部の要請である。問題を絞って、もともと理論経済学志向であった私がなぜ日本経済史の道に進んだかということの経緯を中心に取りまとめてみよう。

1963年春、一橋大学の経済学部後期課程に進んだ私が選んだゼミは中山伊知郎先生のお弟子の坂本二郎先生のゼミであった。坂本先生はシュンペーターの研究で有名であったことが選んだ理由であったが、当時の先生は未来学者として現代経済社会論の論客として活躍中で、基礎が十分にできていない自分は本格的に思想や理論の基礎を学ばなければならないと思っていた私の思いには必ずしもぴったり来るものではなかった。大学院の入試に合格して何人かの人に相談した結果、研究所の篠原美代平教授が日本経済論の花形であり、一橋の経済学のリーダーであると言う話を耳にした。ある日篠原研究室を訪ねたことから私の経済研究所との関わりと経済学研究が始まった。確かその時はまだ今の経済研究所の建物は出来てなくて、東校舎の一角に研究所が仮住まいをしており、篠原先生の研究室もそこにあったと思う。

話は少しさかのぼるが、私は大学時代サッカー部に所属しており、あまり体力もなくて、1年365日がサッカー漬けの日々でまともに授業にでることもなかった。大学時代の成果と言えば運動で少しは体が強くなったことぐらいであった。殆ど何も考えることもなく、と言うよりは瀬戸内海の島（広島県尾道市）から出てきて、都会の大学生活になじむのが精いっぱいと言う4年間であった。本もあれこれ読んではみたがどれもピンと来るものがなく、ただボーッとしているだけの何も考えることもない、言わば大学生としては間違いなく落ちこぼれであった。4年生に成って友人が就職活動を始めたのを見て私をあわてていくつかの会社を受けてみたが、ことごとく失敗し、仕方なく大学院に進んだという状況であった。そうしたわけで、大学院でも修士2年が済めばどこかに就職してもよいとか考えていたと思う。私をゼミ生として引き受けてくださった篠原先生も「新聞社ぐらいならいつでも就職を紹介出来るから」ということで引き受けていただいたと言う次第であった。先生は、このぼんやりした学生を就職させるためには、とにかく2年間で修士論文を書かせなければならないとお考えになったのであろう、最初から徹底的に実戦的な教育を受けることになった。化学会社数社の財務と生産のデータを与えられて、これらのデータから何かファク



ト・ファインディングせよ、と言うのが最初の先生の下さった課題であった。今から考えると、先生は「篠原経済学」の実証分析の真髄を叩き込もうと意図されたのであろう。しかし私の方は、なんとか何枚かのグラフを書いて見たが、何のためにそんなことをやるのかさっぱり分からず、途方に暮れたのを覚えている。そうこうして1年ほど経った時、篠原先生はハワイ大学の東西センターに1年間行かれることになり、私は『日本の景気循環』（勁草書房、1965年）で当時勇名をはせておられた藤野正三郎先生に預けられ、その後篠原先生の帰国後も両先生の話し合いで私は藤野ゼミに移ることとなった。

このころの終生忘れられない思い出にインドネシアの調査旅行がある。太平洋クラブに所属していた私の友人がインドネシアへの調査旅行を計画していて、私を誘ってくれたことによる。大学院の一年の夏に約1か月半ジャワ島を中心に「社会経済状況の調査」を行ったのである。当時はまだ学生が海外に行くなどということは珍しく、費用的にも大変であった。そのため太平洋クラブという課外活動のクラブを作って、企業からの寄付をもらうという方法がとられたのである。ただ、企業回りをして寄付をもらうには学生部長（当時は石田忠社会学部教授）の認可というお墨付きが必要であり、そのためには大学院の学生が参加していることが好都合であったから私が誘われたのであった。面接審査を経てもらったお墨付きの効果は抜群であり、何社かの大企業から予想以上の額の寄付をいただいた。加えてオンワード樫山からはみんなの制服、中外製薬からは薬一式といった寄付もあった。初めて飛行機に乗り、初めて訪れた海外の世界はまさに夢のごとくであった。隊長として一行を率いてくださった板垣與一教授（経済政策論）がスカルノ大統領と懇意であったことなどから、ムルデカ宮殿での独立記念式典に出席したり、日本大使館で夕食の招待を受けたりの日々であった。肝心の「調査」では、結局ジャワを一周し、村々では村長の家に泊めてもらった。プランバナナという遺跡のある町では月夜の明かりの下で遺跡を舞台に繰り上げられるラーマヤナの劇を見たり、まだ修復されていないボロブドゥールの遺跡を観光したりもした。

この旅行の結果、私は板垣先生と親しく接することになり、その後もしばしばお話を聞く機会があった。先生はいつも葉書で銀杏書房に本を注文され、それを月に何度か引き取りに銀杏書房に来られるということをやさっていた。何冊もの本を風呂敷包にして抱えて自宅まで持ち帰られるのである。私は当時毎日のように銀杏書房に行っていたから、しばしば先生にお会いした。そうすると風呂敷包み運搬のお役を仰せつかるということになるわけである。ただ運搬するのではなく、ロージナの隣にあった邪宗門という先生お気に入りの喫茶店に立ち寄り、コーヒーをごちそうになりながら、先生の政治経済学のお話を伺うというのが常であった。少なくとも1時間、長いときは2、3時間以上も拝聴するというのがいつもの段取りであった。グスタフ・シュモラー、カール・メンガー、ポール・バラン、ポール・スティージャー……。お話は縦横無尽に多岐にわたり、尽きることはなかった。先生の経済政



策概論の講義でも何冊もの本を持ってこられて、その説明をなさるのが常であった。ラテン語・オランダ語を含む数か国語に堪能な先生の学識のあふれるお話は、当時、数学にはまっていた私には新鮮そのものであったが、どのくらい理解できていたかは定かでない。とにかく、とてつもなく広い知識の海に自分は漕ぎ出しているのだ、という自覚をこの時持ったことは確かである。

博士課程に入って私の師となられた藤野先生は日本の景気循環分析で当時大変著名であったが、「経済学のミニマム・エッセンシャルズ」と言う論文を『思想』に書かれたぐらい、徹底した基礎理論重視の先生であり、私にはこれが幸いしたように思われる。まずミクロとマクロの基礎を徹底してやれと言われて、J.R.ヒックスの「価値と資本」(岩波現代叢書)などを手始めに、博士課程に行ってから P.サミュエルソンの *Foundation of Economic Analysis* (Harvard Economic Studies) などを徹底して読んだ記憶がある。当時2学年下には統計学の磯野ゼミの(のちに同僚となる)刈屋武昭がいたが、彼と一緒に、と言うより、彼の指導のもとで数学もずいぶんやった。1967年から69年ごろにかけて、コルモゴロフ・フォーミンの『関数解析の基礎』(岩波書店、1962年)やポントリヤーギンの『常微分方程式』(共立出版、1967年)、皆川多喜蔵の『射影幾何』(至文社、1966年)など数冊の数学書を、朝から晩まで二人で議論しながら読み続けたことは忘れがたい思い出である。博士課程3年のころには阪大から二階堂副包先生が来られたので一般均衡論がやはり、先生の『現代経済学の数学的方法』(岩波書店、1960年)やG.ドブルーの *Theory of Value* (Cowles Foundation Monograph Series) の一般均衡解の存在証明に魅了されたのもこのころのことであった。と言うわけで、博士課程に進学しての私は、水を得た魚と言うか、経済理論に魅せられ、今から考えても夢のような3年間を過ごした。「参入価格と意図された過剰能力」、「Money in Portfolio Analysis」、「失業・人手不足と貨幣的成長」と言う3本の理論に関する論文が、3年足らずのうちに立て続けに雑誌『季刊理論経済学』(現在の *Japanese Economic Review*) に掲載されたのも、このころであった。

さて、そんな「理論経済学っ子」であった私が現在のような経済史の研究者になったのには、経済研究所に就職したことがきっかけであった。私は博士課程3年の時に、今度は大学への就職と言う苦手な就活問題に再び直面することとなった。その頃阪大から専任講師として雇ってもよいと言う話が藤野先生のところに来ていたようであった。しかし私は、また慣れない地であれこれ調整に時間を取られるのはかなわないと思い、助手でも何でもよいから一橋に居ることはできませんか、と藤野先生にお聞きした。先生は苦笑されて「しょうがない奴だ」と言うことで一橋の研究所に専任講師として雇っていただくこととなった。1970年の春のことであり大学紛争が一橋でも吹き荒れていた時期であった。本館も過激派に封鎖されていたはずである。教授会は連日深夜まで開かれており、私の人事など扱え



る状況ではなかった。結局私が就職できたのは普通の2カ月遅れの5月1日付であった。当時の研究所は分析手法を行とし、地域分野を列にする行列型の研究組織を取っていたが、私は藤野先生の所属する日本経済第二部門の貨幣的分析担当に入ることとなった。第一部門には大川一司先生や南亮進助教授などがおられた。

当時の経済研究所は、何やら活気にあふれていたように思われる。スター的な有名教授、都留重人、大川一司、篠原美代平それに新進の藤野正三郎教授などがいたことに加えて、のちに研究所の名声を内外に高めた日本経済の長期経済統計の推計がその佳境に入っていたことによるのであろう。多数の内外の研究者が来訪し、各研究室では何人もの計算補助の女性アルバイトがいた。まだシャープの計算機が出たばかりのころであり、大部分はそろばんによる人海戦術による作業であった。このプロジェクトは当時、所内ではロック・プロジェクトと呼ばれていたが、文字通りアメリカのロックフェラー財団の援助で始まった研究であった。のちに資金源は科研費に切り替わるのであるが、このことの意味は現在の視点からはかなり重要であると思われる。ロックフェラーはアメリカの中では比較的に中立的な財団であったが、当時の東西冷戦の激化と第二次大戦後の第三世界の誕生と言う世界情勢の下で、アメリカの世界戦略の一環としてこのプロジェクトが始まったのである。新興の途上国は独立後の発展戦略を模索しており、アメリカとソ連は朝鮮戦争からベトナム戦争までの軍事衝突を含む熾烈な冷戦下にあった。その中で米ソが世界の経済システムの在り方をめぐって経済成長力競争にしのぎを削っていただけでなく、経済学もその中に組み込まれていたのである。当時の日本の大学の経済学の大部分は、マル経すなわちマルクス経済学と近経すなわち非マルクス経済学の専攻が教授のポストや講義の内容において拮抗しており、日本でも社会主義革命の可能性が現実性をもって語られていたような時代であった。こうした中で、日本は資本主義陣営の極東における最前線であった。アメリカにとって日本経済の明治以来の経済成長は、資本主義経済成長モデルの優秀さを示すための格好の題材であったのであり、その研究を支援することはアメリカの世界戦略の一環としての重要な意味を持っていたのであった。経済理論面では計量経済学やゲーム理論はまだ揺籃期にあり、ケインズ経済学の興隆の影響下で、マクロの経済成長理論と一般均衡論が花形の分野であった。いわば、アメリカの文化的覇権主義の下で、日本経済のマクロ的成長分析は世界の最先端分野であった。そうした状況下で一橋の長期経済統計分析は進行したという側面があるのである。

さて、私の研究であるが、1970年5月の辞令を受け取った日かその数日後であったが、藤野先生の研究室に呼ばれて、一冊の古色蒼然たる統計書を手渡された。大蔵省の昭和戦前期の『預金部報告書』であった。先生曰く、現在、戦前期日本の資金循環勘定の推計を始めている。それをお前に引き継ぐから、まず大蔵省の預金部の貸借対照表の推計から取り掛か



ってほしい、と言うことであった。全くの「理論っ子」で、もちろん預金部などの存在すらも知らない私にとっては、晴天の霹靂であったが、それが現在まで続いている日本金融史とのかかわりの始まりであった。その頃統計部門の溝口敏行助教授が「寺西さん、こういう仕事は、いつの間にか、気づいたら出来上がっていた」と言うタイプの仕事だから、絶対に焦ってはだめだよ、と教えてくださったことが強く記憶に残っている。資金循環表の推計にはその後30年近くかかり、2000年の藤野・寺西『日本金融の数量分析』（東洋経済新報社）の刊行で一応の完成を見た。こうした大きな仕事を構想し完成させると言う研究姿勢の面では藤野先生は卓越しており、マクロ経済分析での業績は言うまでもないが、在庫の歴史データ構築や長期の景気指数の作成など日本のマクロ的歴史研究の基礎データの構築においてもたぐいまれな貢献をされたと言えよう。基礎データの構築にもとづく歴史分析と言う先生の姿勢から多くのものを学んだ。私は個別の銀行・会社や商家のデータを発掘して分析する能力は全くないが、マクロ的データを用いることで一応金融史の仲間に入れてもらえるようになったのはひとえに藤野教授から教わった研究方法による。

私が経済史研究に踏み込むことになったのはこのように日本経済の実証研究をいわば研究所員の「業務」として行うことになったからであるが、単なる理論から離れて歴史研究を志すきっかけとなったことには、一つには東大の宇沢弘文教授の影響がある。宇沢教授はシカゴ大学でミルトン・フリードマンの新自由主義的な思想とベトナム戦争などに関する態度の点で強く対立し、1970年前後には日本に帰ることを考えておられた。その際一橋も小島清（国際経済学）、二階堂副包、藤野正三郎などの方が強い歓迎の姿勢を示し、確か3度くらいの連続公演をお願いしたと言う経緯があった。結果的には宇沢さんは東大に帰られたのであるが、そのころから私は宇沢さんの友人の藤野先生の弟子であるということで様々なことでお会いする機会を持つこととなった。宇沢さんは自分のお弟子である海外の経済学者を呼んで、たびたび国際コンファランスを開催されていた。1971年ごろであったと思うが、国際計量経済学会のファー・イースタン・ミーティングが東京で開かれたが、その時報告した私の論文のコメンターは宇沢さんのお弟子のスティグリッツ（後にノーベル賞受賞、現コロンビア大教授）であった。その後も箱根、宝塚、六甲、逗子などで何度もコンファランスが開かれたが、私は殆どすべての会合に呼ばれて、宇沢さんのお酒のお伴をし、また宇沢さんの東大ラグビー部時代の先輩であり同じ数学科出身であった稲田献一阪大教授にマージャンのお伴をさせられることになった。その後も宇沢教授とのおつきあいはあれこれ続き、最後は、2005年に日大の経済学部設立された中国アジア研究センターの顧問を私と宇沢さんで引き受け、講演会のある度にお酒を飲み、語り合うと言うお付き合いを数年間させていただいた。

私が経済史研究に進むことに理論経済学者の宇沢さんの影響があったと言うと不思議か



もしれない。しかし私の30代のもっとも多感な時期に宇沢さんから教わったことは、新古典派の世界の機械性・非人間性・非社会性などという問題点だった。新古典派の成長モデルは当時の最先端の研究テーマであったが、その一つ一つの方程式や関数を取り上げて、それがいかに現実の企業や人間の行動の過度の抽象化に陥っているかを諄々と説かれる様子は今でもありありと思い出される。宇沢さん自身はこうした判断を基にヴェブレンやケインズの研究に進まれたわけだが、私に対しては経済史をやるに際しても常に人間を見ること、社会の在り方を考えることを指導してくれたと思う。加えて理論構築の厳密性と言う点では、私は全くかなわない雲の上の人であったが、隙のない理論展開が必要であることは身に沁み込むまで教わったと思う。あるとき、箱根の開銀の寮で開かれたコンファランスでは、スティグリッツが朝10時から夜7時まで一人でブっとおしで資本コストの論文を報告したこともあった。私には英語の問題もあり、よくついていけないところもあったが、普通なら、他の論文でも一般的に用いられているとして、簡単に片づけられるあらゆる関数、仮定の意味を徹底して議論して詰めるという姿勢は実に感動的でさえあった。私は現在、哲学史・宗教史の視点を加味した経済史、言い換えると文化史と経済史の接合部面での研究に向かっているのだが、この研究を進めるにあたってこうしたトレーニングが、若いころの数学のトレーニングと並んで、役立っていることを実感している。

また最近になって思うのだが、宇沢さんはやはり本質的な問題に肉薄していたと思う。宇沢さんの有名な二部門成長のモデルは消費財と投資財の二部門モデルであり、当時一橋で中心的な話題であった農業と工業の二部門モデルではないことが私にとって不満であった。しかし現在の時点で考えると、そうした伝統的な先進・後進と言う経済発展論ではなく消費財の生産と言う本質的な変数で成長を論じると言うことは、人間と消費の関係と言うもっと普遍的な経済発展の問題にかかわっていると言う意味を持っている。またその後宇沢さんが提唱された社会的間接資本の問題も地球資源の有限性と人間活動の在り方と言う意味で普遍的本質的である。今後の日本経済史の研究もこうした視点から取り組む必要があるのではないかといまさらながら思うわけである。

最後になるが、私に経済史研究の「面白さ」を教えてくれて、私がそこから抜け出せなくなるきっかけを与えてくださった方として中村隆英東大教授がある。中村さんとの最初の出会いは『経済研究』に「日本経済論の展望：戦前の部その1」（1972年）のシリーズのサーベイ論文を書いていた頃だった。確か如水会館で行われた何かの会議に中村さんも出席しておられて、寺西論文は日本資本主義論争を踏まえていない、と言うきついご批判をいただいたのが最初の出会いであった。黒縁の眼鏡をかけて働き盛りの先生のご様子はちょっと怖かったことを覚えている。このサーベイ論文は、理論ばかりやっていて何も実証研究をしたことのない私に勉強させるために藤野先生が勧めてくださったテーマであった



が、「その3」まで書いたところで、塩野谷祐一教授（後、学長）からの「サーベイばかりやっていないで、自分の仕事をやらなければだめだ」と言うもっともな批判の一撃もあって、それきりで終わりとなった。

中村さんとはその後も何度かささまざまなコンファランスでお会いしたと思うが、親しくなったのは、1981年ごろから始まった松方デフレに関するアジア経済研究所の研究会に参加させていただいてからであった。この研究会で私は政治経済史学と言うものの面白さを初めて教わり、その結果日本経済史研究に「はまってしまった」。特に中村さんの人柄に触れるとともに、日本政治史の坂野潤治東大教授と出会ったことが私にとって大きな収穫であった。会議の後で中村さん、坂野さん、それに阪大（後、国際日本文化研究センター）の猪木武徳さんなどといっしょに中村さんのお宅の近くの五反田の居酒屋や坂野さん行きつけの銀座のバーなどで酒を飲んだことの経験は貴重であった。私は相変わらず理論屋で歴史の知識が不足しており、中村さんと坂野さんの政治史論議特にさまざまな人物論議にはついていけないことも多かったが、とにかく勉強になった。中村さんが每晚寝る前に『原敬日記』を数頁読むのが習慣だと言われるのを聞いて、あわてて全何巻かの日記を手に入れたが、当然ながら私には、とても寝る前の楽しみに読めるという代物ではなかった。中村さんの業績は在来産業論などが有名であるが、その学問の真骨頂は歴史上の人物論ではないかと思う。伊藤博文にせよ西郷隆盛にせよ井上馨にせよ、中村さんの研究の基底には歴史上の人物の人生と思想、行動に対する理解を基礎に政治経済史を組み立てるという姿勢が貫かれていると思う。その真骨頂が3年ほど前に発売された『明治大正史』（東洋経済新報社）であろう。これについては日本経済新聞（2015年11月22日）に書評を書いたので参照してほしい。

私は現在、日本金融史と日本経済史の研究の到達点として、鎌倉新仏教を中心とする宗教日本の経済文化の研究にとりかかっている。この研究テーマは人間の在り方から発想するという諸先生方の教えの延長上にあるのではないかと言う思いを、いまさらながら、強くして居る。この点についてはまた講を改めて取りまとめたと思う。



西洋法制史事始め

山内 進

一橋大学名誉教授

入学 私が一橋大学を受験したのはたぶん、ヒトツバシという名前に魅力を感じたからだと思う。一橋の地名は一橋家が近くに居を構えていたことと関係しているはずで、名前に高貴な香りがする。そう私は感じていた。もちろん、最後の将軍となった一橋慶喜が暗愚の人であれば、そうは思わなかったであろうが、彼には能力と先見性がある。だから、一橋が単なる地名の意味しかもたない他のどの大学よりも格好がよい。私はそう思った。国立のキャンパスを見たとき、私はその思いを確認した。人の行動に大きな比重をしめるのはしばしば美意識である。美意識が強すぎて失敗する例も枚挙にいとまないが、幸運をもたらすことも少なくない。

幸いにして、私は1968年にこの格好のよい大学に入学することができた。私は法学部を選んだが、さして大きな理由はなかった。いまでも結構な数の学生がそうではないかと思うのだが、入りたいのは一橋大学であって、なにをそこで学ぶかはそれほど重要ではない。漠然と私が考えていたのは弁護士になって、生涯自由で自立した生活を送りたいというものだった。現実には弁護士になったからといって、自由で自立できるかということ、そうでもないようだが、とにかくそのとき私はそう思って、法学部を志望し、幸いにも成功した。

しかし、その思いはすぐに消えてしまう。私は合格発表の掲示の確認を親戚に頼んで小樽に帰郷していた。発表当日、映画館にいて、受かったという報があれば映画館で呼び出しをするように頼んでいった。昔はけっこう、そういう呼び出しがあった。何を見ていたかまったく覚えていないので、やはり気もそぞろだったのかもしれない。幸いにして呼び出しがあって、名前が呼ばれたその瞬間に「入った」と思ったことはよく覚えている。

ところが、当時の一橋大学は発表のその日のうちに手続きをせよという無茶苦茶なことをして、親戚から、猶予を頼んだのでとにかくすぐに受験票をもって上京しろ、という連絡があった。これは大変だと言うことで、すぐに私は、函館本線で一番速かった、2両の蒸気機関車に引かれた急行列車に乗って、東京に再度出発した。途中で読もうと、そのとき私はなんでもよいからと深く考えずに、岩波新書で新刊の法律系の本を一冊買った。時間もたっぷりあったこともあって、私は東京への長い道のりのなかで、その本に読みふけてしまった。そして、感心した。その本の題は、渡辺洋三の『日本における民主主義の状態』（岩波新書、1967年）というものだった。その後書きで、このようなスタイルの法律の研究は法社会学という新しい研究領域に属すると書かれていた。着いた足で国立の事務所に出向くと、そこには手続きの期間を延長するという張り紙がひっそりと出ている。私は、毎年このようなことをしているのかと呆れたが、とにかく手続きは無事済ませることができた。



しかし、もし大学の、このような奇妙な慣習（だったと思う）がなければ、私の進路はもっと違ったものになっていたかもしれない。

法社会学研究会 読んだ本の影響で、私は司法試験もいいが、その前に、あるいは同時に法社会学というものを勉強しようと思うことになった。入学直後にサークル勧誘が盛んに行われるのはいまも同じだが、そのある日のこと、ふと見ると「法社会学研究会」という名前が記されたチラシが垂れ下がっている机がぼつんと日だまりのなかにあった。気づいたのが不思議なくらい、その机はひっそりと佇んでいた。勧誘の受付のようだが、誰もいなかった。参加希望者名を書く欄のあるノートが机のうえにおいてあった。もちろん、いかにも地味そうなサークルの入部希望者欄には名前は一つもなく、白紙だけが見えていた。私は少し迷ったが、思い切ってその白紙の罫線のうえに、私の名前を記した。晴れてはいたが、少し寒くて手は冷たかった。

当時、文系サークルの部室はほとんど、小平にある、いまにも壊れそうな建物のなかにあった。法社会学研究会はそこで週に一度くらいのペースで研究会を行っていた。私はさっそうと先輩の訪問を受け、研究会に参加することになった。高校までは体験したことのないような勉強会だった。本をきちんと読んでいくということをここで教えてもらったような気がする。その時の数少ない先輩のなかにいた浦上清氏（元日立製作所香港社長）とは最近また一緒に読書会（「思史の会東京」という）をしているのもやはり縁というものであろう。

私が入学した 1968 年は学生運動が盛んな時期で、デモやストは始終行われていたが、学生のほうはけっこう読書に励んでいたように思う。文系のサークルもかなりあって、口角泡をとばすという感じの議論もよく行われていた。私は小平の一橋寮に住み着き、蚕棚のようになっている就寝用の空間に机を持ち込んで、夜遅くまで本を読んだ。部屋の仲間や先輩たちと雑談をたくさんして、それから夜中の 12 時頃にインスタラーメンを食べて読書するというのが毎日の生活だった。もっとも、その成果はかなりあやしく、いまでは普通に就寝するのが一番合理的だと思っている。

しかし、18 歳で親元を離れ、自由に時間をつかって、実はあまり面白くないが、大事そうだと思う本に果敢に立ち向かっていったのは、たとえ内容が身につかなくても、とにかく私としては上出来だったと思う。お世辞にも清潔とはいえなかったが、私にはとても楽しい寮生活だった。寮では講演会もあった。たしか入寮記念講演ではなかったかと思うが、講師に高島善哉先生と件の渡辺洋三先生というじつに豪華な組み合わせもあった。中身はほとんど覚えていないが、印象には残っている。唯一覚えているのは、高島先生が、一橋大学の経済学者はもっと世界をリードする理論を打ち立ててほしい、とくに都留重人氏には力があるのだから時事問題よりも理論構築をして、イット イズ ツルー と世界に言わせてほしいと語られたことである。古ぼけた寮の食堂に二人の著名な学者がよくきてくれたものと思うが、それだけ若い人たちに希望をもっていたのであろう。渡辺先生の話も直接聞く



ことが出来て、私は満足だった。いま思えばサインくらいしていただければよかったのだが、引っ込み思案の私は黙って部屋にもどっていった。

その後、大学では学生がストを決議したり、学園の封鎖をしたりして、授業がおこなわれなくなった。私たちは自分で生活をコントロールしなければならなかった。私は読書を選んだ。

「法学会報 第6号」 私が入学した頃、法学部には学生法学会というのがあった。法学部を学生の側から充実させることをめざすという会であった。法学部はまだ創立期の状態で、教員の数も少なく、これを充実させることが急務とされていたので、学生もそのために法学部をよりよくし、自らも切磋琢磨するためにこのような会を設けたらしい。法社会学研究会はその一翼を担い、学生法学会が発行する学生の機関誌兼理論誌「法学会報」の発行に協力していた。私はわりとまじめに研究会での勉強会に取り組んでいたもので、2年生のときに先輩から会誌に投稿するように勧められた。

私は喜んで投稿した。幸い第6号（1969年11月）に採用されたので、これが私の最初の論文ということになる。いま読み返してみると、まったくの駄作で抹消すべきがらくたでしかないのは残念だが、興味をひくことが2、3あった。

一つは、この第6号の執筆者である。私以外に先輩の浦上氏とあとふたりが書いているのだが、浦上氏は自分で現在研究所を立ち上げて中国経済と日本経済について論陣を張られているし、もう一人は法社会学研究会の客分のような存在だった諏訪康雄氏（労働法学者、法政大学名誉教授・元中労委会長）、さらに一人は聖書に関する著作を多数書いている中川健一氏である。みなそれぞれ著作を発表していまも盛んに文筆活動を行っているので、この第6号は当時の法学部学生の知的な潜在的力量を示しているように思う。

二つ目は表題である。「法律学における歴史と論理」というのが拙稿の題目で、経験科学としての法律学を創っていくために歴史的研究が必要だと主張している。これは、私が歴史に関心をもったことを示しており、後の研究生活とのつながりを暗示している。

三つ目はさらに後の研究にも直接つながる部分で、長いがそのまま引用しておこう。

「とにかく生産力が低く大地＝土地に人間が従属しているような社会において、かような「体内道徳」に反する行為をなしたものは共同体規制の発動をうけた。よくなされたのは、共同体からの排斥、乃ち土地との関係行為の清算であった。ゲルマン古法においては「アハト事件」として犯人は「平和喪失」に処せられ、「一切の共同体から排斥され、今まで彼に平和を保障してきたジッペからも排除された。」（ミッターイス）。このために彼は自己の生命を維持すべき手段を失い、「従って彼は、森の浮浪者、人間狼になり、狼の頭を持つことになる。」また以上から大体推測されると思うが共同体どうしは決して連帯していなかった。むしろ、敵対していた。ドイツにおいてフェーデが中世末まで国制の一要素を形成していた



事、中国において械闘が革命前まで存在した事、それが共同体の崩壊と関連している事は、それを証するだろう。従って共同体相互の間隔は「社会的真空地帯」であった。」

この時期に私がすでにフェーデ（私戦）に着目していたということがこの三つ目の興味を引く点である。なぜなら、後の私の研究（たとえば、『掠奪の法観念史 中世ヨーロッパの人・戦争・法』東京大学出版会、1993年）に見られるように、フェーデは私の研究において重要な位置を占めているからである。

西洋法制史ゼミの選択 私はこうして司法試験から大きく離れて、西洋史に強い関心を持つようになった。当然、ゼミナールの選択において、私は西洋法制史のゼミに加わることにした。当時、一橋大学法学部の教員は数の点では明らかに劣っていた。その数は助教授を含めてたしか15に及ばず、主要教科の民法ですら専任の教員は一人であった。しかも、創設期の著名な教授たちの多くは退官間際であった。これは存立に関わることだという危機感すら漂っていた。

基礎法の分野でも教員は、西洋法制史の勝田有恒先生、現在では情報法の大家として有名であるが当時は英米法を担当されていた堀部政男先生のふたりだけだった。堀部先生は着任したばかりで、まだ専任講師であった。法哲学も法社会学も日本法制史も専任の教員はいなかった。しかし、なぜか西洋法制史には先任者がいたうえ、ゼミが開かれ、担当者はドイツから帰ってきたばかりの新進気鋭の勝田先生であった。

歴史をひもとくと、西洋法制史の講義が開始されたのは昭和7年（1932年）のことであった。それまで休講となっていた法制史が、この年から日本法制史と西洋法制史として開かれることになり、日本法制史は川上多助、西洋法制史は町田実秀が担当することになった。町田先生は、東京商科大学第1期生で、最初の学部1年生として商大で開講された三浦新七ゼミナールの最初の学生となった人である。研究科に進学して、三浦新七と労働法の開祖である孫田秀春に師事した。1926年にドイツに留学して、帰国後東京商科大学附属商学専門部教授となり、本科で西洋法制史を担当することになった。ドイツでは、三浦先生の勧めでヨーロッパにおける団体の研究を法制史の観点から進めた。東京商大の先進的なヨーロッパ研究には法制史的研究も必要だという三浦先生の考えによって、町田先生にその役割が課されたらしい。研究対象となった団体の歴史は、団体を知ることがヨーロッパ理解に不可欠だ、という三浦先生の考えから来たものと思われる。東京商科大学の時代にすでに専任の西洋法制史の教員がいたというのは驚きであると同時に、いかにも一橋らしい話だと思う。

一橋大学の西洋法制史は当然ながら東京商大の西洋経済史・文明史研究の流れを汲んでいる。したがって、研究の力点は実定的法律の前史の研究というよりも、法を通じて西洋と日本を知る、あるいは考えるという精神を強くもっていたように思える。町田先生の多数決原理の研究も勝田先生のヨーロッパ（共通）私法史の研究もそのような方向性をもっていた



と私は思う。私の研究もこの線上にある（と、私は信じている）。

身分制 私の先ほどの論文（もどき）は、ヨーロッパ中世について、個々の小さな共同体が一個の宇宙として完結し、共同体相互の間には「社会的真空地帯」があると伝えていた。そのうえで指摘していることは、その真空を利用して活動したのが商業資本だということである。そうして、二つの言葉が引用されている。

①「商品交換は、共同体の終わるところに、乃ち、共同体が他の共同体または他の共同体の成員と接触する点に始まる」（マルクス『資本論』）。

②「計算の要素が上記の伝統的な諸団体の内部に向かって浸透し、そこで古き肉親的同胞愛の関係を破砕する。家族共同体内部において、勘定・計算が行われ、経済がもはや純粋に共産的に営なまれなくなる……」（マックス・ヴェーバー『一般社会経済史要論』）。

引用している素材は凄いが、これだけではなにをいわんとしているかよく分からない。要するにヨーロッパの中世的、結縁的共同体は、共同体の外部にある、「計算」によって支配される商品交換体制によって浸食され、破壊されるということである。破壊されたあとに来るのは資本主義で、法的には自由な商品交換を可能とする自由主義的体制、経済の自由やそこに始まる個人の自由が権利として措定される。言わば資本の論理が自由な経済活動やその他の権利を生み出すという認識が示されている。これは、ソビエトの法学者で、スターリン憲法の作成に関与し、ソビエト法学を牽引し、後にスターリンによって肅正された法学者パシュカーニスの理論を前提としている。法社会学研究会では藤田勇『ソビエト法理論史研究』（岩波書店、1968年）などもテキストにして「近代法」について検討を行っていた。私はパシュカーニスの『法の一般理論とマルクス主義』（日本評論社、1967年）や東京大学社会科学研究所編『基本的人権』（全5巻、東京大学出版会、1968—69年）などを頼りに、「近代法」形成のプロセスを実際に歴史的研究によって描き出せないかと考えていた。

大学3年生か4年生の時の夏休みに、私は北大のロシア史研究者、鳥山成人先生とあって、話を伺う機会を得た。たまたま兄が北大の大学院生で、鳥山先生と面識があったので、私を紹介してくれたらしい。兄にそのようなことを頼んだ覚えはなかったが、とにかく行ってこいということで、図図しく会わせていただいた。私は近代的自由というものが商品交換の一般化によって生まれるということを歴史的に明らかにしたいと伝えたが、鳥山先生は、私の言っていることは理解できない、近代的自由は歴史的には西洋に特徴的な身分制から生まれるものだ、と言われた。ロシアではなぜ近代的な自由が確立しなかったのかという問題があるが、それはロシアにおける身分制の欠如あるいはその不十分な発展に由来する、というのが鳥山先生の考え方だった。実際、先生はその頃、ロシアにおける身分制の問題について研究を進め、いくつかの見事な論文を書かれていた。

身分制とは3部会を想起するとよいであろう。聖職者、貴族、市民という身分団体が強固



な実力をもち、国王権力による専制的支配を規制するというのがその考え方で、近代の議会も3部会など身分制議会の発展形態である、と理解される。実は、個々の小さな共同体にはそのような身分団体も含まれるし、三浦先生や町田先生の団体も又多くの点でこれと重なり合っている。

私は考えてしまった。歴史に関心があるといいながら、実は歴史の勉強をしていないに等しい状態にある、という事実に気づいたからである。夏休みが終わって、ゼミが再開されたとき、私は勝田先生にことの顛末を話したところ、先生は自分も鳥山さんのいう通りだと思ふ、と断言された。私は不遜にもそうかなあなどと思いつつ、身分制について調べてみた。すぐに分かったのは、身分制は日本における西洋中近世史研究の当時の大トピックだということだった。研究の中心におかれたのはドイツの中世史家オットー・ブルンナーの『ラントとヘルシャフト』(1939年)で、フェーデを中世の国制の基本要素、合法的暴力行使と規定しつつ、その理由として武力を有した強力な地域権力の分散的存在とその自立性をあげていた。この自立的な地域権力、中世ヨーロッパに特有の国制があつてはじめてヨーロッパに近代的な自由が現出する。近代は中世の否定ではなく、その延長上にある。

オットー・ヒンツェ 戦後日本を支配してきた近代主義は、かなり図式的にいつてしまえば、中世の否定と近代の肯定のうえに成り立っていた。それによれば、近代は封建的中世の否定によって、法的には個人の自由と権利を尊重するシステムを構築した。近代の自由は自然法思想や社会契約論によって創り出されたものであつて、市民革命によって実現されたとされる。ここでは、中世と近代は明確に区分され、陰画と陽画のような関係に立たされた。しかし、歴史の流れがそれほどはっきりと断絶することなどあるのだろうか。身分制を中心とする新しい研究はそのような言わば断絶史観に対する反論だった。

私は、観念的に法の問題を考えることはやめて、歴史をきちんと勉強しようと考えて大学院に進学した。しかし、首尾よく受験には成功したが、入ってしばらくの間はどうしようか迷っていた。身分制の問題が核になるとしても、オットー・ブルンナー的研究はすでに大いに進んでいる。私がいまさらはじめても、その成果をなぞる以上のことはとうていできないように思えた。それでは、私が研究する意味がない。また、ブルンナー的国制史は、フェーデに関する動的記述はあるものの、中世的世界の静態的構造論を中心とするものだった。その構造が近世を貫き、19世紀以降の近代にいたってはじめて解体し、国家と(市民)社会という区分がうみだされ、完成したと主張された。国家が暴力を一元的に独占し、社会は武力をもたない市民たちの集まりとなるのは19世紀のことで、それまでは身分制的な「旧ヨーロッパ」があつたにすぎないという。

私はこの主張には納得したが、なにか違うという感じはもっていた。だから、もっと異なったアプローチができないものかと考え、その対象を探っていた。修士課程にはいつて何ヶ月かがすぐにたつていった。修士論文は2年で書くのが原則である。1年生の夏休みが始ま



る直前に私は勝田先生に呼び出された。タイムリミットなので、修論のテーマを明示して、説明せよということであった。私は決断を迫られていた。

迷ってはいたが、私は決断した。勝田先生との面談では、オットー・ヒンツェの研究を試みたいと伝えた。ヒンツェは帝政期のドイツとワイマール時代に活躍した著名な国制史家であった。ヒンツェの代表的著作は近代国家の形成と身分制に関するもので、この後者の点で当時は高く評価されていた。身分制研究の代表的研究者であった東大の成瀬治先生もヒンツェを評価し、その身分制の研究を翻訳するという話もでていた。実際、それは『身分制議会の起源と発展』（創文社、1975年）として刊行された。だが、成瀬先生の評価はあくまでも、ブルンナーにいたる身分制研究のひとつの段階というもので、最後の最高の段階はあくまでもブルンナーにあった。しかし、私は必ずしもその見方だけが正しいとはいえないのではないかと密かに考えていた。どこがということは分からないので迷っていたのだが、少なくともヒンツェのほうがブルンナーよりも動的だと感じていた。

何が動的かといえば、ヒンツェには国家を見る目があったということである。ブルンナーは身分制的構造の持続性とその歴史的影響力に視点を定めて大きな成果をあげたが、その構造的な身分制が解体して、国家と社会の分離が19世紀になって生まれたと主張した。これは画期的な認識だった。しかし、そのような分離がなぜ、どのようにしておきたかについてはとくに語らない。ヒンツェはそれを語っていると私は感じていた。感じていたというのはまだ自分でほとんど読んでいなかったからである。わずかに読んでいたのは、阿部謹也先生が訳されていた『封建制の本質と拡大』（未来社、1966年）くらいであった。幸いほかにヒンツェの研究をしている人もいなかったのも、たとえ駄目でも何らかの意味ある研究はできるだろうと私は考えた。勝田先生にオーケーをもらって、私は直ちにヒンツェの著作を読み始めた。

国家理性とカルヴィニズム ヒンツェには三巻からなる論文集（1 Staat und Verfassung, 2 Soziologie und Geschichte, 3 Regierung und Verwaltung）があった。私はそれを銀杏書房に発注するとともに、図書館から本を借りだした。ヒンツェの写真が第三巻の扉のところにあった。私はその写真をみて、いたく感動した。自分の研究者としての出発点においたヒンツェの、いかにも学者らしい風貌をみて、私は自分の選択は間違っていなかったと直感した。いかにも脳天気であるが、それはそれでよいのだと思う。これはもう、ひたすら読み進むしかない。

幸いにして、私はなんとか期日に間に合わせて修士論文を提出することができた。ヒンツェには上からの視点と下からの視点があったこと、それゆえ国家形成と身分制の双方に注意を払い、動的な視点と静的な視点が巧みに統合されていたこと、社会学とくにヴェーバー社会学の成果が利用されたこと、国際的な連関が重視されたことが特徴的であるというのが私の論文の要点だった。しかし、私がとくに関心をもったのは「国家」とそれを創りあげ



る「精神」との関連の指摘である。ドイツにおいては他の領邦国家を尻目に、プロイセンが近代的権力国家への道を歩むことが出来たのは統治者層がカルヴィニズムに宗旨替えをしたからだという指摘は新鮮だった。しかも、ヒンツェはヴェーバー社会学に出会ってから、これをいっそう精緻に展開し、「カルヴィニズムと 17 世紀初頭ブランデンブルクにおける国家理性」(1931 年) という見事な作品を最後に著している。

最後にというのは 1930 年代にはもはや仕事を発表していないからである。目を悪くしてベルリン大学を退いていたこともあるが、決定的だったのはナチス支配の第三帝国が出現したことだった。フランス革命の研究者でもあった妻のヘドウィヒはユダヤ人だった。ヒンツェは 1938 年にはそのためにプロイセン王立アカデミー会員の資格をうばわれ、1940 年に死亡している。ヘドウィヒはオランダに亡命していたが、ドイツ軍の侵攻を前に 1942 年に自殺を図り、死亡している。

このことを翻訳の後書きで記していた阿部謹也先生と私は修士課程のたしか 1 年生のときに小樽で会っている。ヒンツェのことを勉強しているので、会って教えていただきたいと書いておいたところ、すぐに会うと伝えてくれた。私は夏の暑い日に小樽商科大学の坂(通称、地獄坂)を上っていった。私はそのときのことを阿部謹也『自分のなかに歴史を読む』(ちくま文庫、2007 年)の「解説「ヨーロッパ中世世界」との出会い—小樽での会話から」で書いているので、ここでは参照をもとめるにとどめておきたい。ただ、そのとき、ヒンツェに関することよりも、もっと大きなことを教えていただいたと私は思っている、ということだけはここでも記しておきたい。

私はヒンツェの精神史的方法、そういつて悪ければ、国家とエートスとの関係に着目する方法に惹かれた。「旧ヨーロッパ」という強固な伝統的秩序を壊し、近代を生み出した国家はどのような精神的力によって生み出されたのか。それは近代国家にどのような意味を与えたのか。これは、言わば国家形成の秘密を探る作業にほかならないと私は考えた。

私は、修論を終えたら、その方向で研究をすすめようと考えていた。その具体的対象はユストゥス・リプシウス (Justus Lipsius, 1547-1606) とその新ストア主義だった。16 世紀末期及び 17 世紀初期ヨーロッパの知的世界でもっとも権威があり、もっともよく読まれたこの思想家は長く忘れられていたが、ヒンツェの著作集の編者ゲルハルト・エストライヒによって再発見されていた。新ストア主義はカルヴィニズム以上にヨーロッパにおける近代国家形成に大きな影響力をもっていた、というのがエストライヒの主張だった。

私にとって、これは魅力的なテーマだった。近代国家は政治的実践のなかで自然にできあがっていったわけではない。そこには精神の作用があるのではないか。近代国家とそれを創る思想との関連に私は関心を深めていった。



一橋言語学事始め

田中 克彦

一橋大学名誉教授

1. よみがえる言語学者ホイットニー

一橋大学発祥の起源が、1875（明治8）年、「銀座鯛味噌屋の2階に開かれた商法講習所」にあったこと、またそのお雇い外人教師として招かれたのが William Cogswell Whitney（1825-1880）であり、簿記を3年間教えた後、帰国したということはよく知られている。

しかしその従弟 William Dwight Whitney(1827-1894)は、世界の言語学史で忘れることのできない人物であり、また日本語の将来とすべき道について、くり返し重要な発言をした人にもかかわらず、日本で、とりわけ一橋大学で回想されることの極めて稀な人物であることを記しておかねばならない。

このホイットニーは、鳥類や植物の観察や採集に熱中する少年であった。優秀な成績であったが、18歳でカレッジを卒業した後、どうい理由でか3年間を父の銀行の teller（出納係）としてつとめた。たいていの学生は、すぐ大学に入るのに、ホイットニーはこの期間を業務に忙しく勤務し、かたわら地理の調査旅行をしたり、鳥の剥製をつくったりして、悠々と過ごしたという。やがてイエール大学でヘブライ語を教えていた George E. Day の影響でドイツに渡り、ベルリンとテュービンゲンでサンスクリット語を学んだという（Th. D. Seymour による）。

ホイットニーは、それまでアメリカにはほとんど所蔵されていなかった、ヴェーダ研究のための資料を、ドイツとパリから持ち帰っただけでなく、後にドイツで最盛期をむかえることになる、いわゆる青年文法学派のただ中で印欧語比較文法を学ぶことになった。ちょうどダーウィンの進化論の強い影響のもとに、それへの熱狂を表明したアウグスト・シュライヒャーが、*Die Darwinsche Theorie und die Sprachwissenschaft, Weimar 1863*（ダーウィン理論と言語学）を書いて、エルンスト・ヘッケルにささげた頃であった。

そこに表された、生物進化論をモデルにした、言語研究における生物主義、自然科学的法則主義をきびしく批判したホイットニーの *Schleicher and the Physical Theory of Language 1873* は、今でも言語学史上に記憶される論文である。

ホイットニーは専門のサンスクリット研究だけでなく、当時ひろく読まれた言語学についての一般的著作によっても、よく知られた言語学者であった。その著作を二つあげる。

- (1) *Language and the Study of Language, Twelve Lectures on the Principles of Linguistic Science, 1867, 1873, 1973*



(2) The Life and Growth of Language, 1875, 1970, 1979

それぞれ初版刊行後、1世紀を経た1970年代に入って一斉にリプリント版が現れたわけは、一つには、Michael Silverstein がロマン・ヤーコブソンの懇切な長い序文を添えた(1)と、その他の小篇を収録した、Whitney on Language を1971年にMIT Pressから刊行したからであろう。私の推測では、チョムスキーによる、古めかしい普遍文法への回帰が一種の危機感をかもし出したため、言語学の本来の目的をあらためて想起させ、言語学の歩んだ道をふりかえる作業をうながす意図があったものと思われる。この頃からあらためて言語学史を回顧する研究がさかんになったのは、そのためであろう。

これら二つの著作の中で、ホイットニーは言語研究の重要な原則について述べていて、このことは、かの、フェルディナン・ド・ソシュールの『一般言語学講義』の中で、すでに言及されているが、我が国のソシュール愛好家の中では、ほとんど気づかれていない。すなわちその巻頭に置かれた「言語学史一瞥」の中で、言語学成立の過程をふり返りながら、「言語の生の諸条件がどういうものであるかを尋ねるに至ったのは、ようやく1870年前後のことである。……最初の刺激を与えたものは、「言語の生」(1875)の著者、アメリカ人 WHITNEY である。まもなく新しい学派が生じた、すなわち少壮文法学派 (Junggrammatiker) がそれであって、領袖はすべてドイツ人であった。」(小林英夫邦訳13-14ページ)と述べて、ホイットニーを、青年文法学派に先立つ、近代言語学の最初の建設者と見ている。ここに言う「言語の生」とは、1877年にあらわれた、(2)Life and Growthの1877年パリで刊行されたフランス語訳 La vie du langage のことを指している。ソシュールはこの仏訳によってホイットニーを知ったようである。この仏訳本の復刻版(刊行年は記されていない)は本学図書館に収蔵されている。

ホイットニーの上にあげた二つの著作は、いくつもの言語に翻訳されてひろく読まれたらしい。(1)はドイツ語、オランダ語に、(2)はフランス語、イタリア語、ドイツ語、スウェーデン語、ロシア語に翻訳された。とりわけドイツ語は、よく知られたスラヴィストの Leskien の訳、Leben und Wachstum der Sprache として1876年にライプツィヒで刊行されたというから、その頃の言語学の著作としては、例外的にひろく世界で読まれたことがわかる。日本では1899年に保科孝一が「言語発達論」の題で抄訳し、刊行した。

ホイットニーが、言語の歴史は生物進化論の図式をモデルにして編めるものではなく、言語共同体がつくる社会制度として把握すべきであると説いたことは、デュルケムの fait social (社会的事実) という考え方とあいまって、かれの共時言語学の形成に強く影響したものと考えられる。

以上の二つの著作において、ホイットニーは言語学がとるべき一般的な諸原則を示したのみならず、個々の言語についても論をすすめ、とりわけ日本語の書記体系については深く立ち入り、不釣り合いとも思われるほどのスペースを割いて詳説している。すなわち(1)においては、



日本語の教養ある文献はシナ語[漢字]で書かれる。……日本語のような屈折語[ホイットニーは当時のヨーロッパの雰囲気の中で、シナ語のような孤立的構造に対してヨーロッパ語のような屈折語を優位に置き、日本語もそこに所属させているが、これには議論の余地がある。ここではくわしくは立ち入らない]が、文字をシナに頼らねばならないとは不幸なはなしだ。そしてシナの象形文字の一部をとって作った、書くにも読むにも便利で、充分実用に耐える音節文字[カナのこと]があるとき作られたのに、その使用範囲ときたら極めて限られている。ふつう文書に用いられる書き方は、世界で最も忌まわしい (detestable) ものの一つで、この言語の習得にとって最大の障害になっている (328-329 ページ)。

この同じ見解は、1875 年の著作(2)にもくり返し現れる。そこにはさらに、「1500 年間もシナの弟子であった日本人は、シナの語彙を自分の言語の中にほとんど全身にわたってしみ込ませている」と絶望的にくり返されている。

2. 森有礼と言語学者ホイットニー

日本の言語問題にふかく心を寄せていた森有礼 (1847-1889) が、このようなホイットニーに、日本語の将来について書簡を寄せ、かつ、ホイットニーがそれに答えたことは日本ではよく知られている。当時、駐米少弁務使 (今日の公使にあたる) (1870-1873) としてアメリカにあった 25 歳の若き森有礼がホイットニーに、日本はいっそ英語を公用語にしてはどうかとたずねた書簡には、1872 年 6 月 15 日の日付がある。その趣旨は、日本語は発展しつつある日本の要求にあわなくなっている。それは日常の日本語とは異なる、漢字を用いた変形シナ語である。いっその際、英語にとりかえるべきではないかと。ただし、いまあるそのままの英語ではなく、動詞変化の不規則を除いた、改良簡約英語 (improved and simplified English) を、というものであった。

これに対してホイットニーは、早くも 6 月 29 日に、時を置かずして返事を書いた。ホイットニーは次のように答えている。「過去において日本がいかにシナから利益を得たとはいえ、シナの弟子はすでに師よりも成長するどころか、今やそれを凌いでいる。シナ語の影響は日本人にとってすでに有害で嘆かわしいものになっているから、それから完全に自由になるのがはるかに日本の利益にかなうものだ」と。さらに森の提案する「改良英語」については、ホイットニーは全く否定的である。そして、その 15 年後の 1887 年にはエスペラントが発表される。森を弁護するならば、かれはエスペラントのような、不規則な規範形を除いた新言語の必要をザメンホフが発表するより 15 年も先だって予見した人だったと言うべきであろう。興味ぶかいのは、こうした森とのやりとりに現れ、今日も続いている日本語の問題が、すでに見たように 1875 年のホイットニーの著書に現れていることである。

注目すべきは、日本における近代的簿記学の必要と、その国家における言語の問題とが



組み合わさって一挙に議論されたことである。しかしこの問題は一橋大学の学問の伝統の中にいかなる痕跡も残していないのは残念である。私はホイットニーがその従兄をとおして一橋大学にかかわりがあったことを記憶にとどめようとして、かれの最後の著書である *Sanskrit Grammar 1897* の復刻版が現れたとき (1973 年)、私の弟子たちの中から、ホイットニーを研究する人が現れたときのことを考えて、それを図書館に入れておいたのである。

3. 文献学から言語学へ

言語学はヨーロッパではもともと *philology* と呼ばれる領域で研究されていた。これには普通「文献学」という訳語があてられる。それは、書かれた文献を扱う学問であって、ソシュールはその流派に属する言語学の成立を、F. A. Wolf の名をあげて 1777 年に創始されたものとする。いまだに、日本の教養界では「言語学」の名で理解されているものの内容は、この文献学にとどまっている。近代言語学は、ことばが文字になる以前の、言わば文字の暴力によって窒息させられる以前の、生きた「ことばそのもの」の研究を対象とする。そのために *lingua* (舌、ことば) を研究する *linguistics* という用語が生まれた。ホイットニーがすでに 19 世紀の半ばを過ぎた頃、前にあげた二つの著作のいずれにおいても、この語を題名に用いているのは極めて先進的であり、アメリカでも、この語が通用するようになったのはやっと 1930 年頃からである。

4. アメリカ占領政策がひろめたアメリカ型言語学

日本では 1886 年に東京帝国大学に博言学科が設けられ、1899 年に言語学科と改称された。それ以来順次、国立の有力な総合大学にのみ言語学科が設けられたが、私が岡山大学赴任中の 1976 年に設けられた言語学科が国立大学最後の 6 番目 (あるいは 7 番目) となったと聞いている。このように言語学は我が国ではあまり知られない、いわばぜいたくな学問であり、一般的ではなかった。

この学問が日本でポピュラーになった転機はほかでもない敗戦であり、アメリカ占領軍が日本に徹底的な言語——というよりは表記法——の改革をやろうとのぞんできたことによる。アメリカは、日本があのような無謀な戦争を敢えてするに至った要因の一つは、日本で用いられている「悪魔的な」表記法にあると考えたらしい。ここに用いた表現は、かのフリードリヒ・エンゲルスがアラビア文字に対して用いた表現であるが、それは、かれの単なる無知によるものだ。一方漢字はその原理を理解した上で、西洋の教養人には進歩への障害として受けとられている。すでに見たホイットニーにも、漢字に対して *detestable* という表現がある。占領軍の中にあつて、漢字の除去政策にあたったのはロバート・K. ホール大尉 (後に少佐) であり、その背景には当然ホイットニーらの所見の蓄積があっただけでなく、それに加えて、日本自体に発した言語改革を求める運動の歴史があったことを



ふまえている。もともと日本は前島密の「漢字御廃止之儀」(1866)にはじまり、羅馬字会(1885)やカナモジカイ(1920)が設立され、漢字によらない日本語表記の運動があった。これらの運動は、もちろん米占領軍の政策を歓迎した。

米占領軍の言語政策は、日本語表記の問題にとどまらなかった。それは、日本の「言語イデオロギー」とも言うべきものの解体をも目指すものであり、やがては言語学、なかならずくアメリカ言語学の日本への導入と移植という形をとった。求められたのは日本の神秘的國家思想と不可分一体のものと考えられた国語思想を打破し、日本語は特別の神秘的やどる並みはずれた「国語」なんかではなく、世界の諸言語と対等に並ぶ、一つの「言語」にすぎないという思想である。たとえて言うならば、それぞれの言語が偉大な文学の乗り物であるとか、豊かな文献の蓄積に養われているかではなく、またさらに文字に書かれているか否かではなく、それらの、一切の、人の目を惑わす外被をはぎとった、「言語そのもの」を研究対象とするたちばである。

このたちばはすでに F. ド・ソシュールが理念として明らかにしていたが、アメリカでは L. ブルームフィールドが「記述言語学 (descriptive linguistics)」という手順としても呈示した。それは心理学における行動主義と、アメリカ固有の哲学とも言うべきプラグマチズムとも手をたずさえて開発されたから、それらと不可分の関係にあった。

占領軍はまず、日本に言語学をひろく普及させるために、主として中学の教師たちをアメリカに招いて言語学の初歩的な教育を行った。このような教育を受けた教師たちの数は明らかではないが、ミシガン方式という、母語を介さないいわゆる *direct method* という教授方式は英語教育界で大いに話題になった。

戦後しばらくの間は無試験で教員免許が得られたが、1949年に至って、初めて教員免許法が定められた。その際、言語学は「必要科目」となった。必要科目とは単なる必修ではなく、「国語学」「英語学」と同等の扱いを受け、さらにそれに代わりうる科目という意味である。

私が大学生(東京外語)となった1953年には、現職の中・高の英語の教師たちにも必要とされる免許の資格を与えるために、夏休みなどの期間を利用して、2-3か月の特別授業が開かれた。学生になりたての私も、単位取得のためではなく、言語学を学ぶためにそれに参加したからよくおぼえている。

このようにして英語のみならず、国語の教員免許取得のためにも、言語学概論をはじめ、言語学に関する科目が不可欠となったため、東京大学などの言語学科を出たばかりの学生あがり、各大学の講師をつとめることになり、言語学はにわかには賑わうことになった。私はこの制度の恩恵にあずかっためずらしい時代にめぐりあわせた一人であって、言語学の単位をすべて英語の単位に読みかえて、中・高の英語教員の免許を得たのである。このようにして私はトルベツコーイやヘルマン・パウルを読むために得た仏・独語の知識を、すべて英語の単位に流用して、英語教師の免許を得たのである。



しかしこの天国のような状況は長くは続かず、教育界の国語、英語の教師が結束して敢行した一種のクーデター（と呼んだ人たちがいた）——1954年12月3日施行の全面改訂を指す——によって、常識的な制度に復帰してしまった（ただし1959年までは移行措置として旧法も適用されたという）。こうして言語学は再び不用な学問にもどったのである。多くの大学では、それにともなって言語学もまた授業科目から消えたが、一橋では残ったのである。この期の興味ぶかいできごとについては誰かが研究すべきであることを機会あるごとに書いたり話したりしているのであるが、いまだに実現されていないようである。

5. 一橋大学ではいつから言語学の授業が行われるようになったか

国語、英語などの教員免許を取得するにあたって、言語学に関する授業科目の単位取得を必須の条件としたために、一橋大学でも、これに押されて言語学の授業科目を置くことになったのであり、学問上の要請にもとづくものではなかった。本学における各年度の『大学一覽』をしらべてみると、社会学部の授業科目として「言語学」がはじめて登場するのは1954（昭和29）年で、担当者は亀井孝であった。

一橋で言語学が講じられるようになったいきさつについて、亀井先生におたずねしたところ、次のようなお話であった。

先生は、ほんとは河野六郎（氏はギリシア語をはじめとする西洋古典語などを、言語学の定石どおり修めただけでなく、朝鮮語を専攻された、東京教育大学の教授であり、後に学士院会員となった）に非常勤をたのみたかった。しかし、教授会で「お前やれ」と皆から求められたので、やむなく引き受けることになったと。当時、学生に英語教師の免許を出す必要にせまられた、ほとんどの大学に、言語学を専門に教える教師はいなかった事情を考えると、一橋は他大学に依存することなく、亀井先生のおかげで、自力で言語学を開講することになった、めずらしい例であったと言える。

亀井先生は、一橋においてはもともと国語・国文学の担当であったが、言語学者でもあった。言語学者としての先生の資質はすでに、1936年、26歳のときに書かれた論文「文法体系とその歴史性」などにかんなく発揮されており、これによって注目された存在となられたのいであろうと思う。

1958年、私が社会学研究科に入って亀井先生の授業に参加して以来、先生がずっと講義に用いられていたのは、ソシュールの「一般言語学講義」のフランス語版であり、学生たちはかたわら、小林英夫の訳本を参照していた。常時出席していた学生は5、6名であった。この数は、ジュネーヴ大学におけるソシュールの講義の出席者とほぼ同じくらいだと思ったものである。その頃の雰囲気を知っているのは、私と林正寛（女子美術大学教授）の二人くらいになってしまった。

亀井先生がソシュールの小林英夫が翻訳を作るにあたって、本質的に重要な役割をはたされたことについては、ここではくり返さないでおく。



大学院でのゼミナールは、私のほかに中村喜和が時に参加する、三人だけの孤独な授業であった。授業はほとんど東中野にあった（亀井先生の父上、高孝氏が、友人和辻哲郎邸を引きつがれた）という、先生のご自宅で午前 11 時からはじまって、夜 11 時頃まで行われたために、国立へもどる終電に間に合わず、小金井からはタクシーで帰るようなこともしばしばあった。

ゼミナールで読んだものを列挙すると、

1) A. Martinet, *Économie des changements phonétique* 1955

2) Ch. Bally, *Linguistique générale et linguistique française* 1965

などであった。いずれも、当時流行の頂点をなした構造主義・サンクロニズムによりながらも、それに対抗し、そこからの脱出を試みようとしていた時代の苦心の作であった。

先生の本来の関心は、ドイツの言語学であったが、一つには私のドイツ語の知識があまりにも劣悪であったのと、歴史を否定したソシュールの問題を追求したい一心からこれらの文献に親しまれたのであろうが、かたわら、我々を無視して、ひたすら H Schuchardt, *Über die Lautgesetze, gegen die Junggrammatiker* 1885 などを読んでおられた。そこから生まれたのが、『圏外の精神 フーゴ・シュハート』1970 年であった。

私が、ドイツ言語学史における一大問題となった *Junggrammatiker* とその後について、ドイツの言語学に親しむようになったのは 1964-1966 年のボン大学留学後のことであった。私は失われた歳月をとりもどそうとするかのように、先生のこの方面の研究をあとづける努力をするうちに、私と先生の間にやっとう共通の地盤が持てるようになった。そのような時、当時岡山大学にあった私のところに、Coseriu, *Sincronía, diacronía e historia. El problema del cambio lingüístico*, Montevideo 1958 のコピーが送られてきて、その翻訳をするようながされた。ここに私は新たにスペイン語を学び、それを通して先生が到達された境地に気づき、共有することになった。先生とともに訳したこの本は、『言語変化という問題——共時態、通時態、歴史』として 2014 年岩波文庫に収められている。

6. 一橋大学における言語学の特徴

言語学は、日本の大学では通常は文学部に置かれているけれども、近代言語学の性格からして本来ならば社会科学の一分野であるとすべきであるから、一橋のように、社会学部に置かれていたことは類を見ない先進性であったと言える。そして、これこそが一橋の言語学の特徴をなしている。1970 年頃から、言語学の中でも、*sociolinguistics* (社会言語学) なるものはなばなく登場した。これもアメリカに発した新しい動きであり、その動機は社会階層の用いる言語コードが社会的不平等と深くかかわっていることに注目したことによる。私は、言語はもともと社会的なものであるから、それにわざわざ「社会-」のこトばをつみ重ねることをいさぎよしとしなかったが、1976 年に一橋に赴任すると、ただちに「一般言語学」と並んで「社会言語学」の授業科目をかかげて、新興の社会言語学の推



進の役を引きうけたのである。これは日本の大学で初めての試みではなかったかと思われる。「社会言語学」が言語学科の授業科目にしばらくの間登場しなかったわけは、権威主義的な旧態大学がそのような流れに組みすることをいさぎよしとしなかったためである。

ところが 1996 年、ちょうど定年まで 2 年を残して、私は社会学部から、新しく組織された、大学院大学、言語社会研究科に転出することになった。「言語社会」というこの奇妙な名称は、社会学部に既存の「社会言語学」と競合するのを避けるために、「社会」と「言語」とをひっくり返して作ったものだと聞いた。私自身は一度もこの新設大学院名の設定について相談を受けたことはなかった上に、当時は、学部の名づけにすこぶる無感覚な時代であって、既存の名称に何でもかんでも「国際」の名をつけるのがはやりの時代であった。そして、とにかく私がそこへ移らないと、この研究科は誕生できないと強く説得されたためにやむなく移ったのである。その真偽はたしかめていない。くり返し説得にやって来たのは、小平分校でドイツ語を担当していた新井皓士教授であった。私はこの転出が個人のレベルにとどまると安易に考えていたが、社会学部にいるもう一人のスタッフ、糟谷啓介助教授まで含む、まるごと根こそぎの移転という、組織的なものであると知ったのはその後のことであった。

言語学も固定し、閉じられたものではなく、何よりもそれを担う人間によって変化する。私としては、この段階で、私が一橋に期待した言語学はここでひとまず閉じたものと思っている。ここで一橋における言語学は無性格かつ無目的なものとなり、社会科学としての言語学は解体したのである。学問にもそれぞれ年齢があるということを最近痛切に感じている。19 世紀は明らかに、言語学という学問が、歴史主義と、一部は生物進化論の影響のもとに一斉に胎動し、そして 20 世紀には構造主義と共時言語学が全盛を見せた。そしてこの 21 世紀に、言語がエトノスとの関わりで民族と国家との問題と対峙しながら、国際社会の中で、どのような役割をはたすか、すこぶるドラマに満ちた時代が訪れている。私はこれからの時代と、生じうべき言語学の変貌とを注視していきたい。

参考文献

Seymour, Thomas Day, 'William Dwight Whitney', *American Journal of Philology* 15. 1894. (T. A. Sebeok, *Portraits of Linguists*, vol. 1, 1966)

Christmann, Hans Helmut, *Sprachwissenschaft des 19. Jahrhunderts*, Darmstadt 1977.

吉田澄夫、井之口有一編 明治以降国語問題論集 風間書房 1964.

茅島篤著 国字ローマ字化の研究 改訂版

一占領下日本の国内的・国際的要因の解明 風間書房 2009 (初版 2000)

茅島篤編 幻の日本語ローマ字化計画 ロバート・K. ホールと占領下の国字改革 くろしお出版 2017



私の（住民運動）思想史における一橋大学 時代（1957－1961）

宮崎 省吾

1957 年一橋大学入学組

・はじめに

昨年（2017）、国立歴史民俗博物館（千葉県佐倉市）で、ベトナム反戦運動や三里塚闘争・水俣病闘争などの市民運動・住民運動、全国的な大学闘争を中心にした、『「1968 年」－無数の問いの噴出の時代－』と題する企画展示が行われ、大きな関心が寄せられた。当時の当事者同窓会程度かと思われていた来場者は尻上がりに若者が増加し、全体で 2 万人を超えた。10 月 21 日と 11 月 11 日の講演会には 300 人の定員をはるかに超える聴衆が集まり、中継室を設けるなどの大盛況となった。展示自体は 2 部構成で、第 1 部がベ平連運動、地方都市（神戸）から、三里塚闘争、水俣病闘争、横浜新貨物線反対運動。第 2 部が（大学）全共闘運動となっていた。このうちの「横浜新貨物線反対運動」は、「多数の住民運動の代表格」とされていた。

私は、自宅が至近距離にあったという全くの偶然からこの「横浜新貨物線反対運動」（1966～1981）のごく初期から終結まで 15 年間にわたって運動の中心部分にかかわり、計画の不当さと反対する住民の正当性を主張し、かつ工事を実力で阻止する行動をとってきた。1968 年、『朝日ジャーナル』（朝日新聞社）の「私にとっての市民運動」の「論文募集」に応募した「横浜新貨物線に反対して」が準優秀作になり、これを受けて翌 1969 年、住民運動の構造と論理を私なりにまとめた「地域エゴイズムのすすめ－不毛な保守対革新の構図」が同じ『朝日ジャーナル』に掲載され、大きな反響を呼んだ。3000 あったといわれた住民運動の現場から支持されただけでなく、宇井純氏（公害学、『公害原論』）から最高の理論的成果と評価され、また高島通敏氏（政治学）からは、私の文章に言及しながら「住民運動固有の論理を明らかにし、それが日本の革新勢力によって吸収しきれないものだということを明確にした」（『戦後日本の政治思想』）と評価された。一方、既存の政治勢力、行政、一般市民からの「地域エゴイズム礼賛とは何事か」というごうごうたる非難が集中した。

この小文（エッセイ）は、私が「横浜新貨物線反対運動」を通じて得た住民運動の思想、「お上としての戦後民主主義と下々の（地域）住民自治」を追求してきた過程で、貨物線問



題の発生以前にかかわった私の社会運動との関連、なかんずく 60 年安保闘争を中心とする時代の一橋大学内外の諸状況、特に学生運動から受けた影響の内容と位置を明らかにしようとするものである。従って、時系列的な陳述ではなく、私の住民運動論の形成過程をまず述べ、そこから逆照射する形で一橋大学時代を探っていく方法になると思われる。また、こうした作業は私の全く個人的（内部的）なものであり、普遍性を求めるものではない。その意味でこの小文が、編集者・読者の意図に添うものかどうか疑問がある。原稿依頼を受けるべきか否かを大いに悩んだのは事実である。しかし大学同期の加藤幹雄（以後同期の友人には敬称を付けない。付けると他人行儀になってしまう。）の「住民運動はよく知られていないから是非書くべきだ。」との強いすすめで、お引き受けすることにした。同時に 80 才を超す私が書く最後のまとまった文章になるであろうことも、執筆の動機の一つである。この機会を与えてくれた加藤とご担当の大月康弘先生に深く感謝したい。

・住民運動はどのような時に、どのように発生するのか。（以下「横浜新貨物線反対運動」と「住民運動」は、前述歴博の紹介に甘えて、ほぼ同義のものとして使わせていただく。）

横浜新貨物線反対運動が発生したのは 1966 年 9 月である。横浜市港北区の一角で、この辺を貨物専用の鉄道が通るとの噂が飛びかい、地元の自治会の役員が選挙系列の市議に知っていることを地元の住民（主婦が中心）に説明させるということから始まった。30 人ほどの路上の集まりで、一人の男性がこれは大きな問題だから、明日の日曜日に旦那方にも集まってもらって、みんなで相談した方がいいと提案し、翌日近くの高校の教室で同じような集会がもたれた。市議も何処を通るか細部にわたって知っているわけでもなく、結局正確な情報を自分たちで調べて、その結果をみてどうするか決めようということになり、活発な発言をした人を中心に 7 人の世話人を選んで散会した。世話人は地元自治会役員一市議一国会議員（いずれも保守系）という系列で国鉄（現 JR）との面会をセット、計画が「東京一小田原間線増工工事」として実在すること、既に運輸大臣の認可を得て、細部の最終決定の寸前であることがわかった。翌週の日曜日に約 60 人が集まり、すったもんだの末「篠原菊名地区貨物線反対同盟」を結成した。9 月 11 日だった。最初の 7 人の世話人が、そのまま反対同盟の組織化の世話をすることになった。

その後の経過は全て省くが、住民の貨物線問題の受け止め方、あるいは拒絶反応は二つに集約される。一つは、閑静な住宅地である地域に、こともあろうに貨物専用鉄道を敷くとは何事か、どんな理由があればこれは許されない。もう一つは、こういう無謀な計画が、関係住民に一言の挨拶もなく決められるとは何事か、の二点につきるといってよい。この二つは全国に存在した住民運動の発生のほぼ共通した原点である。これに対する起業者（土地収用法の表現）の対応はこれまたほぼ共通している。第一は「公共性」を旗印にした計画の必要性



の強調である。曰く通勤ラッシュ緩和のために既存の貨物専用線を客用に転用し、このため新しく貨物専用線を作らなければなりません。お住まいのところが第一種住居専用地区であることは承知しておりますが、法律上鉄道を新設してはならないという規制はございません。どこかには通させていただかなければならず、直接関係される方には大変ご迷惑をお掛けしますが、正当な補償もいたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。ごね得は許しません。騒音・振動等の鉄道公害、工事中の被害等については最小限にとどめ、万一被害が発生した場合は、金魚一匹死んでも補償いたします。第二に一言の挨拶もないというご批判ですが、民主主義日本の法制にのっとり、国鉄が立案し、運輸大臣が民主的に認可なされたもので、住民無視というご批判はあたりません。

これを無礼といわずとして、何というか。言葉尻を捉えるようだが、国鉄は新設貨物線で買収（地上権設定を含む）の対象となる家屋を事業計画上「支障家屋」（建設大臣宛の土地収用法の事業認定申請書の文言）と表現してはばからない。冗談ではない。先住民の家に挨拶もなく土足で入ってきて、支障（邪魔）だから出ていけとは何事か、いくら口でうまそうなことであっても、聞く耳持たぬとなるのは当然である。電柱を始めありとあらゆるところに貼られたポスターは両手を広げてストップをかける住民と「黙っていれば貨物線が通る」「通せ住民の声・通すな貨物線」のスローガンが書かれていた。これが住民のもつ感覚であり、常識だった。

・住民の気持ちをどのように訴えていったらいいのか。

しかしこれをどのように世に問うていくか、難しい問題だった。1960年代の初め頃までは、保守対革新の政治構図が定着していたように見えた時代だった。中央・地方を問わず政治・行政は保守に独占されており、60年安保闘争直後の総選挙でも保守は微動だにしなかった。住民が問題を革新に持ち込めば支援が得られると思うのも無理はない。例えば有名な砂川闘争は、米軍の滑走路を延長する計画が町を分断することに反対する保守系町長が先頭に立つ（今からみれば立派な）住民運動だが、全学連を中心とする革新勢力が反米軍基地闘争・反戦平和闘争として支援し、勝利した。他にも蜂の巣城で有名な九州下笠ダム建設反対運動に九州地評が反独占闘争の一環として支援したような事例がある。

起業者側の運動への対応（つぶし方）は基本的には二つあり、一つは「アカ」攻撃、もう一つは「地域エゴイズム」攻撃である。「住民無視の・・・反対」の大義名分あるいは支援ほしさに「アカ」武装するケースは多々あった。三里塚空港反対運動は「空港問題」という降りかかった火の粉を払うのが原点だが、既存の全政治勢力・行政からの弾圧と孤立のなかで、新左翼諸派の支援を受け入れ、その政治路線での方針を掲げた。三里塚闘争は最後の百姓一



揆（福田克彦）であったと同時に最後の左翼主導型住民運動であった。三里塚農民は農民運動の経験から革新支持のものもいたが、菅沢老人隊長のように三里塚御料牧場を三里塚の誇りとし、筋金入りの明治天皇崇拜者であった農民は多数いた。彼らが新左翼顔負けの超過激派として、反対運動の先頭に立ったのである。しかし「三里塚空港反対」は共有されても、「佐藤内閣打倒」、「日米安保体制打破」、三里塚を革命の根拠地に「全国を第2の三里塚に」という路線に完全に同化できるわけがない。起業者側の一般市民の共産主義アレルギーに便乗した、「アカ」は「革命」を目的にしており、「空港反対」は手段に過ぎない。「アカ」は「空港」よりも怖いから止めとけ、という宣伝が一定の影響を持つのは根拠のないことではない。これが内部分裂と社会的孤立化を図っていく卑劣きわまりない誹謗中傷であることは言うまでもない。少なくとも「三里塚空港反対」の一点に関するかぎり、新左翼諸派が命を懸けて闘ったのは紛れもない事実である。にもかかわらず、既成/新左翼の主要命題である、共産主義/社会主義革命路線に引っ掛かってこないものには無関心だったといつてよい。社会運動=社会主義運動というのが通念だった。例えば、ごみ処理場反対、火葬場反対などになると手も足も出ないというより、理解そのものが出来ない。三里塚でも新左翼諸派は空港を「三里塚軍事空港」（傍点筆者、以後同じ）と規定したが、こうでもしないと彼らの名分が立たないことをよく示している。ダム建設反対運動などでも、蜂の巣城のように九州地評が反独占闘争として支援したが、行政に対する闘いの戦闘性に同調することが主な動機であって、住民の生活擁護に同調するものではなかった。住民運動の原点とは、無縁のものだった。

さて、この「アカ」攻撃を克服あるいは回避しても、次の敵の手、「地域エゴイズム」攻撃が待っている。「公共の福祉」のための事業、ごみ処理場、火葬場、道路、鉄道、ダム、空港、火電、原発、軍事基地・・・に反対する運動は、みんな（公共）のことを考えない、自分たちさえよければいいという「地域エゴイズム」であり、「けしからん」という攻撃である。どこかに空港は必要であり、原発はなければ真っ暗闇になり、ごみ処理場がなかったら一体どうなるのか、少しはみんなのことも考えよ！ この攻撃はまことにもっともに聞こえ、簡単に反論できるようなものではない。かといって大義名分を求めても、「アカ」武装に逆戻りするだけである。こうして「アカ」攻撃と「地域エゴイズム」攻撃に挟まれ、社会的に孤立し、個々バラバラになった地権者が個別に撃破されてご協力を強制されてきたというのが、大方の結末だった。しかし、どう考えなおしてみても、計画が無謀なものであること、住民無視の一方的な決定と強行であることに変わりはない。住民の怒りは強くなるばかりである。われわれの言い分はもっともであり、誰もが分かってくれるはずである。丁寧で情理を尽くした陳情、請願が国鉄を始め、横浜市長・市会、神奈川県知事・県会、代議士、諸政党などありとあらゆるところに行われた。



・「地域エゴイズム」への居直り

前述の私の「地域エゴイズムのすすめ」（このタイトルは『朝日ジャーナル』編集部が付けた）で、私はこの運動の特徴を以下の五項目にまとめている。

1. 運動の目的が「貨物線反対」の一点に集中、限定されていること。
2. 「保守対革新」を棚上げし、「貨物線反対」の一点に結集する全住民を組織したこと。
3. 敵の設定を国鉄の「横浜新貨物線計画」に、あるいはたかだか上位計画の「第三次長期計画」に限定していること。
4. 認識の深まりや政治意識の高揚より勝ち負けに関心が集中していること。
5. 従って徹底した「現地闘争主義」、現地で勝つことに全力を挙げていること。

「地域エゴイズム」の語感に私が全く違和感を持たなかったわけではないが、上述の「地域エゴイズム」攻撃にさらされていただけに、ジャーナル編集部の命名に異存はなかった。要するに売り言葉に買い言葉、売られた喧嘩を買っているに過ぎない。「地域エゴイズム」の何処が悪いというのか。同様の発想は九州豊前火力反対の『暗闇の思想を』（松下竜一、作家）などにみられる。

こうした構造と意思をもつ運動に対して、もっとも身近な自治体、横浜市はどう対応したか。時の飛鳥田一雄市長は、1960年代半ばから林立した革新自治体のエース中のエース、保守自治体と違う住民本位の自治体を標榜していた。（当時の自治労のスローガンは「地方自治を住民の手に！」であった）。われわれも大いに期待した。ところが、飛鳥田市長は騒音・振動などの科学的調査をしてはどうか（その上で態度を決めたらどうか）と提案してきた。飛鳥田市長は「横浜方式」と称する公害対策の提唱者でもあった。四日市コンビナートのような全面誘致でも、三島沼津コンビナートのような全面拒否でもなく、一定の公害基準を設けて起業を規制する方式である。われわれはこれを「公害すり替え」として反対した。繰り返しになるが、われわれの主張は、静かな住宅地に深夜がピークになる貨物専用線を通すという国鉄の頭のおかしさ、非常識さであり、それを公害の多い少ないに解消されてはたまったものではない。世に全く騒音・振動のない鉄道など存在するわけもなく、今さら科学的調査もへったくりもあるものかというのが、率直な気持ちである。既に新幹線公害は解決できない大問題になっていた。これも、国鉄の事前の説明では、「列車はひかりのようにアツという間もなく通過してしまうから、騒音・振動など感じる暇はない（同じ港北区綱島の被害者の話）」筈のものであった。それにこの「横浜方式」は、直接の権利者（支障家屋）と周辺住民を対立・分裂させるきわめて悪質な陰謀である。国鉄は権利者さえ落としてしまえば後は野となれ山となれであるから、権利者を「ご近所」「地域」から切り離し、ご自分の財産の処分はご自分でお決めにならないといけません。どんなに反対なされても最後は土地収用法でいただきます。「ご近所」や「反対同盟」は責任をとってくれませんかよ、と



各個撃破に全力を挙げてくる。「横浜方式」は、国鉄が直接の権利者のみを対象とするのにたいし、逆に地権者の消滅後の周辺住民だけを対象として、公害の多い、少ないだけを問題にするのである。この両者に共通するのは「権利者」と「周辺住民」の分離・分断であり、事業（の完成）を前提にしている点である。われわれはこれを「国鉄・横浜市連合軍」と呼んだ。

此所は横浜という大都会の一住宅地である。そこにはさまざまな位相を持ったひとびとが居る。宅地開発を狙っている地主、大企業やお役所のお偉いさん、右翼、左翼、保守、革新、トロッキスト、サラリーマン、アパートの経営者、専業主婦、農家、新参者、古参住民・・・ありとあらゆる人種が居るといっても過言ではない。居ない方がおかしい。貨物線の被害は金持ちと貧乏人を差別しない。右翼もトロッキストも差別しない。老若男女も差別しない。隣にどんな人が居ようとも、火の粉は平等に降りかかる。敵が差別しないものをこちらが差別するのは愚の骨頂である。逆に敵が差別する権利者と周辺住民をこちらが差別するのも馬鹿げた話である。かくして「貨物線反対」だけを目的とし、これに賛成する全ての住民を結集する「地域エゴイズム」運動が発足する。この原点は全く当たり前のものであり、その正当性をなんとしても言葉にし、論理化し思想化しなければならぬ、そして「地域エゴイズム」攻撃を撥ね返したいという想いが私の社会観と人生を変えた。

・「公共性」の実態

そもそも、住宅地に貨物専用線を通すという非常識な計画が、なぜ立てられたのか。調べてみると、全長 13.7 km のうち実に 91.3% が横浜国際港都建設法の住居地区・住居専用地区に指定されていることが分かった。また、途中の神奈川区羽沢（高速道路第三京浜に隣接）に面積 12 万㎡、年間取り扱い高 120 万トンの巨大な貨物駅があることも分かった。計画と立地の無謀さはますます明らかになってきた。一体この計画は何なのか。まさか国鉄が美女を膝枕に線引きするわけもなく、お節介にも国鉄側の必然性を追いかけてみると、実に驚くべき事実が浮かび上がってきた。国鉄によれば、「第三次長期計画」は都市部における通勤ラッシュを抜本的に緩和することを目的にしている。首都圏では、東海道・中央・東北・常磐・総武の客線を複々線化し通勤輸送力を倍増する。東海道では、大船―品川間に既にある貨物専用線を客用に転用し、その代わりに山側に新貨物線を作るというのである。一見もつともである。これを国鉄は車内広告などで五方面作戦として大々的に宣伝し、新貨物線に反対するわれわれを「通勤緩和に反対する」一部住民に仕立て上げる。ここでもくわしい内容の分析は省かざるを得ないが、結論的にいえばこれは嘘であり、実体はシェアの落ち込みの激しい貨物輸送の抜本的近代化計画であった。国鉄の荷主向け PR パンフには、いつ着くか分からない「荷馬車時代」の鉄道貨物を、コンテナ化・コンピューター化・定時運行の高速



フレイトライナー化などによって、それこそ抜本的に近代化する大計画であると力説している。このためには、従来の貨車の繋ぎ換えを前提にした設備は全く役に立たず、全部新設する。広大な新鶴見操車場を廃止し、代わりに広大なコンピューター操作の羽沢貨物駅を、トラック輸送の高速道路脇に作る。ここと既存・新設の貨物専用線との接続地点を最短距離で結ぶと現在の立地となる。単純明快すぎて、開いた口がふさがらない。通勤緩和は不要となった貨物線の廃物利用でしかない。しかも新貨物線の工事予算 420 億円は、通勤対策費として計上されているのである。予算の粉飾も堂に入っていて盗人猛々しいというしかない。

この厚顔無恥のペテン構造は現在沖縄で進行しつつある辺野古の新基地建設の理由付けと酷似している。政府は普天間基地の撤去に伴う唯一の移転先として辺野古をあげているが、新辺野古基地は、その全体計画を垣間見るだけで、水深の深い大浦湾に巨大な軍港と最新の（オスプレイ）ヘリ基地を含む最新鋭の総合軍事基地の新設であるのは明らかで、普天間の単なる移転先などというものでは全然ない。米軍の近代化はロシア・中国などに比べて後れているとの批判は以前からあり、既存の基地の改善などでは達成しえない命題がまずあり、それが辺野古新基地に他ならない。そしてこの新総合基地の建設によって不要となる普天間を返還するとするにすぎない。普天間が都市のど真ん中にある「世界一危険な基地」であることは間違いない。しかし米軍は、それが沖縄住民にとって「危険」であるという認識を持っていない。そうでなければ、住民が要求するせめて隣接する小学校や保育園の上空を飛ぶなという声を見無視し続け、事故を連発させるわけがない。普天間が「危険」なのは、第一に狭いうえに拡張・改善の余地がないこと、内陸であるため軍港の機能がないなどで、基地そのものが、他ならぬ米軍にとって重荷になっていることが「危険」なのである。同じことは、本島の北部訓練場でもいえる。ここでも最新鋭のヘリコプター訓練場、ヘリパッドの建設が至上命令であり、その新設を条件に不要になる一定面積の返還が実現する仕組みである。高江の爆音の激増はすさまじい。「横浜新貨物線」と「辺野古新基地」に共通する「公共の福祉」の増進のための公共事業の「住民無視」・「住民不在」は健在である。「戦争は究極の公共事業」と言ったのは沖縄を訪れた元長野県知事の田中康夫氏だが、これは名言である。安倍首相は、「国の役割は国民の生命、財産と幸せな生活を守ること」だと言う。そのために国を守る「安全保障」が大事であり、「公共の福祉」のためにさまざまな「公共事業」が必要であることになる。これが「住民無視」・「住民不在」の上に成り立っていることは既に述べた。住民の反発・抵抗は必然である。

・「公共」の住民襲撃に抗して

この事態を乗りきるには法的強制力＝暴力が必要だが、そのための方便として使われたのが「公害対策」（現在の用語は環境対策）と反対勢力の抹殺である。ここでもまた、くわ



しい経過を省略せざるをえないが、1972 年横浜市と国鉄は 7 項目の「公害防止協定」をむすび、同時に国鉄は「反対同盟は解体したものと見做す」という最後通牒（^{みくどりはん}三行半）を發した。これをもって横浜市は貨物線問題は「基本的に解決」したとし、土地収用法による申請書類の縦覧に踏み切った。われわれはこれを「三行半・七項目体制」と命名、その打破に向けて全力を挙げることになった。

やや詳しくなるので恐縮だが、この「公害防止協定」（環境アセス）路線は、体制側の住民運動対策の基本をなす方法であり、その内容と狙う効果などを具体的に明らかにしていく必要がある。第一に、「七項目協定」に即して言えば、規制値そのものが努力目標となっていて強制力を持ってないことをまず上げなければならない。騒音、振動、日照、緩衝地帯などに対してそれぞれ数値が列挙されているが、それらは全て「目標値とされたい」、「設置されたい」と表現されており、国鉄はそれを「努力目標といたします」という線を一步も譲っていない。中身は何もないというしかない。これを裏側から実証するのが、例えば協定が謳う夜間の貨物列車のスピードを時速 50 キロにする制限である。もし上述の「規制値」に強制力（拘束力）を持たせようとするれば、騒音 55 ホン、振動毎秒 0.3 ミリなどとすれば済む筈である。それが不十分なことを補強するために、一見多方面からの規制であるかのような「見せかけ」である。時速 50 キロなら騒音は 55 ホン、振動は 0.3 ミリ以下になるという保証は何もない。こうして「七項目協定」は、公害「防止」の効果を、名目上も全く持っていない。しかし一般には起業者と自治体の間の「公害防止協定」には遵守すべき規制値が設定されているのが普通である。勿論自治体が「公害対策路線」をとるのは、反対運動を押さえ込みもしくは回避するためのものであるし、規制値の設定に対しても「責任ある行政」として技術的に達成可能な範囲を超えることはないから、そもそも、住民や農民、漁民にとって具体的にどの数値なら影響があるのかないのかといった観点は存在しない。「受忍限度」といったものを勝手に設定し、「公共の福祉」のための「滅私奉公」が強制される。しかも一見拘束力を持つかに見える規制値も、破られても被害者たる住民が何も出来ないのが、「公害防止協定」の実態である。札幌地裁は、北海道電力と伊達市の伊達火力発電所建設に関する「公害防止協定」についての住民の権利について以下のように判断している。「公害防止協定に基づいて地方公共団体が取得する権利は、当該地方公共団体に専属し、他に譲渡することもできないし、行政主体でない他の法主体が代って行使することもできない性質のものであると解する」（中略）「住民は、当該地方公共団体に属しているということのみをもって、当然に、公害防止協定に基づいて地方公共団体が有している権利をみずから代位行使しうる地位にあるとはいえない」（中略）（従って住民が）「伊達市及び伊達漁協に代位してする請求は、当事者適格を欠くものであり、不適法といわなければならない」（伊達火力発電所建設等差止請求訴訟第一審判決、1980.10.14）。完全な門前払いである。「公害防止協定」が守られなかった場合、つまり規制値が破られた場合、住民が自らの被害を「公害防止協定」



違反に求める法的権利がないことを宣言している。「公害防止協定」が、誰のために、何を目的にするものかがはっきりする。前述したように、「公害防止協定」は、反対する住民を押さえ込むことを主たる目的にしたものであるから、起業者も自治体も規制を守る意思など持っていないのが普通である。従って、規制値の測定などが記載されていても、ただやっているだけのものになっている。

もう一つ指摘しなければならないのは、この「公害防止協定」が謳う「緩衝地帯」である。具体的には、貨物線の地上部分の両側のそれぞれ10メートルを新たに買収し、空き地にして公害の波及を減少させるというものである。一見もっとものようであるが、これは貨物線の至近距離の地帯が住民の生活が出来ないものであることを自ら認めたことに他ならない。そうでなければ「緩衝地帯」などという発想が出てくるわけがない。だとするとこれは明治以来の近代日本の行政がとってきた「公害対策」の基本的パターンの繰り返しに過ぎない。明治中期、足尾銅山の鉱毒に苦しむ谷中村農民が大規模な抗議運動を起こすと、これを徹底的に弾圧すると共に、土地収用法を使って谷中村自体を廃村にして住民を強制排除し、跡地を巨大な沈殿地にして鉱毒問題の「解決」としたのである。戦後も四日市コンビナートなどに、後から「緩衝緑地」が制度化されている。三里塚でも「騒音地帯」が設定されいくつかの集落が無人化され、壊死した風景になっている。この方法の基本的特徴は、公害の発生源をそのままにして問題を被害者側に転嫁し、強制排除することによって「解決」とすることにある。言うまでもなく、これは加害者救済そのものである。と同時に日本の公害行政が、「公害防止」を標榜することによって、実は被害（者）（地域）の存在そのものを無視・抹殺することによって不可視化することだけを目的とすることを示している。国鉄と「公害防止協定」を結んだ横浜市は、当事者としての責任上、依然として続く反対運動に対してますます強硬な攻撃を加えていくことになる。単なる無視/黙殺ではなく、市長に抗議し、面会を要求する住民を機動隊を使って排除し、特別の市広報紙を79万部印刷し、通常の町内会などを通じての配布ではなく、新聞販売店を使っての各戸配布したりで、その狂態ぶりは半端ではない。1974年市長は国鉄の土地収用のための土地物件調書に署名押印を拒否した地権者の「代理署名」を行って、住民を国鉄に売り渡した。国鉄はこれによって土地物件の強制収用の条件の全てをクリアした。反対同盟は市役所内で抗議集会を行い、飛鳥田革新市政との訣別を宣言、横浜市から分離・独立し、住民による、住民のための、住民の自治体を目指すことを明らかにした。

1976年（昭和51年）度の会計検査院決算検査報告は「横浜新貨物線の建設について」と題する以下の「特記事項」を掲げている。「この新貨物線は鶴見駅より横浜方1.9kmの地点から戸塚駅より東京方約4.6kmの地点までの延長13.7kmにわたって地上部分3.9km、トンネル部分9.8kmを建設するもので、昭和41年5月に運輸大臣の認可を得て



46年10月の使用開始を目途として工事費325億円余（52年2月改定後795億円余）をもって43年11月に工事に着手している。しかして、新貨物線の建設状況についてみると、51年度までに、延べ13.1kmにかかわる用地の取得等（450,212m²）に187億6868万余円を要し、地上部分延べ3.8km及びトンネル部分延べ9.3kmに係る路盤、橋りょう、トンネル等の諸施設を286億3672万余円で建設しており、本件建設工事に要した費用は総額474億0541万余円に上っているが、これらの鉄道施設はほぼ完成しているのに、現在（52年11月）においてもいまだにか働するに至っておらず、しかもか働の見込みも立っていない。また、この新貨物線に関連して施行した線路増設などの建設に232億2844万余円を投入しているが、これらの施設についても上記と同様の事態となっている。（中略）このようにこの新貨物線建設が当初の使用開始の計画年次から6年余を経過した現在なおか働することができないのは、新貨物線が主として住宅地を通過することとなっているため地元住民の理解を得るのに長期間を要したことに加えて、未解決となっている点在する延べ約600mの用地4,650m²の取得等がいまだに著しく難航していてこれらの箇所工事の着手できないことによるものである。

国鉄にとって「横浜新貨物線」が見込みのつかない泥沼化していたことをはっきりと示している。この時点（1977年11月）は、前述の横浜市政との訣別宣言から3年、運動開始からは11年が経過している。既に国鉄による土地収用法による神奈川県収用委員会に対する収用裁決申請（1975年1~7月）が行われており、収用委員会の審理が始まってから2年半以上も経過していた時期である。にもかかわらず、反対同盟の審理に対する大衆動員をはじめとする執拗な抵抗が続き、いつ収用裁決が出来るか全く見通しがつかない状況だった。国鉄は「反対同盟は解体」したとの最後通牒を出し、横浜市長は、「代理署名」という最後の一線を越していたから、事態の收拾などが出来るわけがない。がむしゃらに審理を強行、採決させるしかない。結局収用委員会は実質審理を全く行わず採決を強行した。1978年6月だった。収用採決件数17、権利者数190、収用面積4300m²、補償金額2億4,700万円。神奈川県史上最大の収用事件だった。その後も権利者の補償金受取拒否、供託などの段階などはあったが、国鉄は全用地を取得、工事は翌1979年完成、試運転を経て1980年10月営業運転を開始した。事前運動は敗北した。しかし反対同盟は多忙だった。新たに収用裁決取消訴訟などが加わり、各種裁判への動員、突貫工事の強行による広範な工事被害への対応など多忙を極めた。工事被害への責任と補償は工事差止裁判のなかで追求、裁判官の実地検証（異例だという）を経て、国鉄は全面補償を表明した。一方貨物線（工事を含む）による不動産の減価による固定資産税（市税）の減免（3年に一度）を横浜市「固定資産評価委員会」に申し立てた。これも現地調査を経て最高50%の損耗を認めさせた。これは、貨物線による不動産の減価を、税額に反映させるという当然の要求であると共に、飛鳥田横浜市長に対して、この市税収入の減少は市長の貨物線賛成によるもので、減収金額を市に返還せよ



という訴訟、事後運動への一つの伏線でもあった。

・貨物線は出来たものの・・・

さて、1980年10月、貨物線は営業を開始したが、貨物列車の運行は予想を遙かに下回り、騒音振動などはあるが、これまた予想よりかなり少なかったのが正直なところであった。反対同盟は諸裁判と資金稼ぎの共同購入（1974年開始、年間供給高4000万円）など日常活動を継続、騒音・振動の測定など事後運動への手がかりを求めている。ところが裁判所から、「聞くところによれば、騒音・振動などの公害もあまりないとのことだから和解をしたらどうか」という提案があった。国鉄との和解などんでもないというのが反対同盟内の大勢だったが、工事差止訴訟のように事実上意味を失った訴訟もあり（これは万一勝訴しても、損害賠償請求事件になってしまい、われわれの訴訟原点とは全く異なる）、すったもんだの末、反対運動の継続を前提として、公害問題についてだけ一応和解のテーブルに着いて見ようかとなり、和解交渉に入った。裁判上「和解」という言葉しかないので、われわれも和解と表現したが、実態は激烈な団体交渉であった。狙いを国鉄と横浜市の「三行半・七項目」体制の実質的打破におき、その表現としての発生源規制の実現、被害者からの規制値の強制執行力の保障を確立することとした。そもそも和解交渉は前述の通り「国鉄」と「反対同盟」の団体交渉であり、国鉄が、「解体」したはずの「反対同盟」を正面から相手にせざるを得なかったのは、皮肉である。「三行半」体制は崩壊した。残るは「七項目」体制であるが、既に詳述したように起業者と自治体間の「公害防止協定」は無内容なばかりか、肝心の被害住民が発生源を訴えようにも原告適格を待たないわけであるから、きわめて悪質なペテン以外の何物でもない。これを中身のある規制値化すること、住民が被害を直接発生源に訴えうる原告適格性を法的に確保することに全力を挙げた。10ヶ月間の交渉の結果、騒音55ホン、振動0.3ミリなどの数値を「・・・とする」と規制値化し、1511人の原告がそれぞれ「和解」の当事者となった。裁判の「和解」構造が幸いしたともいえるが、「七項目」公害防止協定に束縛されない反対同盟と地域の当事者化を事実上獲得した。1981年8月、「和解」は成立した。運動発足からちょうど15年だった。反対同盟は前述の共同購入組織を公害監視網として維持することを中心に反対運動の継続を決めていた。しかし貨物列車の運行が余りに少なく、騒音・震動などが殆ど発生しない状態の中で、運動は事実上流れ解散状態になっていった。定着し過ぎていた共同購入は、折からのインフレ傾向のなかで止めるに止められず、公害問題の再発に備えとして維持したが、ウィークリーに行われていた事務局会議（意思決定・執行機関）は82年に、必要なきときには再開することを条件に閉会した。「反対同盟」は、最後までニュースの発行部数2,000、工事差止訴訟の原告数1,500を維持していた。



元横浜市長となった飛鳥田一雄氏は 1987 年、『飛鳥田一雄回想録』（朝日新聞社）のなかで次のように語っている。「これ誤りだったね。大騒ぎしてつくっても、今はあの貨物線、ほとんど使っていないだろう。まさか貨物がこんな状況になるとは思ってもみなかったよ」。語るに落ちるとはこのことであろう。われわれは貨物線を「無用の長物づくり」・「巨大なスクラップづくり」（『反対同盟ニュース』）と主張してきた。日本の鉄道貨物輸送のシェア低下は、設備の老朽化もあるにせよ、基本的には日本の鉄道が狭軌で、広軌を前提にした国際的なコンテナ規格から外れ、国際的のみならず国内貨物輸送（鉄道・トラック・海運を一つのコンテナで繋ぐ）のドア・ツウ・ドアコンテナリゼーションからもはじき出される運命にあったことである。国鉄規格のコンテナは国内輸送のごく一部にしか需要の見込みがないのである。いくら金をつぎ込んで近代化しても駄目なのである。一方廃物利用とはいえ、線路が倍増した通勤電車も、もともと貨物専用設計されていた路線をそのまま客用に転用する無理（例えば横須賀線が川崎駅を迂回するなど）が障害となり、東海道線の混雑率は全く変わらなかった。横浜新貨物線は建前としての通勤緩和にならず、本音としての貨物輸送のシェアも拡大どころか、低下に歯止めがかかっていない。皮肉にもこれらの事実はわれわれの敗北によって初めて実証され、目に見えるものになった。ただわれわれもこれほど酷いものになるとは「思ってもいなかった」。今日「横浜新貨物線」は事実上廃墟となっている。この巨大なスクラップ作りに対する責任を政治も行政も全くとろうとしていない。横浜新貨物線部分だけでも多分 1,000 億円近く、上位計画である第三次長期計画（予算総額 2 兆 9 千億円）全体では多分ウン兆円規模の無駄遣いである。その後の会計検査院決算報告には「横浜新貨物線」に関する言及は一切ない。

・飛鳥田革新市政との訣別と横浜市からの分離・独立・・・われらが公共性

われわれは貨物線の建設を阻止することが出来なかったという意味では敗北した。運動の最大の目的である「勝つこと」が出来なかった。しかし、われわれは計画そのものの欺瞞性、立地の不当性、公害対策の虚構性及び立法、行政、司法の手続き・実態の反住民性、反地域性を実証的に明らかにし得たと自負している。われわれの運動は金と権力によって圧殺されたのであり、道理はわれわれにあり、現状は無理が通っているにすぎない。だが、これらの理論的勝利をいくら強調しても、政治・行政による「公共性」の完全独占をいくら暴いてみても、その「問答無用・切り捨て御免」の「暴力性」をいくら明らかにしても、それで理論的問題の全てが解決するわけでもない。少なくとも私にとってはそうであった。「公共の福祉」と「地域エゴイズム」を対立するものと考えるかぎり出口はない。これは動かすことの出来ない出発点である。かと言って、この両者を並立するものとしたり、天秤にかける考え方にも賛成できなかった。伊達火力反対の農民が、北電は盛んに「公共の福祉」のためというけれど、俺たちがうまいもの作るのも「公共性」あるんじゃないか、三里塚の農



民が空港の公共性より農業の公共性の方が大事だというとき、私は彼らが無条件に支持するが、何かスッキリしないものが残っていた。「官の公共」と「民の公共」（福沢諭吉）がそれぞれ存在し、天秤にかけたり、中間点（妥協点）を見いだす考えにはどうしてもなれなかった。「一人の人間の命は地球より重い」という言葉はあるにせよ、これも天秤論だと感じた。宇井純氏の言う通り、公害に第三者はない、あるのは加害者と被害者だけである。「住民運動」に関するかぎり「加害者」は「公共（性）」であり、「被害者」は「住民」である。この事実には疑いはない。出口は「地域エゴイズム」に固執し、その上に「われらが公共」を構築する以外にない。しかしそれを構築するプロセスはどうなるのか。「われらが公共」の具体的イメージはどんなものなのか。おまえは車に乗らないのか、ごみは出さないのか、電気はいらないのか、これらの内なる疑問を何とかしなければ、「地域エゴイズム」攻撃に完全に対抗出来る理論、思想にはなり得ないと私は感じていた。敵を論破し、打倒するだけでは駄目だ、問題はむしろその後にある。

・フランツ・ファノンとの出会い・・・一橋大学時代への回帰

このジレンマを一挙に打ち破ってくれたのが一橋大学時代の鈴木道彦先生だった。鈴木道彦評論集『政治暴力と想像力』（現代評論社、1970）を偶然近くの書店で見つけて買ったのは、先生が私にとって忘れられない存在であったことによる。先生は私の前期のフランス語の先生であった。怠け者の学生であった私はフランス語は全く駄目であったが、先生は2つの強烈な印象を残された。1つは教科書にサン・テクジュベリの『星の王子さま』を使われたことである。岩波書店の内藤濯氏の日本語訳を読んだときは感動した。人間について、愛についてこれほど深い印象を受けた本はない。それまで私はこの本の存在自体も、それがロングベストセラーであったことも知らなかった。私事だが、私が今は亡き家内と結婚することを決意したとき、私はまずこの本を彼女に贈った。もう一つは、当時学生運動に夢中になっていた私が書いたビラを、的確かつ痛烈に批判されたことだった。確かな記憶はないが、警職法反対のビラに「間違いに刃物」といったタイトルを付けたことへの批判もあったように思う。アジビラとはいえ、その非論理的、非科学的感情操作に対する鋭い批判であった。生意気だが、この教師は怖いなと思った。以後ビラの内容は、鈴木道彦先生が読むことを前提に、きちんとした内容をもつものにと意識せざるを得なかった。手前味噌だが、私のビラの質は向上したと思う。後期になってからだが、1960年初頭に国立校門で配ったビラは私が担当し、「ゴールデン・シックスティーズを迎えて」と題した。内容は全て忘れたが60年代全体を見通そうとするものだった。かなり力を入れて書いたし、同期の畏友中島寛（故人）から絶賛されたりした。卒業後も鈴木道彦先生が金嬉老問題などで活躍されていることは、新聞紙上などで存じ上げていた。とにかく、『政治暴力と想像力』は鈴木道彦先生の本であるというだけで買って、帰ってきてその中の一文「橋をわがものにする思想」のフランツ・



ファノンの引用部分を読んだ時、目から鱗が落ちたショックは絶対に忘れられない。「地域エゴイズム」と「われらが公共」を見事に繋ぐ構図がそこには見える形であった。「橋をわがものにする思想」はもともと先生と浦野衣子氏の共訳であるフランツ・ファノンの『地に呪われた者』(1968)の「後書き」として書かれたものである。後書きのなかで本体から引用されたのが、下記鍵括弧書きのうち下線部分を除いたものである。《下線部分は鈴木先生が本文から省略された部分の全部、傍点部分は私がさまざまな場合に引用した際に復活させた部分である。》

「一つの橋の建設がもしそこに働く人びとの意識を豊かにしないならば、橋は建設されぬがよい。市民は従前どおり、泳ぐか渡し船に乗るかして、川を渡っていればよい。橋は、空から降って涌くものであってはならない、社会の全景(パノラマ)にデウス・エクスマキナ(全知全能の神)によって押しつけられるものであってはならない。そうではなくて、市民の筋肉と頭脳とから生まれるべきものだ。なるほどおそらくは技師や建築家が必要となるだろう—それもときには一人残らず外人であるかも知れない。だがその場合でも党の地区委員がそこにおいて、市民の砂漠のごとき頭脳の中に技術が浸透し、この橋が細部においても全体としても市民によって考え直され、計画され、引き受けられるようにすべきなのだ。市民は橋をわがものにしなければならない。このときはじめて、いっさいが可能となるのである」(フランツ・ファノン、アルジェリア独立戦争の闘士)。

この部分を読んだとき、これだ、これでいける、私は嬉しくて躍り上がった。早速大きな書店に行き、原本から引用部分が何処にあるか探したが、なかなか分からず、足が棒のようになったのを覚えている。言うまでもなく、橋は公共性が非常に明らかなものである。その橋ですら、いな、公共性が明らかであるからこそ、一つの橋の建設が計画から施工まで、誰によって喜んで担われなければならないのかが重要なのだ。私はそれ以後、ありとあらゆるところでファノンを引用し、「公共」による「橋」の押し付けに反対する住民運動の正当性を訴え続けた。私の引用がどのくらいの力を持っていたかは分からない。しかし、少なくとも結果として、ファノンのこの言葉は全国の住民運動の中に浸透していった。オーストラリア国立大学の Simon Avenell(日本近現代史)は、“Regional egoism as the public good”(2006)という日本の住民運動に関する論文で、ファノンのこの部分を冒頭に掲げて、アルジェリアから遠く離れた日本で、なぜこの言葉が行きわたったのかを論じている。もっとも、私の引用(解釈)が、ファノンや鈴木先生の本来の意味に合致しているか否かは別の問題である。私の引用(解釈)が唯一のものではない。鈴木先生が「橋をわがものとする思想」で省略された部分の一部だけを私が復活させたのはなぜか、なぜ技術家や専門家、政党の部分だけを省略し続けたのか、「そこにはファノンにあった技術者、専門家と政党の積極的な意味を否定している」「すなわち、政党に対する強い不信、専門家、理論家を排除する「ウチ」意識、徹



底した政治不信の表明である」（中村紀一、政治学）という批判があったのも事実である。宮本憲一氏（財政学）も同様の批判をしておられる。この指摘は当たっている。この時期までに政党は言うに及ばず、土木工学関係の学者、技術者は国鉄や建設省（当時）によって完全に押さえられており、われわれも何とか知りたいと思った、工事被害を含む貨物線の被害の「科学的立証」などは、夢のまた夢といった感じであった。専門家、理論家を排除する前に、排除されている現実がまずあることを骨身に徹して知ったのである。私はこの選択を意識的に行った。我田引水といわれても仕方がない。

我田引水はこれだけではない。ファノンと同じ『地に呪われたる者』のなかで、次のようなことも書いている。「自己意識はコミュニケーションを閉ざす鎧戸ではない。哲学的考察は、逆に自己意識はコミュニケーションの保証であることを教えている。民族主義（ナショナリズム）ならぬ民族意識は、われわれにインターナショナルな広がりを与える唯一のものだ」。これは私が考えていた個々の住民と地域との相互関係、社会構造の全体をとらえる、また他の住民運動などとの紐帯的共感を得る唯一のチャンネルとしての地域意識、に呼応するものとして受け取った。この問題と一橋大学時代の関わりについては後述するが、とにかくファノンとの劇的な出会いは、一橋大学での鈴木道彦先生との出会いがなければ絶対に存在しなかった。このことだけでも、一橋大学と先生にいくら感謝してもしつこくことはない。しかも、今改めて振り返ってみると、私の思想形成過程での、一橋大学時代の影響の大きさへの自覚は日に日に強まっているように思う。

私が一橋大学を志望したのは、国立で授業料が安かったこと、自宅が東京で通学が出来ること、理科系が駄目だったので受験科目に理科が一科目と、いわば消去法だった。当時の授業料は年 9000 円で、家の経済状況から国公立以外は選択の余地がなかった。が、同時に面白そうな先生がいるなというものもあった。映画気違いだっただ私は南博先生の映画評論のファンだったし、伊藤整先生訳の『チャタレイ夫人の恋人』（わいせつ物公然陳列罪で発禁）を、回し読みで熟読したり、ベストセラーになった『女性のための 12 章』について、これまで実力の三分の一しか評価されてこなかったから、この本が三倍の過大評価を受けて、やっとな勘定が合うとの伊藤先生ご自身のコメントを面白がったりして、受験動機の不純さは覆うべくもない。しかし 1957 年に受けた入学試験の国語の問題に接したとき、私は感動した。正確には覚えていないが、ラ・ロシュフーコー（フランスの箴言家）の愛という言葉から万葉の大和三山の「香具山は畝傍ををし」を導く問題だった。こういう問題で落とされるなら悔いはないと思った。出題者は亀井孝先生だった。亀井先生の入試問題は難しいので有名で、私のゼミの岡義達先生（政治原論）は、一橋の学生は亀井さんが難しい入試問題をだすので勉強せず、国語の学力がないので困るとよくぼやいていた。しかしこの問題はなまじの受験勉強などが通用しない、考える力を重視したものであったことは間違いない。大体大



学ともあろうものが、受験産業に「傾向と対策」を立てられるような問題しか作らなくてどうするというのが生意気盛りの私であったし、お陰で2年も浪人した。この年の一般社会の問題には、2年前に開催された「バンドン会議（アジア・アフリカ会議）の歴史的意義についてと論ぜよ」という問題があって、これもいわゆる受験勉強ではどうにもならないものだった。多分これらの問題によって私は辛うじてビリで合格した。入学してみても同期の連中の受験知識の豊富さと受験技術の高さ（点の取り方のうまさ）には舌を巻いた。とうてい敵わなかった訳である。

もう一つ入学して分かったのは、一橋大学は「社会科学の総合大学」と称してはいるものの、実態は単科大学だということだった。入り口こそ4学部に分かれているが、入ってみれば浴槽は1つで、混浴そのものだった。語学は別として、それ以外は学部の区別もなく、入学年度の違いもない。びっくりしたがこれは非常によかったと思う。友人関係でも授業でもこの混浴性は心地よかった。学部の別がなく、出欠が自由だった。後にふれる蓼沼先生の問題意識も、授業をとった覚えはないから、ふらっと出席したか、何か別のきっかけで知ったのかもしれない。上原専禄先生の最終講義にも顔を出した。内容はちんぷんかんぷんだったが、ヒストリア・ムンディを、力を込めて講義されていた。最後は涙ぐまれていた。出席者には先生方も多く、何人かの方がやはり涙ぐまれていた。冷やかし気分だった私は自分を恥じた。めったに講義にも出なかった私だが、なるほどと感銘を受けたことは沢山ある。数え上げればきりが無いが、山田欽一先生の「現代数学」では、公理への疑いが非ユークリッド幾何学から現代数学への道を開いたことを教わったし、岡義達先生の「政治学」では、権力の正統性の根拠、例えば王権神授や主権在民は全て「神話」とする論趣は、新鮮だったし、ショックだった。これまで、当たり前なこと、正しいものだと思っていた諸前提を疑うことを知ったのは大きかったと思う。岡先生は「大学」を「エリートの再生産構造」とされていて、この規定の仕方に感心したりもした。また蓼沼謙一先生の「労働法の民事免責の構造」という問題設定にも興味を持った。内容については何にも知らなかったし、なぜこの設定に関心があったのか私自身が全く分かっていなかったが、後に公害・環境問題や住民運動に対する行政の対応の仕方を見て、その原型がここにあったのではないかと思うようになった。一般的に言えば、資本主義体制外あるいは反体制運動を体制内市場（経済）取引に吸収もしくは転化していくやり方がそこにあったのではないかと思う。『共産党宣言』や『空想から科学へ』などを読むかぎり、初期の労働運動が労働者（階級）の解放、労働の疎外からの解放を目指していたことは明らかだと思う。だからこそ資本主義打倒が目標だったのだと思う。反体制労働運動を直接弾圧する反面、労働者の団結権を認めて、労働組合に（法）人格を与え、団体交渉権、争議権を認めることによって労働運動を労働組合運動に吸収・転化していく体制内制度化である。こうして労働組合は労働条件の市場（経済）取引の一方の当事者になり、労働の疎外からの解放は放棄される。よく言えば資本主義の柔軟さだが、悪く言えば貪欲さ



である。飛躍もしくは短絡との批判は覚悟しているが、再び我田引水すれば、行政による「住民」は「地域エゴイズム」から、より広い高い視野をもつ「市民」へと向上しなければならぬ」というお誘いが繰り返され、拒絶型住民運動から提案型市民活動へと進歩しなければならないというコースが、特定のNPOに（法）人格を与えて、これまで行政が把握・コントロール出来てこなかった体制外の諸運動を「市民活動」に集約、変身させることによって把握可能なものとし、補助金操作行政による自立性の破壊、補助金たかりへの体質作りが制度化されている。環境問題におけるCO₂の排出権の売買なども発想は似ている。（法）人格化は体制外及び反体制運動の体制内制度化への資本主義の常套手段であると感じている。

いつ頃からか分からないが、私は資本主義は良くないと思うようになっていた。左傾していたといってもよい。私が中学に進学したのは1949年であるが、世の中はまだ戦後の混乱期であった。1950年朝鮮戦争が勃発し、占領軍の命令で自衛隊の前身である警察予備隊が発足した。実態は旧軍出身者を寄せ集めての軍隊の復活であった。私のいとこの一人は若き旧職業軍人であったが、戦後は戦犯扱いで職もなく浮浪者同然だった。が、旧軍の復活に喜んで復職していった。朝鮮戦争による軍需（朝鮮特需）が発生し、日本経済は急速に復活していった。再軍備反対、逆コース反対の左翼の運動は華々しく、私は共感を持っていた。1951年サンフランシスコ講和条約が、「全面講和と永世中立」という左翼の反対を押し切って調印され、同時に日米安保条約、日米行政協定（現日米地位協定）が調印された。いわゆる日米安保体制が確定した。左翼は以降この「日米安保体制」打破をメインスローガンに全ての運動をこれに集中させることになった。1952年、アメリカのビキニ環礁での水爆実験で第五福竜丸が被爆して久保山愛吉さんが死亡し、原水爆禁止運動はものすごい広がりを見せた。このとき私は高校2年生だったが、積極的に原水禁運動に参加した。反戦平和の感覚からだったとは思いますが、同時にそれを推進する左翼への共感があったことは間違いない。左傾していたと思う。反戦平和運動と社会主義革命運動が無理なく接合された、ある意味幸せな時代だった。こうして左翼シンパ感情を持ちながら入学した私は、当時前期自治会委員長だった白石武夫先輩に、自治会はメーデーに行くかどうかをたずねた。特別の意味はなく、ただ聞いたただけだったが、ものすごくびっくりされた表情にはこっちがびっくりした。これが前期自治会との最初の接触であった。白石さんはたしか東京の下町の高校（上野？）の出身で、下町っ子そのものの人なつっこい雰囲気を持っていた。私も同じ東京生まれだが、山の手育ちだったせいか私にはないものを感じ、好きだった。私は1957年度後半から、自治会のクラス委員になり、本格的に自治会活動（学生運動）に打ち込んでいくことになる。一橋は前・後期自治会とも全学連加盟校だった。1958年はイギリスのクリスマス島水爆実験があり、原水禁運動が一層の広がりを見せ、他方教育公務員（先生）に対する勤務評定の実施に反対する勤評闘争が日教組を中心に燃え上がった。私は特に勤評闘争に力を入れ、後で



振り返ってみても在学4年間でもっとも集中したテーマであった。戦前の「忠君愛国教育」、「軍国主義教育」、「皇民化教育」などが否定され、少なくとも国家権力が教育に介入するのは御法度とされてきた。戦後初期は、校長は（管理職ではなく）同等者中の第一人者とされ、日教組の組合員で組合の指令に従っていた。ここでも教育委員の公選制廃止などの途中経過は省略するが、要するに校長に先生一人一人の勤務評定を義務づけ、国家権力が教育を人事上も内容上も介入・管理するというものであった。これは絶対に阻止しなければならぬと私は思った。当時の総評・日教組は、これは日教組つぶしであり、総評労働運動つぶしであるとして、総評全体の闘争として闘うとしていた。全学連もまた、ちょっと言葉は違うが、単に日教組だけでなく全労働者階級に対する攻撃であり、それ故全労働者階級が一丸となって対抗しなければならぬとしていた。これに異議を唱えたわけではないが、何か足りないと思っていた。それは労働現場における労働の内容を含む支配権のあり方に関する方針がない点だった。少なくともその辺に触れる言及がないと、民間企業の労働者に波及していく根拠がないのではないかという思いだった。企業が企業労働の支配権を完全に握り、労働組合は労働条件のごく一部の条件闘争にしか関与しない状況が生まれていた。民間労組に、あるいは民間労働者に勤評闘争の共闘を呼びかける場合に、労働の支配のあり方に触れなにかぎり、なぜ教育現場だけが民間企業では当たり前になっている勤務評定に反対するのか、ひるがえって、会社が勤務評定によって労働者を完全支配している現状はいいのかを提起しなければ、本当の意味で勤評闘争が総評全体の闘争になり、労働者階級全体の闘争にはならないのではないかと思った。当時、都学連（全学連の下部組織）の委員長の塩川喜信氏（一橋のオルグ）と二度ほど可成り突っ込んだ話をしたが、不調だった。全学連のみならず、左翼全体の情勢分析の仕方、運動方針の立てかたなどに、漠然としてはいたが基本的な疑問を持つようになった。もっと広げていけば、彼らの考えている「共産主義革命」・「社会主義革命」とはどんなものなのか、もっと縮めて考えれば、彼らの人間に対する認識の仕方に大きな問題があるのではないかと思うようになってきた。資本主義政権を倒し、社会主義政権が成立すれば、それが革命で万事はうまくいくのか。革命の後のイメージは必要ないのか。また人間の認識の仕方についても、「存在が意識を規定する」という規定には反対だった。基本的人権の尊重とは個人の尊重というよりは個人差の尊重であると私は感じていた。こうした疑問を内包しながらも私は勤評闘争に全力を挙げた。天王山となった和歌山には執行部全員に動員を掛けた。同時に私は全学連の政治闘争一点張りの方針に、これは疑問といった程度ではなく、はっきりと批判的だった。勿論政治闘争を否定するものではなく、むしろ積極的に展開すべきだと思ってはいたが、ただ、学生生活は政治だけではなく多面性を持っており、学生自治会を名乗る以上、政治以外の分野もカバーすべきだと思っていた。記憶に残っている1つは小平祭（文化祭）の盛り上げである。私の入った年の小平祭はひどいものだった。学生の生活態度に受け身の態度が目立ち、学生運動に限らず、何事にも低調だという印象だった。翌年の小平祭は、新しい文化の創造をと銘打って、全クラス、全サークル



に何らかの参加をと呼びかけた。エスカレーターに乗り、ところてん式に2階3階に上っていくことを止めよと訴えた。これはある程度成功し、少し学内の空気が流動化した感があった。もう一つは小平学食の改善だった。生協が運営していたが、汚くて不潔だった。皿などの什器備品も足りなくて、途中で回収したら一回ししている有様だった。同じクラスに学食で働いていた落合正令がいたので話を聞いたりして、保健所に何回も通い、実情を話し改善策を聞いた。学校側の学生委員会との会合で何とかしないと大変だぞとがんがん文句を付けたが、学生委員会は、要するに大学側の学生運動対策部で、大学側も学生側も政治運動への弾圧であるとかないとか言いっ放し聞きっぱなしの会合であったから、学食問題を持ち出すと、学校側を攻撃する新戦術かと疑われたのも無理はない。自治会側の代表は徳江和雄だったが、彼もきょとんとしていた。でも最後には何人かの先生がそれは問題だと言って下さった。また生協の理事会の席にも出席し、理事長に皿の枚数を増やせとか、煮沸の設備を作れとか、いくつか具体的提案を可成り強い調子で行なった。結果がどうなったかは覚えていないが、近年落合から宮崎の印象は学生運動より学食で世話になった方が強いと言われて、正直嬉しかった。落合にはその返事もしてなく、申し訳なく思っている。

ともあれ1957年入学組は一橋大学としては異例の学生運動活動家を持っていた。執行部に約10人、その周辺に20人ほど計約30人の常連活動家がいた。時代が影響したのかも知れないが、一年先輩にも、一年後輩にも一桁台の活動家しかいなかったから、やはり異例というしかないだろう。しかも非常に優秀な連中ばかりだった。革命への志の高さ、正義感の強さは抜群だった。中枢は加藤幹雄、中島寛、平尾光司、飯沼健真といったところだが野口英次、川岸近衛、水藤真樹太、千野亘、酒井武史といった非常に個性的なメンバーを抱えていた。川岸は一橋新聞の名編集長で、後に読売新聞の論説副主幹になった。彼の編集長時代かどうかは知らないが、一橋新聞は「スペシャリスト論争」を手がけ、大手メディアでも話題になったりした。当時の一橋新聞のレベルは非常に高かったと思う。中島は登山家でもあり後に日本山岳会のエベレスト南壁のアタッカーになった。酒井は朝日を定年前に止めて小さな出版社を作り、2005年に拙著『いま、「公共性」を撃つ』を復刊してくれた。加藤はブンドに属していたし、政党、セクトに属していたものもいた。私は前期の委員長を務めたが、ノンポリだった。とにかくこの30人がこの4年間の一橋学生運動を牛耳った。加藤がこのニューズレター3号で述べたように、このメンバーは「終生変わらない堅い友情で結ばれることになった」。ここで述べた以外の学生運動については、加藤の上述のレポートに詳述されており、私が付け加えることはない。ただ一橋大学のスローガン、キャプテンオブインダストリーとか、如水会のもつ一種のエリート臭さは嫌いだった。私はエリートになる意思も能力もないと思っていた。如水会には入らなかった。また成績が悪くて、卒業できるかどうか心配でたまらなかった。ただ放っておかれたただけだとは思いますが、とにかく異端児に寛容だったことに助かったし、感謝するしかない。



卒業直前、私はこの 30 人ばかりのつながりを維持したいと思い、サロンダンポンという同窓会を立ち上げた。定期的に集まり、顔を合わせるだけでなく、機関誌を発行した。6 年ほど、10 号ぐらい続いたのだろうか。読み返してみるとマルクスボーイのキャプテンオブインダストリーへの「転向」がうかがえて面白い。サロンダンポン機関誌は、平尾光司が全冊保有している。卒業後、私は総合商社に 2 年ほど勤めて止め、ルンペン風に過ごしてきたが、結婚して横浜に移住し、平尾光司の叔父さんの経営する横浜の小さな貿易会社に就職した。2 年もたない時に、貨物線問題が起きた。その後 2 年ほどたって、スポンサーになってくれる人があって、事実上自営の貿易商人になった。これは有難かった。貨物線反対運動も忙しくなってきたし、とにかく自営業は時間のやり繰りができる。事務所も横浜の中心部にあり、市役所や反対同盟ニュースの印刷所にも近く、誰に気兼ねすることもなく自分の商売と反対運動のメッセンジャーボーイを両立させることができた。

・「われらが公共」の構図作り・・・現代革命論

さて話は再び「横浜新貨物線反対運動」に戻る。くどいようだがもう一度原点に戻りたい。神奈川県松見町の小さな商店のおかみさんは、「貨物線なんかが来たら、お金持ちのウチのいいお客さんは何処かへ（引っ越して）行っちゃいますよ。そんなことになったら、ウチ（の商売）はどうなっちゃうんですか」。ある港北区仲手原の地上権設定（トンネルの上）の地権者の奥さんは、「貨物線の騒音・振動の被害は皆さんも同じなのに、ウチだけがいくらでもない補償金をもらうなんて、ご近所の手前そんなことは出来ませんよ。ウチはこれからもここに住んでいかなきゃならないんですから」。これが横浜新貨物線反対を 15 年間継続させ、2 億 4,700 万円の補償金の受取を拒否した原動力である。ここには生活のよりどころとしての地域の意識が存在している。そしてそこに住み、生活している住民としての立場が鮮明に意識されている。この住民と地域の概念が近代社会の構造には全くない。先に引用した札幌地裁の判決は環境権について、次のように判断している。「環境管理の問題は、すぐれて、民主主義の機構を通じて決定さるべきものであるといえる。もとより司法救済は、現在、環境破壊行為が住民個人の具体的な権利、すなわち、生命、固有の健康、財産の侵害のおそれにまで達したときには、後記のように個々人の人格権、財産権の妨害予防ないし排除として発動されるものであるから、これをもって足るものと考えられる」。完璧な個人還元主義である。そこに想定されているのは、完全に独立した全知全能の個人であり、そうした強い個人が、たとえ相手が国であろうが、大組織であろうが、対等・平等の立場で契約を結び、その双方が「合意は拘束さるべし」とする社会システムである。よく近代の特徴は「主体と客体の分離」であるというが、ここで想定された主体は文字通り客体（周囲）から完全分離された個体である。しかし実際には、完全に自立した個人などというものは存在しない。処



女懐胎などあるはずもなく、一人では生まれてくることが出来ないどころか、生存することも生活することも出来ない。上述した二人の女性の言葉は、このことをはっきり示している。私はこうした生活意識が当たり前、常識であることを運動の初期から痛切に感じさせられてきた。この生活意識を前近代的であるとして、個の確立を求める方式は実態に合わないばかりでなく、間違っていると確信する。70年代住民運動が明らかにしたのは、戦後民主主義の諸制度が、地域・住民を問答無用、切り捨て御免と抹殺していくお上である事実である。私は既に資本主義か社会主義か、近代的前近代的か、民主的か非民主的かといった視点ではなく、お上下々の視点で社会を見るようになっていた。

「横浜新貨物線反対運動」は、飛鳥田革新市政との訣別宣言のあと、横浜市から分離・独立する住民の、住民による、住民のための自治体の具体的プランの作成に入った。この内容の詳細については、この小文の目的からそれるので省略するが、地域エゴイズム運動の思想の一つの最終的な到達点であり、反対同盟代表、八木貞太郎（公認会計士、故人）の手になる構図は、地方自治法上の手続きからはじまり、町の規模、財政、インフラ、交通、火葬場、小中学校など公的施設、女性町長を含む複数町長制など町内運営のガイドラインを詳細に描ききった傑作であることを明記させていただきたい。おそらくこれは、秩父郡一帯の独立を企図した秩父事件以来のことであり、その元号「自由自治元年」になぞらえていけば「自由自治」町構想である。もとよりこれは「貨物線反対」というシングル・イシュー運動の勝利のための戦術として考えられたものであり、運動の流れ解散によって画餅に帰した。一般的な住民自治のための戦術にはなり得ない。しかしその構想にいたる思想の流れや運動内の諸実務の運営技術は、日常的な住民自治の獲得手段として役に立つのではないかと思っている。一般的に言えば、グローバリゼーションに対して地域を、国民・市民に対して住民を対置していくことである。あらゆる社会的・技術的単位を小型化・地域化し、住民自治の下で地域循環型の生活システムを作っていくこと、これが現代における革命だと思っている。

当たり前のことだが、「横浜新貨物線反対運動」は、昔からの下々の諸運動の歴史に学んで出発したものではない。個体発生は個々であり、それぞれははっきりした個体差を持っている。しかし15年の歴史を振りかえってみると、住民運動は百姓一揆以来の系統をなぞっていることに気づかされざるを得ない。私なりに特徴をあげれば、それはシングル・イシュー運動であり、体制打倒を求めない点である。百姓一揆は封建制度を打倒することを目的にはしなかった。現権力を打倒する政治権力になろうとしないのである。政権交代はお上下々の関係をいじるものではなかった。明治のご一新も、戦後の日本国憲法もそれまでの政治を全面否定し、全てが新しくなることを告げるものになっているに過ぎない。お上は依然として存在した。これまで藩民であった下々は、これからは天皇陛下の臣民になると告げられ、



新憲法はこれまでの臣民が主権者になりましたと告げたに過ぎない。勿論この背景には下々がいわゆる「市民革命」に立ち上がらなかったことがある。しかし「市民革命」後の、あるいは植民地からの「独立戦争」勝利後の権力が、下々の上に君臨する権力でなかった例はあったのだろうか。時の権力者が「お上」として振る舞うとき、下々は「下々」として、お上と付き合うのである。これを下々の生活防衛（住民自治）の知恵と見るのは穿ち過ぎであろうか。その証拠が、お上が生活を破壊しようとするときの拒絶の強さである。70年代住民運動はこのことを余すことなく示したと私は考える。住民運動の若き研究者、仲田教人氏（政治学）は2009年の日本社会思想史学会で「革命としての自治」というタイトルで「横浜新貨物線反対運動」をレポートした。同じ清原悠氏（東大博士課程）は2011年修士論文「住民運動の社会学」で住民を当事者概念であると指摘し、体制外概念であることを明確にした。「勝てば官軍、負ければ賊軍」という権力に対する醒めた目を持ち、近代社会の論理では決して動いてこなかったのが下々である。政治とは、権力を持っているものと権力を持つとうとする「お上」相互間のゲームであり、いかに主権者としての自覚がないとか、政治的無関心はけしからんとお説教されても聞く耳はもともとない。今は選挙に行けば景品が貰えそうな時代である。尻をたたかれるから選挙には行くが、投票先は地縁、血縁あるいは自分の属する業界や団体などの見返りが現にあるか、あるいはありそうなところになる。配当が全く期待できない馬券を買う馬鹿はいない。此所にも政治や選挙の市場（経済）取引化を見るのは僻目であろうか。にもかかわらず、若者を中心とした投票率の低下はすすんでいる。これは政治や選挙に対する下々の批判的かつきわめて健全な対応である。戦後民主主義礼賛派はこの下々の持っている政治意識、投票行動の様式を（知ってはいても）全く分かっていない。凋落は当然である。

・おわりに

所詮自慢話にしかないことは分かりきっている。筆者が唯一の読者であるような馬鹿馬鹿しいことが出来るか。自分史を書く気は昔からなかった。今度の原稿依頼に対しても、大いに迷ったのは冒頭に記した通りである。しかし書き終わってみて、書いてよかったと本当に思う。たとえ筆者が唯一の読者であっても、これは筆者にとって、また唯一の読者にとっても必要な作業であったことを痛感した。余命幾ばくもない私にとって、これは一つのまとめであり、自己確認の作業だった。読者を意識した自伝などを考えていた私は馬鹿だった。書いてよかったと書いたが、書かせていただいてよかったというのが本音である。改めて加藤幹雄と大月先生、それに一橋大学に心から感謝したい。



箱根土地株式会社と佐野善作

酒井 雅子

如水会会員(昭 57 法・平 18 修企)、社会責任投資研究所取締役社長、
本学非常勤講師(「一橋大学の歴史」コーディネーター)

はじめに

一橋大学の前身である東京商科大学（以下、商大という）は、大正 12（1923）年 9 月の関東大震災により甚大な被害を受け、それまでの東京市神田区一ツ橋から東京郊外へ移転をした。その校地移転に大きく関与したのが、大正 9（1920）年 3 月に設立された箱根土地株式会社（以下、箱根土地という）であることはよく知られている。

商大の本科・商学専門部・商業教員養成所が移転した東京府北多摩郡谷保村（現在の国立市）の「国立大学町」¹は、箱根土地による誘致を商大が受けたのではなく、商大の意向を汲んでの町の開発であった可能性が強く考えられる²。

それならば商大学長の佐野善作は、箱根土地という会社にどのような認識を有していたのであろうか。

箱根土地は、堤康次郎（明治 22（1889）年生）が創立したとする説が一般に広く受け入れられている。大西健夫は、堤は「大正 2 年の大学卒業後は、大隈と永井の薦めで雑誌『新日本』を発行するなど出版事業に就くが成功せず、第一次世界大戦終了前後からの土地ブームに乗って、7 年に軽井沢沓掛（現・北軽井沢の千ヶ滝地区）の村有地の別荘地分譲に成功すると、8 年には箱根強羅を開発し別荘地分譲を行い、9 年に箱根土地会社を設立したとする（原文の数字部分は漢数字）³。箱根土地の土地取得は、軽井沢も箱根もそのほとんどが会社設立前に堤康次郎によって買い集められ、その後会社に売却されたという⁴。最初に沓掛の土地を買収したとき堤は数え年 29 歳と若く、土地買収資金の出所につ

¹ 商大の予科は、箱根土地が北多摩郡小平村（現在の小平市）に開発した「国分寺大学都市」に移転をした。ここへの移転が予定されていた明治大学の移転が取りやめになったのちの出来事であった。野田正穂「多摩湖鉄道の一二年間」『東村山市史研究』第 7 号、1998 年、80 頁。

² 田崎宣義「大学史と国立大学町」『一橋大学創立 150 年史準備室ニューズレター』No.2、一橋大学創立 150 年史準備室、2016 年。

³ 大西健夫「国立開発と国立学園小学校の設立」、編著者大西健夫、編著者堤清二『国立の小学校』校倉書房、2007 年、14 頁。

⁴ 土屋俊幸「第一次世界大戦における観光資本の別荘地開発 ―箱根土地株式会社の経営展開を中心として―」『林業経済』1985 年 10 月号、3 頁。土地台帳を調べた宮原安春は、「所有権移転 大正 7 年 1 月 1 日売買 取得者 堤康次郎」と登記されていることを確認している。宮原安春『軽井沢物語』講談社（講談社文庫）、1994 年、249 頁。（講談社 1991 年）



いては諸説ある⁵。由井常彦編『堤康次郎』には次のように記述されている。「箱根開発に本格的に乗り出した康次郎は、大正 9 (1920) 年 3 月、箱根土地会社を設立した。資本金は 2000 万円 (500 万円払込) で、初代社長には藤田謙一が就任し、康次郎は専務取締役となった。その他、取締役には若尾璋八、前川太兵衛、吉村鉄之助、監査役には九鬼紋七、永井外吉が就任した。若尾は甲州、九鬼は志摩出身の実業家として知られ、前川は康次郎と同じ近江出身の実業家であり、いずれもこの頃の名だたる資産家であった。こうして、設立時の箱根土地会社に錚々たる財界人が、株主かつ役員として名を連ねたことは大成功であった (ただし出資額は大きくない)。それが払込 500 万円という、当時としては、かなり多額の資本金の調達を可能にしたからである。」(原文の数字部分は漢数字)⁶。

しかし、堤が箱根土地の取締役になったのは、大正 10 (1921) 年 10 月であった⁷。特段の事情がない限り、創立者ならば設立時点から経営に参画するのが一般的であろう。

本稿では、まず当時の会社設立をめぐる時代背景を概観したのち、従来顧みられていなかった資料から、箱根土地の創立事情を明らかにする。これにより、同社と佐野善作との関係に新たな光を当てたいと考える。

1 時代背景としての大正期の企業勃興と事業家ネットワーク

大正 3 (1914) 年 7 月の欧州大戦 (第一次世界大戦) の勃発によって貿易や海運が途絶すると、重要物資の輸入途絶や生糸輸出の停滞が懸念され、日本経済は一時苦境におちいった。しかし大正 4 (1915) 年からは大戦ブームが到来し空前の好景気となった⁸。

⁵ 沓掛区の土地買収代金 3 万円は、当時としては大変な高額である。初めて堤が当地を訪れた際、帰りの電車賃 1 円 35 銭を借りて帰った (東長倉村村長土屋三郎の娘の証言、猪瀬直樹『ミカドの肖像』小学館文庫、2005 年 (小学館 1986 年) 187 頁) という逸話も残る堤に、なぜ大金が用意できたのか。当時結婚していた妻もしくはその実家が用意したとするもの (前掲 猪瀬、312 頁、前掲 宮原、252 頁、中嶋忠三郎『西武王国 一その炎と影 一狂気と野望の実録一』サンデー社、2004 年、192 頁 等)、堤自身の資金と考えることは可能だとするもの (由井常彦編『堤康次郎』リプロポート、1996 年、88 頁、野田正穂・中島明子編『目白文化村』日本経済評論社、1991 年、33-34 頁) 等、見解が分かれている。上之郷利昭は、永井柳太郎の息子永井道雄による証言「東京商工会議所会頭の藤田という実業家が堤さんを見込んで三万円を貸してくれたんです。堤さんはその足で父 (柳太郎) の所に飛んできてカバンを開けると、「先生だってこんな金は見たことないでしょう」と喜んでいと聞いています。」を紹介し、藤田が堤の商才を見込んで資金提供をしたと推測する (上之郷利昭『西武王国 堤一族の血と野望』講談社 (講談社文庫)、1985 年 (講談社、1982 年)、118-119 頁)。

⁶ 前掲 由井編 102 頁。但し、設立時の役員は取締役の藤田、前川、若尾、監査役の永井である (後述)。

⁷ 大西健夫・齋藤憲・川口浩編『堤康次郎と西武グループの形成』知泉書房、2006 年では「箱根土地会社営業報告書によると、3 月 25 日の創立総会で選任された役員に堤と吉村の名前はなく、4 月 20 日の臨時株主総会での役員増員で、この 2 名は選出されている。」(68 頁) とするが、大正 9 年 4 月 20 日に選任されたのは取締役吉村鐵之助と監査役九條良政である (官報第 2468 号附録、同年 10 月 22 日)。しかし九條は同年 11 月 30 日に辞任している (官報第 2623 号附録、同 10 年 5 月 2 日)。堤が同社の取締役に就任するのは、同 10 年 10 月 20 日であり (官報第 2835 号附録、同 11 年 1 月 17 日)、九鬼紋七が監査役に就任するのは同 10 年 12 月 30 日である (官報第 2927 号附録、同 11 年 5 月 8 日)。

⁸ 三和良一『概説日本経済史 近現代』東京大学出版会、1993 年、89 頁



大戦景気が進むにつれ、ふところの豊かになった階層が急増した⁹。その土台の上に企業の増設・新設計画が相次ぎ、企業熱が過熱し株式ブームになっていった¹⁰。大正4年から8年に設立された百社の資金調達を分析した志村嘉一は「大戦の恩恵を蒙った一部の事業家は、それぞれ新規事業の発起人あるいは賛成人という形で企業設立に参加し、新たな事業投資を求めている」と指摘する¹¹。

そして当時は、複数の会社の重役を兼任するものが多く存在した。その業務の経験や知識とは無関係に役員に就任し¹²、名の通った事業家ほど多くの企業の役員を兼任するのが通例だった¹³。そして彼ら兼任役員は、ネットワークを築いて事業を展開していた¹⁴。事業家ネットワークの存在理由として、彼らは資金的制約から株式会社を設立することとなるが、株式会社設立には商法上七人の発起人を必要とし¹⁵、顔が見える「仲間」が重要であったこと、新しい産業が簇生する中で信頼のおける情報源として仲間内が利用できたこと等が挙げられる¹⁶。

設立時期は第一次大戦開戦前であるが、本稿で論ずる箱根土地とも関係する千代田護謨株式会社（以下、千代田護謨という。本店は東京府南葛飾郡亀戸町12、13番地）の設立においても、ネットワークの存在を見ることができる。

一般護謨の加工品製造、護謨製品の販売を目的として大正2（1913）年6月30日に設立された際の商業登記¹⁷に見る役員構成は、取締役として藤田謙一、新谷眞次郎、堀江正三郎、仲尾和二郎、辰澤延次郎、田村健二、監査役は杉井勝太郎、山科禮蔵である。この取締役、監査役のなかで、千代田護謨の役員以外の肩書を持たないのは堀江のみである¹⁸。

⁹ 時事新報社が全国の50万円以上の資産家を調査している。明治34（1901）年の第一回調査で該当する資産家が441名、明治44（1911）年の第二回調査で1025名であったのに対し、大正5（1916）年1月から8月にかけて実施された第三回調査では2201名に増加している。時事新報社「時事新報社第三回調査 全国五十萬圓以上資産家表」大正5年10月7日時事新報第11906号附録、時事新報社、1916年。

¹⁰ 有沢広巳監修『証券百年史』日本経済新聞社、1978年、78頁。企業熱は「愈々旺盛を極め新設拡張に伴う新株募集及公社債の発行殆ど目の眩む程」であった（大阪朝日新聞大正8年8月23日）。

¹¹ 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会、1969年、189頁。

¹² 高橋亀吉『株式會社亡國論』萬里閣書房、1930年、233頁。

¹³ 大正10年2月の『実業の世界』では、「重役肩書番附」を発表している。そこでは、東方横綱は荒井泰治で43社の役員を兼任、西方のそれは大橋新太郎の40社である。実業の世界編輯局編「重役肩書番附」『実業の世界』第18巻第1号、1921年、124頁以下。

¹⁴ 鈴木恒夫・小早川洋一は明治31年と明治40年の『日本全国諸会社役員録』の分析に続き、『日本全国諸会社役員録 上・下』（大正10年版）の分析を行い、明治期のみならず大正期にも企業家ネットワークが存在していたことを指摘する。鈴木恒夫・小早川洋一「大正期における企業家ネットワークの研究 —『日本全国諸会社役員録』（大正10年版）の分析—」『学習院大学 経済論集』第51巻第2号、2014年。

¹⁵ 商法第119条 株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス

¹⁶ 前掲鈴木・小早川論文、129頁。

¹⁷ 大正2年7月11日に東京区裁判所小松川出張所にて登記されている。官報第289号附録、同年7月16日。

¹⁸ その後、堀江は東海製鋼（大正5年6月設立）・東京造船所（同6年8月設立）・東京商船（同年7月設立）・東京製靴（同年3月設立）・帝國塗料（同年6月設立）各社の取締役に就任する。そのとき辰澤延次郎は東海製鋼の監査役、東京造船所の大株主、東京商船の社長、帝國塗料の取締役にあった。いずれも帝國興信所『帝國銀行會社要録：附 職員録』第7版、1918年を参照した。



千代田護謨以外の肩書として、藤田は東洋製糖・後藤毛織・日韓印刷・日本活動写真・東亜煙草各社の取締役と広島瓦斯の監査役を兼ね、新谷は東海商業銀行の取締役と大成貯金銀行の監査役、仲尾は東洋海上保険の監査役、辰澤は臺灣拓殖・京王電氣軌道・札幌木材各社の取締役、田村は日本舗塗料の取締役、杉井は東海商業銀行・東洋海上保険各社の取締役、そして山科は紅葉館の監査役であり東京商業会議所の常議員となっている¹⁹。大正5年の調査ではあるが「時事新報社第三回調査 全国五十萬圓以上資産家表」では、藤田・山科ともに資産 50 万円とされ²⁰、同年の別の調査では辰澤延次郎は資産 20 万円となっている²¹。さらに、藤田、堀江、辰澤、山科は同氣倶楽部の有力会員であった²²。

当時は同氣倶楽部、交詢社、日本工業倶楽部、東京倶楽部等の「倶楽部」が盛んに活動しており、事業家ネットワークの土台となっていたと思われる。

2 箱根土地の創立

2-1 大正 6 (1917) 年 12 月の沓掛地区の土地買収

堤本人は「私の土地開発事業の第一歩は大正 7 年、軽井沢千ヶ滝から始まった。ついで大正 8 年には箱根の強羅に 10 万坪の土地を買い、翌 9 年に箱根土地株式会社を創立して、土地開発事業に全力をあげることになった。」と記している²³。

その「第一歩」につき、信濃毎日新聞大正 6 (1917) 年 12 月 25 日付の記事が報じている。「新軽井澤／一 六十萬坪買収決定 一」という見出しの後に、「資本百萬圓の遊園地會社設立」「一寒村沓掛は一躍して成金村」の小見出しが続く。やや長くなるが、箱根土地の創立事情につながり重要と思われるので全文を引用する。以下、新聞記事の引用においては新聞記事の原文にあるルビは割愛し、大きな活字で強調している部分には下線を付す。

「第二の軽井澤建設の為に浅間山麓沓掛の公有林野六十萬坪賣却の件は其目的と其面積の厖大なるとの二點に於て行政上の處分案件として縣下に前例無く随つて縣郡監督官廳の考慮を要する處多く去る八月開始されたる問題が為に今日に及び堀江北佐久郡長は之が最後の指揮を仰ぐ可く本月十六日出縣して二十日を以て歸郡したるが、愈二十三日東長倉村土屋三郎氏を郡役所に召致して賣却の件を許可したり／該賣却地は東長倉村大字軽井澤に隣る大字沓掛区有地の中字坂下、獅子岩一帶の高原にして東は湯川の清流に劃られ西は草津街道を境として面積六十萬坪、軽井澤より高き事海拔百尺、飲料水の純良と眺望の絶佳な

¹⁹ いずれも東京興信所編『銀行會社要録：附 役員録 第 18 版』東京興信所、1914 年を参照した。

²⁰ 前掲 時事新報社「第三回調査 全国五十萬圓以上資産家表」。

²¹ 東京實業協會編『東京資産家録 大正五年調査』東京實業協會、1916 年

²² 都新聞社經濟部編『倶楽部めぐり：附 財界犬と猿』倶楽部研究会、1928 年、222 頁及び東京毎日新聞社編『大日本重役大觀』東京毎日新聞社、1918 年、312 頁。

²³ 堤康次郎「私の履歷書」(日本經濟新聞掲載は 1956 年)、日本經濟新聞社編『私の履歷書 昭和の經營者群像 2 堤康次郎 犬丸徹三 鹿島守之助 本川田一隆 水上達三』日本經濟新聞社 1992 年、21 頁。



るとに於て附近に其比無きを本年夏の頃東京の堤康次郎氏等發見し避暑地として開放する様沓掛區に申込み茲に賣却の段取りとはなりし也、北佐久郡役所の調査に依れば藤田謙一、堤康次郎、森田退蔵、中山佐市、岩本重四郎、辰巳一等東京の／實業家相集まり資本金百萬圓の沓掛遊園地株式会社を設立し此處に第二の輕井澤を建設せんとする者なるが元來同地は星野温泉の湧出ありて星野國治氏等此地を以て避暑及び避寒地たらしむ可く開發に努め最近漸く注目せらるるに至り今や公有地賣却と同時に堤康次郎氏等は此星野温泉附近と沓掛停車場間十四町に幅七間の大道路を開鑿し電燈點火及公衆電話の設置を為し／三萬餘坪の小湖水を造りて沿岸に輕井澤三笠ホテルに對比すべき大ホテルを建築し而して後沓掛遊園地株式会社の事業に移す可く明年より三箇年内に完了する筈なりと云ふ堀江北佐久郡長は萬一同事業が遂行されざる場合に處す可く之が建設期間を二ヶ年半と見做し其曉に於て蹉跌したる場合は原價を以て沓掛區に賈戻す可く民法の保證に據り第三者に抵抗し得らるる權利を沓掛區に有せしむるに／條件を附せしめ随つて賣却代金は其期間内は沓掛區をして農工銀行に右現金を預託せしめ廳ては國庫債券に代へて三十年間蓄積せしむる筈也、猶賣却地代金は金二万六千九百圓森林立木代金三千百圓總計三万圓なるが五分利公債毎半年複利を以て三十年間蓄積する時は金十三万一千八百六十一圓八十七錢と成る可く幸に開發の曉は同郡下随一の貧村部落たる二百十戸の沓掛は大避暑地と化して殷賑を極め一方に金十三万圓の共有財産を持するに至る計算なりと」。以上を「記事 1」とする。

「記事 1」で相集まりたる「實業家」として登場する人々を『人事興信録』第 5 版で見ると、藤田謙一は明治 6 年生・兼任役員多数、森田退蔵 慶應 2 年生・農工貯蓄銀行頭取他複数の兼務、中山佐市 元治元年生・東京府農工銀行創立の際の支配人・頭取経験者、岩本重四郎 明治 7 年生・農工貯蓄銀行常務取締役、辰巳一 安政 4 年生・正五位勲三等・工学博士・退役海軍造船大監等が確認できる。しかし、堤康次郎は、『人事興信録』第 5 版には記載がない²⁴。

「記事 1」に登場する「沓掛遊園地」の遊園地とは、当時流行したリゾート施設の形態である²⁵。

²⁴ 人事興信所編『人事興信録』第 5 版、人事興信所、1918 年。

²⁵ 沓掛遊園地より少し早く大正 6 年 4 月 25 日に、三重県志摩郡鳥羽町の開発を目指した東洋遊園地株式会社が設立された。藤田謙一は大正 7 年 4 月 29 日から同 14 年 1 月 10 日まで、同社の取締役に就任している（稲葉克夫『藤田謙一』弘前商工会議所、1988 年、年譜）。同社の本店は東京市で、出張所を志摩郡鳥羽町におく。同社の事業は、「風光佳絶氣候温和ノ地区ヲ選定買収シ是ニ道路ヲ通シ家屋ヲ建設シ又ハ船車ヲ以テ旅客ノ交通ヲ謀リ其他樹木ヲ植栽シ娛樂場ヲ設ケテ内外ノ觀光客ヲ招致シ其希望ニヨリ地所家屋ヲ貸渡シ讓渡シ又ハ物品ヲ販売スルヲ以テ目的トス」（定款第 2 條）とあるように、地所家屋の賃貸売買までも含み、「遊園地」を中核としたデベロッパーである。同社は設立当初から「幸ニシテ伊勢參宮客ノ増加ト鳥羽ノ風光ノ漸次内外人ノ知ル處トナリタルトニヨリ觀光者ノ来遊多数ニ上リ且ツ近時鳥羽造船会社並ニ南洋貿易会社ノ設立アリテ造船事業勃興シ多数ノ技術員職工等ノ住移者アリ随テ旅館ノ収益豫定以上ニ上」った（第 1 期營業報告書、3-4 頁）。大正中期から昭和初期にかけて、全国各地の風光明媚な山や海岸にこのようなリゾート遊園地が続々と誕生した。これらには旅館、貸別荘、テニスコート、遊歩道、運動場、商店、公会堂（講演、映画等の行事用）等が設けられていった（岡村民夫「イーハトーヴのリゾート学：宮沢賢治と花巻温泉」『みすず』第 43 巻第 9 号、2001 年）。明治 43（1910）年、箕



さて、同じく信濃毎日新聞大正 7 (1918) 年 1 月 8 日には続報があり、同様に引用し、「記事 2」とする。「一躍して成金村」の見出しに続き、「區有財産十三万餘圓」「一戸平均七百圓の貯金」という小見出しがあり、記事本文となる。

「北佐久郡東長倉村は同郡随一の寒村で三井村御代田村等と併稱されて常に滞納山を為して居る村である。其東長倉村大字沓掛は公有林野六十万坪を堤康次郎氏の大避暑地計劃の為に同氏に賣却するに決し去四日登記済となつて其代金三万六千圓の現金は堤氏から沓掛區の代表者土屋三郎氏に渡され其内金三万圓は即日農工銀行へ預け入れられた。之は二年半乃至三年間同行に置かれて後國庫債券に替られ區有財産として三十年間蓄積する筈である。スルト其暁には元利積りて金十三萬一千八百六十一圓八十七錢となり一戸當り金七百圓の内外の貯金となる計算だ、更に堤氏は右金三萬圓の外に公有林野中に在る植林組合の為に金六千圓を支出した、此六千圓は去る四日から五日に亘り沓掛區民より成る十四植林組合、一青年會に對して金四百圓づつ配當された、配當を受けたる區民の中には例の草津温泉通ひの馬を曳いて辛く暮して居る細民が澤山交つて居るが之が生れて初めての大金を割附されて吃驚したと云ふ様な滑稽が随所に演習された、耳ならず之等有名な寒村の細民は悉く前記十三万圓の貯金に對し一人前の所有權利があるので浅間根越名代の貧村部落は新年早々して成金村となつた、更に青年會は茲に金四百圓の基本財産を得、又區民の困窮者はこんな時に滞つた税金を納めねば罰が當ると斗り我先と村税の滞納金を皆納したから村役場は坐つて居てキレイ薩張り滞納整理が出来て了つたとは嘘の様な實話である」。

「記事 1」で「去る八月開始されたる問題」とあるが、「避暑地としての軽井澤は年一年と盛んになつて行くが」、大正 6 年 8 月は、特に「成金連が多く繰り込んだ」ため、軽井沢の避暑客は昨年より三四割多く²⁶、「金の捨場に困る成金連が惜しげも無く金を振り撒くので其景氣と云つたら素晴らしい」という状態であった²⁷。ところが軽井沢から山を隔てた東長倉村沓掛區は全く違つた。草津温泉は足の便が悪く、信越線沓掛駅は草津街道の入り口としてここから馬の背に乗りゆく客は他の経路よりは多かつたのだが、大正 6 年 7 月から「軽井澤を起点とする草津軽便鐵道が温泉の四里手前吾妻牧場迄開通しそれから馬車で連絡する」ようになった。湯治客は便利になつたものの、沓掛の「七十餘人の馬子共」は「大打撃を受けた」²⁸。それが「記事 2」に登場する「例の草津温泉通ひの馬を曳いて

面有馬電気鐵道(のちの阪急電鉄)が開通、同社は武庫川東畔の埋め立て地を買収して大理石造りの「千人風呂」と「家族風呂」を売り物にする「新温泉」を建設した。この洋風の温泉リゾート地は大反響を呼び、同社は施設を拡充していった。この過程で生まれた「少女唱歌隊」が宝塚歌劇団の前身である。宝塚新温泉の成功に刺激を受けて、温泉や海水浴場を備えたリゾート遊園地が全国各地に建設されていった。(橋爪伸也『日本の遊園地』講談社(講談社現代新書)、2000年、第3章)。

²⁶ 「別荘と云ふ別荘は一ツの空もなく宿屋と云ふ宿屋は幾らあつても足りない」と云ふ。大賑わいであつた。信濃毎日新聞 大正 6 年 8 月 8 日。

²⁷ 信濃毎日新聞 大正 6 年 8 月 12 日。

²⁸ 信濃毎日新聞 大正 6 年 8 月 13 日。



辛く暮して居る細民」である。草津軽便鉄道の開通後の沓掛は衰退を余儀なくされ²⁹、「目に見える産物もなく」³⁰、村民は挽回策に腐心していた。

「記事 1」に「北佐久郡役所の調査に依れば」として登場する沓掛遊園地株式会社（以下、沓掛遊園地という）は、大正 6 年 12 月 15 日に設立されている。設立時の商業登記³¹で見ると、商号は沓掛遊園地株式會社で、本店は豊多摩郡落合村大字下落合 575 番地におく。目的は「堤康次郎ト沓掛區トノ間ニ締結セル沓掛區有地賣買契約ニヨル權利義務一切ヲ堤康次郎ヨリ其儘原價ニテ継承シテ避暑地ノ經營及之ニ附帯スル一切ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス」となっている。

大戦景気に沸く当時のわが国は、地価も高騰していた。先述したように大正 6 年 8 月の軽井沢は、俄か成金で大変な賑わいであった。「富士見高原の土地熱」として「南信の軽井澤」諏訪郡富士見村の土地ブームが報じられ³²、「成金の別荘熱 軽井澤へ軽井澤へ」という見出し³³が紙面に踊った夏であった。藤田ら著名な実業家が土地買収に乗り込んで、軽井沢とは離れた寒村といえども値が吊り上げられる恐れがある。「記事 1」「記事 2」では表記されていないが、この時点での堤は千代田護謨の取締役である³⁴。藤田が、千代田護謨での部下であったまだ無名の堤を、土地買収交渉に派遣したと考えられる³⁵。沓掛遊園地が本店を置く「下落合 575 番地」とは、堤の自宅住所である。

沓掛遊園地の資本の総額は 20 万円、1 株の金額は 50 円、各株につき払い込みたる金額は 12 円 50 銭である³⁶。公告掲載紙は時事新報、取締役は藤田謙一、森田退蔵、辰巳一、監査役は岩本重四郎である。中山佐市は役員にはなっていない。森田退蔵は先述した大正 5 年時事新報社の「全国五十萬圓以上資産家表」では資産 80 万円とされている。沓掛遊園地を除く当時の兼任状況は、藤田が東京護謨等 16 社、森田が東京府農工銀行頭取・農工貯蓄銀行頭取を含め 7 社、辰巳が千代田護謨取締役・日本鋼鉄取締役（代表）、岩本が農工貯蓄銀行取締役であった³⁷。

²⁹ 野田正穂「西武コンツェルンの形成について」『鉄道史学』第 2 号、1985 年、27 頁。

³⁰ 土屋長平『郷の華』非売品、1975 年、87 頁。

³¹ 大正 6 年 12 月 17 日に東京区裁判所淀橋出張所で登記されている。官報第 1634 号、同 7 年 1 月 16 日。

³² 信濃毎日新聞 大正 6 年 6 月 15 日。

³³ 信濃毎日新聞 大正 6 年 9 月 19 日。

³⁴ 前掲 由井編『堤康次郎』では、大正 5 年 7 月に堤は千代田護謨の専務取締役になり（同書 72 頁）、大正 6 年春に同社を「あっさり辞任した」と記す（77 頁）が、事実とは異なる。

³⁵ 千代田護謨は大正 2 年 6 月の設立後、8 月 23 日に取締役に就任した牧朴眞が社長、藤田が専務取締役であった（帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正 2 年（第 2 版）、1913 年並びに大正 3 年（第 3 版）、1914 年）。取締役の牧、新谷、監査役の杉井は同 4 年 1 月 7 日に辞任、取締役の中尾、田村はその前に辞任しており、藤田は同 4 年 1 月 10 日より同社の社長となった（前掲 稲葉、年譜）。堤は、同 4 年 7 月 28 日に千代田護謨の監査役に就任し（官報第 911 号附録、同年 8 月 14 日）、翌 5 年 1 月 20 日に辞任している（官報第 1059 号、同年 2 月 15 日）。堤は、同 5 年 3 月 11 日に千代田護謨の取締役に就任し（官報第 1107 号附録、同年 4 月 13 日）、取締役に辞任するのは同 9 年 7 月 5 日である（官報第 2566 号附録、同 10 年 2 月 23 日）。

³⁶ すなわち、払込資本金は 5 万円である。

³⁷ 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正 7 年（第 7 版）、1918 年を参照した。辰巳一は、



藤田謙一はこの大正 6 年 12 月時点では千代田護謨の取締役を辞任しており、同年 4 月 20 日設立の東京護謨株式会社（南葛飾郡大島町二丁目 115 番地。以下、東京護謨という）の取締役となっていた。東京護謨の設立時点の役員には、取締役に永井外吉・齋藤芳房・廣田淳二郎、監査役に近藤四朗・上林基樹が就任した³⁸。先述した千代田護謨の場合とは異なり、設立当初の取締役・監査役全員が東京護謨以外の役員を兼務しておらず³⁹、『人事興信録』第 5 版に記載されている者もない。永井外吉⁴⁰は大正 5 年 6 月までには千代田護謨に入社していることが確認できる⁴¹。設立時点で藤田が取締役に加わることができなかった⁴²ため、事業家ネットワークではなく、藤田の配下の者で役員を構成して東京護謨を設立したものと思われる⁴³。

2-2 千ヶ滝遊園地株式会社の設立

沓掛遊園地の払込資本 5 万円からはすでに土地代金 3 万円他で 36,000 円が支出されたが、同社は 1917 年 12 月の設立後、払込資本は 5 万円から増加していない⁴⁴。本格的な開発資金の調達は、大正 8 (1919) 年 2 月の千ヶ滝遊園地株式会社（以下、千ヶ滝遊園地という）の設立によったと考えられる。

大正 6 年 8 月 30 日に千代田護謨の取締役に就任している（官報第 1566 号、同年 10 月 20 日）。

³⁸ 官報第 1433 号附録、大正 6 年 5 月 14 日。

³⁹ 役員兼任の状況は、帝國興信所編『帝國銀行會社要覧・附職員録』大正 6 年（第 6 版）、帝國興信所、1917 年を参照した。

⁴⁰ 永井外吉（明治 22 (1889) 年生）は、永井柳太郎の母の腹違いの兄孝一の長男で、柳太郎の従弟に当たり、外吉の妻ふさ（明治 23 (1890) 年生）は堤康次郎の妹である。永井柳太郎編纂会編『永井柳太郎』勁草書房、1959 年、114 頁。

⁴¹ 外吉の千代田護謨就職を世話したことに「深く感謝」として、堤宛てに永井柳太郎から大正 5 年、礼状が出されている。早稲田大学大学史資料センター 保守と革新のデータベース 堤康次郎受信書簡 目録 ID s393。永井柳太郎は書状に六月二十五日と記しているが、封書の消印は「5 年 5 月 25 日」である。

⁴² 千代田護謨では堤が取締役に就任した同日の大正 5 年 3 月 11 日に市原求が監査役に就任しており、同年 7 月 28 日には加藤鉦太郎が新たに取締役に就任している（官報第 1215 号、同年 8 月 17 日）。すなわち同社の取締役は藤田、辰澤、堀江、堤、加藤、監査役は山科、市原という体制であった。ところが取締役の辰澤と堀江、監査役の市原が同年 11 月 30 日に辞任した（官報第 1315 号、同年 12 月 19 日）。藤田は翌 6 年には千代田護謨を離れ東京護謨を設立するのであるが、藤田や山科らが辞任すると千代田護謨の役員に欠員が生じてしまう。そのため、東京護謨の設立は同 6 年 4 月 20 日であるが、同 4 月 21 日に千代田護謨に新たな取締役 2 名（三枝守富、坂本三郎）及び監査役 1 名（柿沼道助）が就任した（官報第 1434 号附録、同年 5 月 15 日）のちの 4 月 30 日に、取締役の藤田、加藤、監査役の山科が辞任をしている（官報第 1435 号附録、同年 5 月 16 日）。

⁴³ 藤田の東京護謨取締役就任は大正 6 年 12 月 10 日で、同日、取締役の廣田、監査役の上林が辞任している。官報第 1630 号附録、同 7 年 1 月 11 日。

⁴⁴ 大正 6 年 10 月 16 日、堤と東長倉村村長土屋三郎との間で、土地売買予約が交わされている。土地売買の際、売買代金 3 万円、沓掛区に対する寄付金 6 千円を渡し、「避暑地ノ経営ノ為メ相当ノ収益ヲ生ズルニ至リタル折ハ五ヶ年ヲ限り収益中ヨリ沓掛区ニ対シ相当ノ寄付」をすることとし、その金額は 5 年累計で 14,000 円以内としている。追分宿郷土館編『軽井沢町資料館・追分宿郷土館特別展「軽井沢を育てた源流をさぐる一軽井沢植林史一」』追分宿郷土館、1992 年、47 頁。沓掛遊園地の払込資本金 5 万円で賄える計算になる。



千ヶ滝遊園地について、設立時の商業登記⁴⁵の主要な内容は以下の通りである。商号は千ヶ滝遊園地株式會社で、本店は豊多摩郡大久保町大字西大久保 18 番地におく。目的は「軽井澤附近ニ於ケル避暑地ノ經營及ヒ之レニ附帯スル一切ノ業務並ニ同事業ノ為メニ投資スルコトヲ得」とし、大正 8 年 2 月 2 日に設立されている。資本の総額は 10 万円、1 株の金額は 50 円、各株につき払い込みたる金額は 12 円 50 銭である。公告掲載紙は國民新聞、取締役は永井外吉、齋藤芳房、上林基樹、監査役は吉岡榮蔵である。永井・齋藤は東京護謨設立時の取締役、上林は同じく監査役であった。これから見て、千ヶ滝遊園地の設立の中心は東京護謨の経営者、すなわち藤田であろうと推測できる⁴⁶。

設立時の払込資本は 25,000 円であったが、同年 3 月 1 日、各株につき払い込みたる金額を 50 円と変更し⁴⁷、払込資本は 100,000 円となった。

千ヶ滝の所在地西大久保 18 番地には、以前は大日本護謨株式会社が存在し、千ヶ滝遊園地設立とほぼ同じころ、太平護謨株式会社が存在していた⁴⁸。

⁴⁵ 大正 8 年 2 月 4 日に東京区裁判所淀橋出張所にて登記されている。官報第 2007 号附録、同年 4 月 15 日。

⁴⁶ 杓掛遊園地の設立から千ヶ滝遊園地の設立までの間に、岩本を除いた藤田ら杓掛遊園地の役員で船事業にも乗り出している。浪越汽船株式会社（以下、浪越汽船という）は大正 6 年 7 月 30 日に名古屋市に設立された会社だが、同 7 年 9 月 16 日、辰巳一、森田退蔵が同社取締役に（辰巳は代表取締役に）、藤田謙一が同社監査役に就任している（官報第 1852 号附録、同年 10 月 4 日）。これに先立ち、堤は森田と「森田・堤の協議により適当な時期に堤所有の浪越汽船株式 14000 株を売却し、堤が農工貯蓄銀行から借り入れている金額との差（益）はふたりで折半しよう」という趣旨の契約を同年 7 月 10 日付で締結している（早稲田大学大学史資料センター 堤康次郎関係文書第 2814 号）。同 7 年 6 月 18 日には、堤が名古屋市に大日本圓形真珠株式会社を設立し、自ら取締役となって真珠養殖事業を開始する（官報第 1800 号附録、同年 8 月 2 日）。しかし、翌 8 年 4 月 20 日、辰巳は浪越汽船の代表取締役を、藤田は同社の監査役を辞任（官報第 2077 号附録、同年 7 月 8 日）し、森田も同年 5 月 10 日に同社取締役を辞任した（官報第 2088 号附録、同年 7 月 21 日）。大日本圓形真珠は、同 7 年 11 月 25 日には本店を名古屋市から下落合 575 番地の堤自宅へ移転させ（官報第 1910 号・1916 号）、翌 8 年 5 月 10 日には株主総会の決議に因り同社を解散させている（官報第 2091 号附録、同年 7 月 24 日）。これらの事業は大失敗だった（前掲 堤、19 頁）。堤本人は船も真珠も大失敗した後に土地開発事業に乗り出したとしているが、船も真珠も大正 7 年以降であり、同 6 年 12 月の杓掛の土地買収をもって「第一歩だった」とするならば矛盾する。真珠養殖では、見瀬辰平という技術者を大日本圓形真珠の取締役としている。大林日出雄は大日本圓形真珠の設立は大正 6（1917）年としているが「独裁的な堤の真珠養殖業への無理解により、翌七年には見瀬側の株主には知らされることなく一方的に解散され、同九（1920）年には強引に養殖業の全面的中止まで命じられた」とする。大林日出雄『御木本幸吉』新装版 吉川弘文館、1988 年、134 頁。

⁴⁷ 大正 8 年 3 月 12 日に東京区裁判所淀橋出張所にて登記されている。中外商業新報同年 3 月 14 日。

⁴⁸ 東京府豊多摩郡大久保町大字西大久保 18 番地に極東護謨株式会社が設立されたのは大正 3 年 4 月 20 日で、取締役は平出喜三郎・泉泰三・福田金祐、監査役は寛鏡平であった（官報第 537 号附録、同年 5 月 15 日）。同社は同 6 年 8 月 20 日大日本護謨株式会社に改称した（官報第 1560 号附録、同年 10 月 22 日）。同 7 年 3 月 21 日、久保権四郎・平出喜三郎の両取締役を解任し、永井外吉・上林基樹が取締役に就任した（官報第 1752 号、同年 6 月 7 日）。同年 11 月 20 日、大日本護謨は総社員の決議に因り解散、清算人は吉岡榮蔵である（官報第 1905 号、同年 12 月 9 日）。一方、同 7 年 11 月 1 日、堤康次郎は田中丸善蔵から太平護謨株式 5000 株を購入している（購入代金領収書は前掲 早稲田大学、堤康次郎関係文書第 2830 号）。太平護謨は同 5 年 9 月 27 日神戸市に設立された会社で、田中丸は同社の取締役であり、南洋貿易株式会社の社長でもあった。同 8 年 1 月 6 日、太平護謨の取締役として辰巳一・永井外吉・今泉寛橋・齋藤芳房、監査役として吉岡榮蔵が新たに就任し（官報第 1948 号附録、同年 2 月 1 日）、同年 2 月 21 日、太平護謨は本店を西大久保 18 番地に移転した。このときの太平護謨の取締役は西澤武助・尾崎周平・田中丸善蔵・辰巳一・永井外吉・今泉寛橋・齋藤芳房、監査役は山本辰六郎・吉岡榮蔵である（官報第 2040 号、同年 5 月 24 日）。太平護謨常務取締役永井外吉と堤康次郎とは同年 2 月 28 日契約を締結し、太平護謨が落合村大字前田の土地（東京護謨所有の土地の隣）約五千坪の買付を堤に依頼しその代金



土地登記簿を調べた土屋俊幸によれば、大正 8 (1919) 年に土地の所有権は堤から千ヶ滝遊園地に売買により移転している⁴⁹。沓掛遊園地と千ヶ滝遊園地とで契約を結び、沓掛遊園地の「目的」にあった「堤康次郎ト沓掛區トノ間ニ締結セル沓掛區有地賣買契約ニヨル權利義務」が千ヶ滝遊園地に移転したものである。なお、大正 9 (1920) 年には土地の所有権は、千ヶ滝遊園地から売買により箱根土地に移転していることが土地登記簿により確認されている⁵⁰。

2-3 箱根の開発

大正 8 (1919) 年、堤は強羅に 10 万坪の山林を買ったとされる⁵¹。先に見たように、沓掛の土地買収の資金は堤本人のものではなかった。強羅の買収資金の出所はどこか。

ここで、いままで論じられることのなかった大正 8 年 4 月設立の函根土地株式会社（以下、函根土地という）を取り上げる⁵²。

函根土地について、設立時の商業登記⁵³の主要な内容は以下の通りである。商号は函根土地株式會社で、本店は東京市下谷區北稻荷町 11 番地におく。目的は「1 函根其他ニ於ケル土地水利温泉等ニ關スル事業ノ經營竝ニ之ニ附帶スル事業／2 土地及附属物ニ對スル金融／3 土地及附属物ノ信託事業」とし、大正 8 年 4 月 17 日に設立されている。資本の総額は 50 万円、1 株の金額は 50 円、各株につき払い込みたる金額は 12 円 50 銭である。公告掲載紙は中央新聞、取締役は杉原榮三郎、山科禮藏、藤田經孝、監査役は竹内林之助、河浦謙となっている。住所から見て、河浦謙とは河浦謙一の誤記であると思われる。『人事興信録』第 5 版⁵⁴で見ると、杉原は慶應元年生・長日銀行取締役会長他複数の兼任、山科は元治元年生で直接国税八千百余円を納めるとある。藤田經孝は従四位勲三等功五等・慶

として 55,000 円を仮払いしている（前掲 早稲田大学、堤康次郎関係文書第 2831 号）。同年 5 月末ごろまでに土地の引き渡しができない場合と、太平護謨株主総会で本契約を否決した場合は仮払金に年 1 割の利息を付けて返済するという条件付きであったが、55,000 円の仮払金は太平護謨常務取締役尾崎周平宛てに堤から同年 3 月 8 日に全額返済されている（領収証は前掲 早稲田大学、堤康次郎関係文書第 2832 号）。そして同年 4 月 2 日、太平護謨は本店を神戸市脇濱町の以前の住所に移転し（官報第 2068 号附録、同年 6 月 26 日）、辰巳らは 4 月 28 日同社役員を辞任している（官報第 2121 号附録、同年 8 月 29 日）。今泉は大正 7 年 8 月 5 日設立の東京證券株式会社の代表取締役であり（官報第 1821 号附録、同 8 月 27 日）、東京證券は東京護謨が大正 8 年 7 月に行った株式公募の際の申込取扱店のひとつであった（中外商業新報同 8 年 7 月 13 日「東京護謨株式会社新株募集」広告）。先述したように藤田謙一は同 7 年 4 月より東洋遊園地の取締役に就任しているが、東洋遊園地の開発地である三重県志摩郡鳥羽町には南洋貿易株式会社が前年に買収により取得した造船所があった（大阪時事新報、同 8 年 1 月 28 日）。鳥羽を縁として、藤田は南洋貿易社長であり太平護謨の取締役である田中丸善蔵を知った可能性がある。東京護謨の取得した土地の隣の土地の買い取り手段として太平護謨を使おうと考え、土地買収に長けた堤に交渉にあたらせたと考えられる。

⁴⁹ 前掲土屋俊幸、9 頁、及び同注釈 (5)。

⁵⁰ 前掲土屋俊幸、9 頁、及び同注釈 (5)。

⁵¹ 前掲 由井編、101 頁。

⁵² 同社について、東京興信所編『銀行會社要録：附 役員録』第 24 版、1920 年、東京府 會社 39 頁では、箱根土地株式會社と表記されている。

⁵³ 大正 8 年 4 月 18 日に東京区裁判所にて登記されている。官報第 2070 号、同年 6 月 28 日。

⁵⁴ 前掲、『人事興信録』第 5 版、1918 年。



應2年生・予備海軍主計総監、竹内は明治11年生・竹内商店を営む紙商、川浦は明治元年生・明治半ば活動写真を輸入し撮影所を建設、のちにこの事業を売却して日活の基礎となし、貿易銀行業を営むとある。この時点で杉原は長日銀行・共益倉庫・加富登麦酒・東京米穀商品取引所・北武鐵道の役員を兼ね、山科は山科汽船・日本海事工業、藤田經孝は東京銑鐵、竹内は日本製帽・日本商事、河浦はルナパークの役員を兼ねていた⁵⁵。山科と藤田謙一は、先述したとおり大正2年設立の千代田護謨において、設立当初から取締役、監査役として関わり、辞任の時期も同時であった。杉原、山科はともに東京商業會議所の副会頭であり、竹内、藤田謙一も東京商業會議所会員である⁵⁶。大正5年の調査であるが杉原の資産は30万円とされていた⁵⁷。函根土地本店が置かれている北稲荷町11番地は、杉原の自宅住所である。そして、杉原、山科の両名は同氣俱樂部が大正7(1918)年5月に法人化された時の理事であり⁵⁸、杉原、山科、河浦、藤田謙一は同氣俱樂部の有力会員であった⁵⁹。

大正8(1919)年10月、函根土地の杉原から、堤は函根土地の株式2千株を4万円で購入しており⁶⁰、函根土地と堤とは接点があったことが確認できる。沓掛の土地買収に当たっての「実績」を買われた堤が、函根土地の資金を使って箱根の土地取得の交渉にあたったのではないか⁶¹。

2-4 株式会社グリーンホテルの設立(大正8年11月)

払込資本は沓掛遊園地で5万円、千ヶ滝遊園地で10万円であったが、次の資金調達として、株式会社グリーンホテル(以下、グリーンホテルという)が設立され、その株式は公募されている。株式募集の発起人総代は吉村鐵之助、前川太兵衛、男爵九條良政、子爵蒔田廣城の四名であり⁶²、募集要項は資本金100万円、募集株数3千株⁶³、申込単位10株

⁵⁵ 役員の兼任状況は『帝國銀行會社要録 附・職員録』大正8年(第8版)、1919年を参照した。

⁵⁶ 『日本紳士録』第22版、1918年、「商業會議所ノ部」。

⁵⁷ 前掲 『東京資産家録 大正五年調査』

⁵⁸ 官報第1795号、大正7年7月26日。

⁵⁹ 前掲 『俱樂部めぐり：附 財界犬と猿』222頁。

⁶⁰ 前掲 早稲田大学、堤康次郎関係文書第2797号。この契約証において杉原は「御懇請ニヨリ」株式を譲渡するのだから、万一他へ譲渡しようとする場合には一応当方に相談をしてほしい、と念押しをしている。同文書第2802号・2803号も函根土地に関係する。

⁶¹ 万座温泉の開発を巡って、『孀恋村誌』には以下の記述がある。「英太郎氏は、他の三氏から委任された湯畑売却について、時の村長松本藤平氏に相談したところ、現国土計画社の前身箱根土地の堤氏への斡旋を受けた。堤氏はその頃三十才の若さで箱根はもちろん、沓掛裏の千ヶ滝から押出しまでの土地を坪五厘から五銭以内で買収していた土地投資の先駆者である。早速大正八年六月中旬、堤氏は社員、技師数名と馬で万座に来て、湯畑その他を調査し、即決、三万五千元で箱根土地の買収ときまった。」孀恋村誌編集委員会編『孀恋村誌』孀恋村、1977年、2290頁。同8年6月には箱根土地はいまだ設立されていない。『孀恋村誌』の時期の記述が正確ならば、この「箱根土地」は「函根土地」である可能性が考えられる。

⁶² さらに発起人、賛成人として上記「発起人総代」4人を含め53名の個人、1社の法人(長野電燈株式會社)の名が並び、末尾に「外73名」と記されている。藤田謙一は「賛成人」として名前がある。



である。確認できた限りで株式募集の公募の広告には二種類あり、読売新聞大正 8 年 9 月 17 日掲載のものは「絶好避暑地たる軽井澤附近／千ヶ滝遊園地に設立する大規模のホテル／温泉、水道倶楽部、馬場、遊戯場等の設備凡て完し」と謳い、「配当保証 一年老割」とも書かれている。もう一種類の広告⁶⁴はより詳しい内容で「創立の趣旨」「土地の優勝」「設備の大要」「事業の有利」を列挙し、それぞれ説明している。「事業の有利」では「(略) 而かも本社の發起人は千ヶ瀧遊園地會社をして契約に依り創立後五ヶ年間年老割の配当を保証せしめたり。以て本事業に對する投資は絶対に安全なるを知る可し」としている。株式会社グリーンホテル創立事務所は日本橋区西河岸 17 番地に置かれた。ここには、大正 8 年 6 月 25 日から翌 9 年 1 月 20 日まで、東京護謨の本店が置かれている。

グリーンホテルについて、設立時の商業登記⁶⁵の主要な内容は以下の通りである。商号は株式会社グリーンホテルで、本店は豊多摩郡落合村大字上落合字前田 119 番地におく。目的は「ホテル及ヒ其ノ他之ニ關係スル事業ヲ經營シ並ニ投資スルヲ以テ目的トス」とし、大正 8 年 11 月 27 日に設立されている。資本の総額は 100 万円、1 株の金額は 50 円、各株につき払い込みたる金額は 12 円 50 銭である。公告掲載紙は時事新報、取締役は吉村鐵之助、前田太兵衛、九條良政、花岡次郎、監査役は蒔田廣城、塚本金兵衛である。住所から見て前田太兵衛は前川太兵衛の誤記であろう。『人事興信録』第 5 版によると、吉村は安政 5 年生、諸会社の重役を多く兼ね直接国税 7600 余円を納めるとあり、前川は文久 2 年生、東京商業會議所議員で直接国税 17000 余円を納め、公爵九條道實の弟で分家して男爵となった明治 11 年生の九條良政、花岡は明治 3 年生で長野商業會議所特別議員、子爵の蒔田は明治 14 年生等であるが、塚本は『人事興信録』第 5 版に記載がない⁶⁶。彼らのグリーンホテル以外の会社の役員兼任状況は、吉村が 35 社の役員、前川が 12 社の役員、花岡が長野電燈社長・北信鐵道取締役・東信電氣取締役・信濃銀行取締役を、蒔田が第一火災海上再保険・輸出水産・福德貯蓄銀行・東洋電業・山神組・東洋電氣・建築興業・萬壽生命保險各社の役員をそれぞれ兼ねているが、塚本は次節で後述する会社を除き兼任がない⁶⁷。

大正 8 年 11 月 27 日に設立された同社の最初の決算日は 11 月 30 日であるが、わずか四日間にすぎないため、この期間の計算報告は次期の決算に合併報告することを創立総会で

⁶³ 総株数 2 万株の内、3000 株を公募とすることが発表されていた。読売新聞大正 8 年 9 月 13 日。

⁶⁴ 読売新聞大正 8 年 9 月 19 日、中外商業新報同年同月 13 日及び 19 日。

⁶⁵ 大正 8 年 11 月 27 日に東京区裁判所淀橋出張所にて登記されている。官報第 2285 号附録、同 9 年 3 月 18 日。なお九條は同 9 年 11 月 30 日にはグリーンホテル取締役を辞任しており(官報第 2624 号附録、同 10 年 5 月 3 日)、これは先述した箱根土地監査役辞任と同日である。

⁶⁶ 前掲 『人事興信録』第 5 版、1918 年。

⁶⁷ 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附職員録』大正 9 年(第 9 版)、1920 年を参照した。但し吉村の欄には大正 7 年 3 月 29 日以来就任している東京護謨取締役が記載されておらず、それを含めればグリーンホテル以外で 36 社である。また、前川の欄には翌大正 9 年 3 月設立の箱根土地取締役が記載されており、箱根土地ものぞけば 11 社である。なお、同 9 年 6 月 24 日にはグリーンホテルの取締役に吉岡榮蔵が就任している。官報第 2565 号附録、同 10 年 2 月 22 日。



決定している⁶⁸。

なおグリーンホテル本店の豊多摩郡落合村大字上落合字前田 119 番地は、東京護謨が取得している土地であり⁶⁹、大正 9 年 1 月 20 日には東京護謨が本店をここに移転させている。

2-5 箱根土地の設立

大正 9 (1920) 年 2 月には、3 月設立予定の箱根土地の設立趣意書・事業概要・起業並ニ収支豫算書・定款が作成されている。この事業概要によれば、箱根土地は資本金 2 千万円の株式組織とし、内四分の一払い込みの 5 百万円のほとんど全部を箱根附近の土地公簿面積約 150 万坪の買収費に充て、別に 3 百万円以内の社債で事業を経営する。そしてこの会社は「最モ確實有望ナル事業ナルヲ以テ全部發起人賛成人ニテ引受クルコトトシ全然公衆募集ヲ行ハズ」としている。定款記載の同社の発起人は、奥平昌國、若尾璋八、吉村鐵之助、男爵伊達宗曜、辰巳一、男爵九條良政、前川太兵衛、子爵蒔田廣城、藤田謙一、子爵秋月種英、三島彌吉であった。

箱根土地の設立に先立ち、同年 3 月 1 日、強羅土地株式会社（以下、強羅土地という）が設立されている。強羅土地について、設立時の商業登記⁷⁰の主要な内容は以下の通りである。商号は強羅土地株式會社で、本店は豊多摩郡落合村大字上落合字前田 119 番地におく。目的は「1 箱根其他ニ於ケル上田水利温泉等ニ關スル事業ノ經營竝ニ之ニ附帯スル事業 / 2 土地及附属物ニ對スル金融 / 3 土地及附属物ノ信託事業」としている。資本の総額は 50 万円、1 株の金額は 50 円、各株につき払い込みたる金額は 12 円 50 銭である。公告掲載紙は時事新報、取締役は奥平昌國、永井外吉、塚本金兵衛、監査役は吉岡榮蔵である。奥平昌國（明治 13 年生）は、伯爵奥平昌恭（明治 10 年生）の弟である⁷¹。奥平昌國は、グリーンホテル株式募集の際に発起人のひとりでもあった。この会社の役員の内兼任状況については、後述する。

⁶⁸ 株式会社グリーンホテル第壹回報告書。

⁶⁹ 東京護謨は大正 8 年 2 月 4 日、豊多摩郡落合村大字上落合字前田 119 番地外 22 筆、坪数 1955 坪 7 合 4 勺の土地譲受の登記を完了、さらに同年 6 月 17 日、落合村字前田 110 番地外 30 筆、坪数 2727 坪 3 合 4 勺の土地譲受の登記を終えている。同年 6 月 25 日、日本橋区西河岸 17 番地に本店移転をしている（東京護謨第 5 期営業報告書）。そして翌 9 年 1 月 20 日、東京護謨は豊多摩郡落合村大字上落合字前田 119 番地に本店を移転している（官報第 2337 号附録、同 9 年 5 月 17 日）。業績好調の同社は、同 8 年 6 月の臨時株主総会において資本金を払込 50 万円から総資本金 250 万円に増資することを決議、増額 200 万円を 4 万株に分ち 1 株 50 円の新株として 35000 株は株主に 1 : 3.5 株の割合で割り当て、残り 5000 株の内 1000 株を功労株とし 4000 株を 1 株 10 円以上のプレミアムをつけて公募することに決定した（同第 5 期営業報告書）。7 月末締め切りの公募は応募総数 142,740 株に上りプレミアム 15 円未滿は募入外れとなる好成績となった。この資金で落合村上落合に第三工場を新設する（同第 6 期営業報告書）。これで同社は、大島町の第一工場、大久保町の第二工場、落合村の第三工場という体制になるが、この第二工場は、かつて旧極東護謨、改称して大日本護謨の工場であったと思われる。

⁷⁰ 大正 9 年 3 月 1 日に東京区裁判所淀橋出張所にて登記されている。官報第 2357 号附録、同年 6 月 11 日。

⁷¹ 人事興信所編『人事興信録』第 6 版、人事興信所 1921 年、奥平昌恭の条。



強羅土地の目的の「1」の文言が、「函根土地」の目的において「土地水利温泉等」とあるところが「上田水利温泉等」であり「函根」「箱根」の表記の違い以外は、両社の目的は同一である。

しかし、こののち予想外の事態が発生する。大正 9 (1920) 年 3 月 15 日、東京株式市場が大暴落をした⁷²。市場の混乱は甚だしく、多額の追証拠金の納入整理の為に東京市場は 16, 17 日の両日は休業せざるを得なかった⁷³。

その直後、同年 3 月 25 日に箱根土地が設立された。

箱根土地について、設立時の商業登記⁷⁴の主要な内容は以下の通りである。

商号は箱根土地株式會社で、本店は豊多摩郡落合村大字上落合 119 番地におく。目的は「1 土地建物ノ取得賣買賃貸借及ヒ不動産擔保金融ノ1 旅館温泉場竝ニ各種娛樂機關ノ施設經營ノ1 所有土地竝ニ其附近ニ於ケル運輸交通機關ノ經營以上各項ニ附帶スル一切ノ業務」とし、大正 9 年 3 月 25 日に設立されている。資本の総額は 2000 万円、1 株の金額は 50 円、各株につき払い込みたる金額は 12 円 50 銭である。公告掲載紙は時事新報、取締役は藤田謙一、前川太兵衛、若尾璋八、監査役は永井外吉である。『人事興信録』第 6 版によれば、若尾は明治 6 年生である⁷⁵。

当時のそれぞれの役員の兼任状況⁷⁶を見ると、藤田は、東京護謨・沓掛遊園地・箱根土地等 29 社、前川が東京株式取引所理事・箱根土地等 12 社、若尾は箱根土地を含め 31 社の役員を兼ねている。永井外吉は千ヶ滝遊園地・東京護謨両社の取締役を兼務している。

表面上は設立趣意書記載と同じ資本金 2000 万円、払込資本 500 万円の会社であるが、3 月 15 日の大暴落を受けて、全く予定通りではなかったようである。

箱根土地は、およそ 1 か月後の同年 4 月 20 日に臨時株主総会を開催し、同日付で吉村鐵之助が取締役に、九條良政が監査役に就任している⁷⁷。

同日には 3 月 1 日設立の強羅土地においても臨時株主総会が開催されている。ここでは以下のことが決議されている。

まず商号を、強羅土地株式會社から東京郊外住宅株式會社に変更した。そして同社の目的は、「1、土地建物及附属物ノ賣買竝ニ賃貸借ノ2、土地建物及附属物ニ對スル金融竝ニ投資ノ3、土地建物及附属物ニ關スル信託經營ノ4、以上各號ニ附帶スル一切ノ業務」となった。同年 4 月 22 日付で大鳥居弁三、小野田耕作、廣田淳二郎の三名が取締役に、齋

⁷² その後、同年 4 月には増田ビルブローカーの破産を契機として株式市場は再暴落した。商品市場は崩壊、信用不安は増大した。4 月から 7 月にかけて全国で取り付けにあった銀行は 169 行にのぼった。うち 21 行は休業に追い込まれた。武田晴人「戦前の恐慌「1920 年恐慌」は大正バブルの帰結：世界恐慌にのみ込まれた「昭和恐慌」」『エコノミスト』第 71 巻第 21 号、1993 年、43 頁。

⁷³ 前掲 有沢監修、76 頁。

⁷⁴ 大正 9 年 4 月 1 日に東京区裁判所淀橋出張所にて登記されている。官報第 2382 号、同 9 年 7 月 10 日。

⁷⁵ 前掲『人事興信録』第 6 版、1921 年。

⁷⁶ 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正 9 年(第 9 版)、帝國興信所、1920 年を参照した。

⁷⁷ 前掲 官報第 2468 号附録、同年 10 月 22 日。



藤芳房が監査役に就任した⁷⁸。こうして大正9年3月1日設立の強羅土地は東京郊外住宅株式会社（以下、東京郊外住宅という）になり、取締役は奥平昌國、大鳥居弁三、永井外吉、塚本金兵衛、小野田耕作、廣田淳二郎、監査役は吉岡榮蔵、齋藤芳房となった⁷⁹。これら役員 of 東京郊外住宅以外の兼任状況は、奥平が亜細亜製輪工業監査役を、永井が東京護謨常務取締役と箱根土地監査役、塚本がグリーンホテル監査役、吉岡が日本鑛業・千ヶ滝遊園地それぞれの監査役と日本鋼鐵・グリーンホテルの取締役を、齋藤が東京護謨の常務取締役をそれぞれ兼ねている。大鳥居、小野田、廣田は他の兼任がない⁸⁰。

すなわち事前の計画では、大正9年3月に強羅土地と箱根土地との2社を設立する予定であった。おそらく函根土地の資金ですでに取得した土地をこの2社に振り分ける予定だったのだろう。しかし3月15日の株の大暴落を受け、強羅土地は急遽、東京郊外を対象にした会社に変更した。箱根土地にも、前年11月に設立済みのグリーンホテルにも大暴落の影響が出たはずである。まずグリーンホテルの大正9年上半期（自大正8年11月27日至大正9年5月31日）第一回報告書から検証する。

グリーンホテルは、「大正八年十一月中千ヶ瀧遊園地株式會社ヨリ其建設並ニ經營ニ係ル俱樂部貸別荘共同浴場倉庫及附属家屋五拾參棟機械器具什器電燈電話及馬車馬匹等ヲ買収シ内機械器具ノ壱部並ニ電燈及水道ノ經營ハ同年五月中更ニ之ヲ箱根土地株式會社ニ讓渡シ」ている。広告で示していた配当保証に関しては、「本社創立ニ際シ千ヶ瀧遊園地株式會社ヨリ五ヶ年間年壱割ノ株主配當保證ヲ附シ且ツ其期間ハ「ホテル」敷地以外ノ所要建物及附属構築物敷地ヲ無料貸與ノ約アリシガ大正九年四月以降ハ箱根土地株式會社ニ於テ千ヶ瀧遊園地株式會社ノ保證責任及敷地無料貸與義務ヲ繼承履行スベキ旨申出アリ、本社重役會ニ於テ之ヲ承認」することとした。また、グリーンホテルは株式募集の広告において千ヶ滝遊園地のホテルであったが、「大正八年十二月中神奈川県足柄下郡元箱根村大字湯ノ花鑛泉地其他合計五町〇貳畝八歩ヲ温泉權及湯花採取權付ニテ買収シ同九年三月中之ヲ賣却シ相當ノ利益ヲ挙ゲタリ」としている。これは函根土地の資金で取得したものをいったんグリーンホテルに譲渡、そののちグリーンホテルが3月1日設立の強羅土地か、3月25日設立の箱根土地のどちらか（あるいは強羅土地を経由して箱根土地か）に売却したのではなかろうか。グリーンホテルは公募による大勢の株主を抱え、利益を上げて配当を支払い、第二回目の株金払い込みを早くしたいはずだからである。

箱根土地に関しては、2月作成の起業予算と、箱根土地の大正9年上半期第1回報告書（自大正9年3月25日至同年5月31日）とで土地内訳を比較する。

⁷⁸ 以上の内容は、大正9年4月30日、東京区裁判所淀橋出張所にて登記されている。官報第2469号、同年10月23日。

⁷⁹ 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正10年（第10版）、帝國興信所、1921年、東京府 會社 125頁では、「東京郊外住宅株式會社」の項の目的が「箱根其他ニ於ケル上田水利温泉等ニ關スル事業經營其他」という記載になっている。

⁸⁰ 役員 of 兼任状況について、東京興信所『銀行會社要録：附 役員録』第25版、1921年を参照した。



			(単位：坪)	
			起業予算	第一回報告書
神奈川県足柄下郡宮城野村			90,033	87,042
同県	同郡	箱根町	773,230	773,230
同県	同郡	元箱根村	293,010	293,010
同県	同郡	土肥村	1,308,871	1,308,871
同県	同郡	湯本村		<u>156,962</u>
合計			2,465,144	2,619,115

上記で明らかなように、当初予定に入れていなかった湯本村の 156,962 坪が加えられている。さらに、箱根土地の設立趣意書では箱根の開発のみを謳っていたにも関わらず、第一回報告書は、「大正九年四月長野縣北佐久郡東長倉村（略稱軽井澤）所在土地六拾壹萬七千八百五拾貳坪並ニ附属財産ノ買収ヲ契約シ既ニ之ガ管理經營ニ着手シ」たとしている。そして、箱根土地の大正 10 年上半期第 3 回報告書（自大正 9 年 12 月 1 日至大正 10 年 5 月 31 日）においては、「豫テ買収契約セル軽井澤方面東長倉村所在千ヶ滝遊園地土地六十一萬七千八百五十二坪ト西長倉村所在土地七十八萬九千三百五十三坪嬬戀村所在土地二百三十二萬一千坪總計三百七十二萬八千二百五坪（此實測坪数大約五百萬坪）ヲ金一百八十五萬餘圓ヲ以テ受渡シヲ結了セリ同地ハ大正九年四月極メテ有利ニ買収契約ヲ締結サレタルモノニシテ」とある。

大正 9（1920）年 5 月 23 日、千ヶ滝遊園地が「株主總會ノ決議ニ因リ」解散し⁸¹、函根土地も、「株主七人未滿ニ減シタルニヨリ」同年 7 月 13 日に解散をしている⁸²。第 1 回報告書に記載がある長野県東長倉村の 617,852 坪は沓掛遊園地から千ヶ滝遊園地が継承した土地であり、神奈川県足柄下郡の土地の買収資金の出所は函根土地であろう。千ヶ滝遊園地の払込資本 10 万円は土地開発に使用されていると考えられ、第 3 回報告書に登場する西長倉村と嬬戀村の土地買収資金は函根土地から出ている可能性がある。

以上の経緯をまとめると以下のように考えることができる。大正 6（1917）年 12 月、沓掛区の区有地買収は堤康次郎と沓掛区との間で契約されたが、それは同年同月藤田謙一らが設立した沓掛遊園地（払込資本 5 万円）が堤からそのまま原価で権利義務を継承することになっており、それは同 8（1919）年 2 月に設立された千ヶ滝遊園地に継承された。そして 8 年 11 月、グリーンホテルが公募で設立された。同社は千ヶ滝遊園地から 5 年間年 1 割の配当保証を得ており、順調に配当が続けられていけば、グリーンホテルは総資本金 100 万円が払い込まれ、その資金をもって千ヶ滝地区の開発資金となるはずであった。

⁸¹ 大正 9 年 6 月 8 日、東京区裁判所淀橋出張所にて登記されている。官報第 2519 号、同年 12 月 23 日。

⁸² 函根土地は、大正 9 年 7 月 13 日監査役竹内林之助が退任、同日会社解散、清算人は杉原榮三郎という追加・変更登記を同年 7 月 27 日、東京区裁判所に登記している。官報第 2574 号附録、同 10 年 3 月 4 日。



一方、杳掛遊園地を成功事例として8年4月に設立された函根土地は払込資本12万5千円で、その資金で、堤に箱根のまだ開発されていない土地の買収を行わせた。安く仕入れた土地は翌9年3月、新設されるふたつの箱根開発会社に分けて譲渡する予定であった。その2社のうち、3月1日設立の強羅土地は難なく設立できたものの、その後3月15日に市場が大暴落し、3月25日設立予定の箱根土地の出資予定者からキャンセルが相次いだ。そこで急遽、3月1日設立会社は社名・目的とも変更して東京郊外をターゲットとした会社に衣替えをし、本来ならばそこが引き取るはずだった土地も含め、千ヶ滝遊園地の所有資産、函根土地の資金で取得された堤名義の土地、さらにグリーンホテルの資産の一部までをかき集め、つじつまを合わせて箱根土地の「払込資本500万円」の体裁を整えた。千ヶ滝遊園地がグリーンホテルに対して負っていた配当保証等もそのまま箱根土地が継承することとなった⁸³。

3 箱根土地株式会社と佐野善作

箱根土地は、藤田謙一ほか高名な事業家のネットワークから生まれた会社であった。

商大学長の佐野善作自身もまた、事業家ネットワークの担い手の一人だった。大正3(1914)年11月設立の倶楽部「如水会」は、大正5(1916)年8月10日に法人化を果たしている⁸⁴が、佐野は創立以来の理事である。如水会は「商業ノ進歩發達ヲ圖リ且社員相互ノ交情ヲ温メ智識ヲ交換スル」目的で設立されている。設立当初の理事は石井健吾⁸⁵、成瀬隆蔵、中島久萬吉、八十島親徳、福井菊三郎、藤村義苗、江口定條、秋田宗四郎、佐野善作、平生鈞三郎である。『人事興信録』第4版によれば石井は明治7年生東京高等商業学校(以下、東京高商という)卒、成瀬隆蔵は安政3年生商法講習所卒、中島は明治6年生東京高商卒、八十島は明治6年卒高等商業学校卒、福井は慶應2年卒東京高商卒、藤村は元治元年生で高等商業学校卒、江口は慶應元年生で東京高商卒、秋田は文久三年生で高等商業学校卒で日本銀行に入行、佐野は明治6年生で東京高商卒、平生は慶應2年生で東京高商卒、東京海上保険の大阪支店長と神戸支店長を兼務していた⁸⁶。商法講習所、高等商業学校はいずれも東京高商の前身校である。最年長の成瀬と東京高商校長の佐野をのぞいた8名の如水会理事就任当時の役職は、石井が第一銀行営業部支配人、中島が横濱電線製造と博愛生命保険の社長と足尾鐵道・日新護謨・中日實業・日本運送各社の取締役、

⁸³ 老川慶喜・渡邊恵一『シリーズ 情熱の日本経営史⑧ ライフスタイルを形成した鉄道事業』(芙蓉書房出版、2014年)では、「箱根土地会社は、1920年4月には(略)軽井沢の土地経営も行うようになり、杳掛遊園地会社も合併しました。」とあるが(79頁)、1920年4月に杳掛遊園地を合併してはいない。

⁸⁴ 大正5年8月28日、東京区裁判所にて登記されている。官報第1230号、同年9月5日。

⁸⁵ 登記では石井健吉とされている。

⁸⁶ 人事興信所編『人事興信録』第4版、人事興信所、1915年。高等商業学校は明治35年東京高商となったが、表記は『人事興信録』に従った。



八十島は澁澤倉庫専務・澁澤同族専務・品川白煉瓦取締役等 13 社を兼任、福井は三井物産・東神倉庫の取締役、藤村は萬歳生命保険社長・品川白煉瓦取締役等 5 社の役員を兼任、江口は三菱合資会社理事兼営業部長と美唄鐵道取締役、秋田は足利織物監査役、平生は東京サルヴェージ取締役であった⁸⁷。大正 9 (1920) 年 4 月、東京高商は東京商大に昇格し、同年 6 月末をもって如水会は高商同窓会と合同した⁸⁸。

箱根土地の取締役である藤田・前川・若尾・吉村はいずれも著名な実業家であり資産家である⁸⁹。明治大学商議委員かつ明治大学商科教頭であった佐野は、明治大学において商科大学評議員であった藤田⁹⁰とは面識があった。また取引所論を専門とする佐野は、東京株式取引所代表理事である前川とも接点があった可能性がある。関東大震災で甚大な被害を受け、新たな移転地を求めるにあたって佐野は、「藤田謙一を中心にした著名な財界人による会社」としての箱根土地を信頼して、商大移転を託す決意をしたと思われる。

むすびにかえて

設立後の箱根土地について、少しだけふれておく。大正 10 (1921) 年 10 月 20 日、堤は同社の取締役に就任し⁹¹、箱根土地は東京市麹町区有楽町二丁目 7 番地に移転した⁹²。

同年 12 月 26 日には、強羅土地株式会社（以下、強羅土地という）が設立されている。強羅土地は総資本金 5 百万円、1 株 20 円で 25 万株を発行し、うち 25,000 株は公募となった⁹³。強羅土地について、設立時の商業登記⁹⁴の主要な内容は以下の通りである。商号は強羅土地株式会社で、本店は東京市麹町区有楽町二丁目 7 番地におく。目的は「1 不動産ノ取得賣買貸借及其不動産擔保金融／2 箱根二左ノ旅館温泉場竝ニ各種娛樂機關ノ施設經營／3 殖林及鑛業ノ經營 / 4 同種事業ニ對スル投資竝ニ株式ノ取得 / 5 以上

⁸⁷ 前掲 『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正 6 年（第 6 版）を参照した。

⁸⁸ 一橋大学『一橋大学年譜 I 明治 8 年 8 月—昭和 21 年 3 月』一橋大学、1976 年、67 頁。

⁸⁹ 島内登志衛編『大正名人録』において大正 6 年 11 月調べによる資産家として挙げられている資産額は藤田 170 万円、前川 150 万円、若尾 150 万円、吉村 120 万円である。島内登志衛編『大正名人録』黒潮社、1918 年。

⁹⁰ 浅田毅衛「明治期における商業教育史の回顧—明治大学商学部創立の歴史的背景—」『明治大学史紀要』第 5 号、1985 年、68—69 頁。

⁹¹ 堤は同社の専務取締役となった（箱根土地第四回報告書）。

⁹² 前掲 官報第 2835 号附録、大正 11 年 1 月 17 日。その後、同 11 年 3 月 8 日、本店を東京府豊多摩郡落合村大字下落合 525 番地に移転した（官報第 2964 号、同年 6 月 20 日）。

⁹³ 前掲 由井編では、強羅土地の株式公募に関して、「株主の公募は、すでに発起人・賛成人・縁故者などによる株式の申込が満株以上に達していたことから、株式の引受人を得ることよりも、強羅土地会社の事業計画と内容を広く知らせることを目的としていたように思われる。」として、経済雑誌『ダイヤモンド』誌掲載の「強羅土地株式会社株式募集」広告の内容を紹介している（108 頁）。しかし、筆者が確認できた限りでは『ダイヤモンド』以外にも、中外商業新報、朝日新聞、読売新聞、中央新聞、時事新報、国民新聞、都新聞、報知新聞各紙上で「強羅土地株式会社株式募集」広告は掲載されている。資金需要が全くなかったとは考えにくい。

⁹⁴ 大正 11 年 1 月 11 日に東京区裁判所にて登記されている。官報第 2933 号附録、同年 11 年 5 月 15 日。



各號ニ附帶スル一切ノ業務」とし、資本の総額は500万円、1株の金額は20円、各株につき払い込みたる金額は20円⁹⁵である。公告掲載紙は時事新報及び中外商業新報、取締役は九鬼紋七、清水釘吉、杉野喜精、塚本金兵衛、監査役は伊藤長次郎、片岡辰次郎、北川與平である⁹⁶。『人事興信録』第6版によると、九鬼は慶應2年生・三重県で米穀肥料商を営み多くの会社の重役を兼任、清水は慶應3年生・清水組代表他、杉野は明治3年生・山一合資代表、伊藤は明治6年生で兵庫県多額納税者、片岡は明治5年生で東京株式取引所仲買人⁹⁷、北川は安政2年生で多くの会社の役員を務めているが、塚本は『人事興信録』第6版には記載がない⁹⁸。北川は大正8年6月より東京護謨の監査役に就任していた⁹⁹。同年12月30日、九鬼は箱根土地の監査役に就任した¹⁰⁰。

大戦から戦後ブームにかけては「投機が投機を呼び」、商品・株式・土地などの価格が急激に上昇し、実質的な経済の拡大を超えていた¹⁰¹。一部の事業家が相互に情報を共有し互いの新しい事業に参加し、株式公募によって事業資金を調達してさらに資産を短期間に増やすというための事業家ネットワークは、大戦ブームとそれに続く戦後ブームにおいては、まことに有効に機能したが、その時代は終焉した。

大正11(1922)年3月6日、グリーンホテルは箱根土地と合併した¹⁰²。箱根も軽井沢も別荘地が売れなくなり、箱根土地は東京市内の土地の分譲や東京郊外の開発にシフトする。東京郊外住宅の事業を引き継いだのであろう、大正11年下半年(自大正11年6月1日至同年11月30日)より箱根土地による東京市における土地の売買が始まり¹⁰³、同年6月16日には東京郊外住宅が解散している¹⁰⁴。大正14(1925)年1月25日、藤田謙一は箱根土地社長を辞任¹⁰⁵、同年4月10日、強羅土地も箱根土地と合併した¹⁰⁶。

⁹⁵ 商法第145条は株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス、株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス但シ一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムヘキ場合ニ限り之ヲ二十圓マテニ下スコトヲ得 と定める。当時は、1株を50円、四分の一払い込みの12円50銭が初回の払い込みで、順次払い込んでいく分割払い込みが多かったが、強羅土地の株式募集の広告では1株20円で全額を払い込むことは「後日拂込の厄介なし」としている。

⁹⁶ 前掲 『大正名人録』によるそれぞれの資産額は、伊藤長次郎1200万円、九鬼紋七150万円、北川與平100万円となっている。

⁹⁷ 山一合資、片岡辰次郎商店はともに東京護謨が大正8年7月に実施した新株募集の際の申込取扱店となっていた。前掲 中外商業新報、大正8年7月13日。

⁹⁸ 前掲 『人事興信録』第6版、1921年。

⁹⁹ 北川の東京護謨監査役就任は大正8年6月11日(官報第2104号、同年8月9日)、同10年8月18日に辞任した(官報第2766号附録、同年10月20日)。

¹⁰⁰ 前掲 官報第2927号附録、大正11年5月8日。

¹⁰¹ 前掲 武田、42頁。

¹⁰² 大正11年3月13日、東京区裁判所淀橋出張所において、グリーンホテルは箱根土地との合併にて解散したことが登記されている。官報第2964号 同年6月20日。

¹⁰³ 箱根土地第六回報告書。

¹⁰⁴ 大正11年6月14日、監査役吉岡榮蔵が辞任、同16日、株主総会の決議により、同社は解散、清算人は吉岡榮蔵である。大正11年6月17日、東京区裁判所淀橋出張所において登記されている。官報第3022号、同年8月26日。

¹⁰⁵ 大正14年1月31日、東京区裁判所淀橋出張所で登記されている。官報第3800号、同年4月25日。

¹⁰⁶ 大正14年4月20日、東京区裁判所淀橋出張所で登記されている。官報第3885号附録、同8月5日。



成金の避暑地ブームに始まり、当時の成長産業である護謨会社もからめながらの箱根土地の設立は、この時代の象徴であるかもしれない。

参考文献

- 浅田毅衛「明治期における商業教育史の回顧—明治大学商学部創立の歴史的背景—」『明治大学史紀要』第 5 号、1985 年
- 有沢広巳監修『証券百年史』日本経済新聞社、1978 年
- 稲葉克夫『藤田謙一』弘前商工会議所、1988 年
- 猪瀬直樹『ミカドの肖像』小学館（小学館文庫）、2005 年（小学館、1986 年）
- 老川慶喜「箱根開発と箱根土地会社 —堤康次郎の事業活動」、地方史研究協議会編『都市・近郊の信仰と遊山・観光 交流と変容』雄山閣、1999 年
- 老川慶喜・渡邊恵一『シリーズ 情熱の日本経営史⑧ ライフスタイルを形成した鉄道事業』芙蓉書房出版、2014 年
- 追分宿郷土館編『軽井沢町資料館・追分宿郷土館特別展「軽井沢を育てた源流をさぐる—軽井沢植林史—」』追分宿郷土館、1992 年
- 大西健夫・齋藤憲・川口浩編『堤康次郎と西武グループの形成』知泉書房、2006 年
- 大西健夫編著、堤清二編著『国立の小学校』校倉書房、2007 年
- 大林日出雄『御木本幸吉』新装版 吉川弘文館、1988 年
- 岡村民夫「イーハトーヴのリゾート学:宮沢賢治と花巻温泉」『みすず』第 43 巻第 9 号、2001 年
- 長内敏之『「くにたち大学町」の誕生 —後藤新平・佐野善作・堤康次郎との関わりから—』けやき出版、2013 年
- 上之郷利昭『西武王国 堤一族の血と野望』講談社（講談社文庫）、1985 年（講談社、1982 年）
- 交詢社編『日本紳士録』第 22 版、交詢社、1918 年
- 時事新報社「時事新報社第三回調査 全国五十萬圓以上資産家表」大正五年十月七日時事新報第 11906 号附録、時事新報社、1916 年
- 実業の世界編輯局調「重役肩書番附」、『実業の世界』第 18 巻第 1 号、1921 年
- 島内登志衛編『大正名人録』黒潮社、1918 年。
- 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会、1969 年
- 人事興信所編『人事興信録』第 4 版、人事興信所、1915 年
- 人事興信所編『人事興信録』第 5 版、人事興信所、1918 年
- 人事興信所編『人事興信録』第 6 版、人事興信所 1921 年
- 鈴木恒夫、小早川洋一「大正期における企業家ネットワークの研究 —『日本全国諸会社役員録』（大正 10 年版）の分析 —」『学習院大学 経済論集』第 51 巻第 2 号、2014 年。



- 高橋亀吉『株式會社亡國論』萬里閣書房、1930年
- 武田晴人「戦前の恐慌「1920年恐慌」は大正バブルの帰結：世界恐慌にのみ込まれた「昭和恐慌」『エコノミスト』第71巻第21号、1993年
- 田崎宣義「大学史と国立大学町」『一橋大学創立150年史準備室ニューズレター』No.2、一橋大学創立150年史準備室、2016年
- 土屋長平『郷の華』、非売品、1975年
- 土屋俊幸「第一次大戦以降における観光資本の別荘地開発 ―箱根土地株式会社の経営展開を中心として―」林業経済 1985年10月号
- 堤康次郎「私の履歴書」（日本経済新聞掲載は1956年7月）、日本経済新聞社編『私の履歴書 昭和の経営者群像 2 堤康次郎 犬丸徹三 鹿島守之助 本川田一隆 水上達三』日本経済新聞社、1992年
- 孀恋村誌編集委員会編、『孀恋村誌』孀恋村、1977年
- 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正2年（第2版）、帝國興信所、1913年
- 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正3年（第3版）、帝國興信所、1914年
- 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正6年（第6版）、帝國興信所、1917年
- 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正7年（第7版）、帝國興信所、1918年
- 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正8年（第8版）、帝國興信所、1919年
- 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正9年（第9版）、帝國興信所、1920年
- 帝國興信所編『帝國銀行會社要録：附 職員録』大正10年（第10版）、帝國興信所、1921年
- 東京興信所編『銀行會社要録：附 役員録』第18版、東京興信所、1914年
- 東京興信所編『銀行會社要録：附 役員録』第24版、東京興信所、1920年
- 東京興信所編『銀行會社要録：附 役員録』第25版、東京興信所、1921年
- 東京實業協會編『東京資産家録 大正五年調査』東京實業協會、1916年
- 東京商業會議所編『東京商業會議所統計年報 大正12年』1924年
- 東京毎日新聞社編『大日本重役大觀』東京毎日新聞社、1918年
- 永井柳太郎編纂會編『永井柳太郎』勁草書房、1959年
- 中嶋忠三郎『西武王国 ―その炎と影 ―狂気と野望の実録―』サンデー社、2004年
- 野田正穂「西武コンツェルンの形成について」『鉄道史学』2号、1985年
- 野田正穂「多摩湖鉄道の一二年間」『東村山市史研究』第7号、1998年。
- 野田正穂・中島明子編『目白文化村』日本経済評論社、1991年
- 橋爪伸也『日本の遊園地』講談社（講談社現代新書）、2000年
- 一橋大学『一橋大学年譜 I 明治8年8月―昭和21年3月』1976年
- 都新聞社経済部編『俱樂部めぐり：附 財界犬と猿』俱樂部研究会、1928年
- 宮原安春『軽井沢物語』講談社（講談社文庫）、1994年（講談社、1991年）
- 三和良一『概説日本経済史 近現代』東京大学出版会、1993年
- 由井常彦編『堤康次郎』リプロポート、1996年



「くにたち本の会」のひとびと（その1）

大場 高志

元一橋大学学園史資料室員

1. はじめに

一橋大学附属図書館の大きな歴史的転換点の一つは何とんでも大正9年(1920年)の東京高等商業学校から東京商科大学への大学昇格であった。この大学昇格時に図書館幹事¹であった三浦新七によって招聘されたと思われる太田為三郎による附属図書館の運営改革と、その後続々と採用されていった若き図書館職員たちが組織した「くにたち本の会」同人の活動を、当時の附属図書館をめぐる諸状況やその後の同人達の活動も含めて紹介する。

なお、誌面の都合上紹介は2回に分割して発表することになると思われるので、全体の目次を以下に示しておく。

1. はじめに

2. 『書物の周囲』と「くにたち本の会」

2-1 『書物の周囲』誕生の状況

2-2 「くにたち本の会」のひとびとと戦前の図書館員たち

3. 「くにたち本の会」の周辺

3-1 太田為三郎 3-2 小長谷恵吉 3-3 和田万吉

3-4 鈴木善吉

4. 「くにたち本の会」同人たち

4-1 川崎操 4-2 山口浜三郎 4-3 小松正一

4-4 阿曾福円 4-5 井上テル子 4-6 村尾繁治

4-7 宮坂利助 4-8 津田晃 4-9 岡田美須子

4-10 吉田邦輔 4-11 小林花子

5. おわりに

¹ 一橋大学附属図書館の長の歴史は高等商業学校時代の明治30年(1897年)に「図書館主幹」という名称を制定したことに始まる。初代図書館主幹は奈佐忠行教授であった。明治35年(1902年)に就任した第2代図書館主幹小谷野敬三教授を経て明治45年(1912年)三浦新七教授が第3代図書館主幹に就任した。御大典記念図書館が竣工した大正6年(1917年)に「図書館主幹」の名称を「図書館幹事」と改称した。(参考 [川崎操「第一篇 図書館沿革概説稿」『一橋大学附属図書館史』(一橋大学、1975.10)] 以下 [川崎操「図書館沿革概説稿」という。])



2. 『書物の周囲』と「くにたち本の会」

一橋大学附属図書館広報誌『BELL』²No. 51(2008. 3. 11)に『書物の周囲』のことが以下のように紹介されている。(http://www.lib.hit-u.ac.jp/pr/bell/pdf/bellno51.pdf)

(本記事で引用する文章の旧字体は新字体に歴史的仮名遣いは現代仮名遣いに修正した。)

『書物の周囲』は東京商科大学附属図書館の職員有志6名による「くにたち本の会」によって昭和9年1月25日に創刊された図書学・図書館学に関する雑誌である。創刊号の巻頭は、川崎操(編集発行責任者)の「出版法規より観たる徳川幕府政策の一端」が飾り、「公債発行に依る図書館建設金融に就て」(村尾繁治)、「シェイクスピア時代の英国に於ける書籍商人・印刷屋及び書籍業」(吉田邦輔訳)、「朝鮮の鑄字事業に就て」(宮坂利助)などが続く。手書き・謄写版印刷が今日から見ると清新さとひたむきさを感じさせる。創刊号の好評に勇気を得てか2号からは活版印刷となり、同人も4名増。巻末に川崎の労作「原著対照本邦訳書目録(法律、経済、社会)」(3回連載)。第2年第1号は、巻頭に小長谷恵吉の「日本国見在書目録解説稿」。小長谷は、太田為三郎に帝国図書館時代から嘱望され、台湾総督府図書館、東京商大(嘱託)と行動をとともにしている。和漢洋の典籍に通じたエキスパートで、「小長谷翁」(当時70才前後)として遇されている。本誌はこの論稿により一層光彩を放つ。川崎の「一ツ橋の今昔」は神田一ツ橋界限の往時を語り、後年の学園史編纂にもつながる。巻末に山口浜三郎の「和漢書分類表の一試案」(現小平分類)。第2年第2号は、小長谷の続稿や文部省図書館講習所を卒業して間もない小林花子の「図書館修行」ほか。第3年第1・2号は、誌友・弥吉光長の「山本北山と目録之学」など。巻末には、本の会編の「東京商科大学附属図書館カード目録配列略則」。川崎は「編輯余塵」に、「来たる春季号には一段の飛躍を期して」と識しているが、結果的に最終号となった。しかし、「吾々の書物への愛は、醇乎たる学芸への熱情を表象する同意語である」(創刊の辞)と熱く語った志は、1993年に『書誌・書目シリーズ ; 34 ; 書物関係雑誌叢書 ; 第17巻』(ゆまに書房【ZA:596】)として復刻され60年の時を超え甦った。」

2-1 『書物の周囲』誕生の状況

『書物の周囲』が生まれる背景には大学昇格と関東大震災およびその後の大学の国立移転という出来事がある。東京商科大学は大正9年(1920年)に大学昇格した3年後の大正12年(1923年)9月1日に発生した関東大震災によって壊滅的な被害にあいながらも、新天地国立への移転を決断し、昭和5年(1930年)には新図書館や本部教室が完成し、昭和6年(1931年)5月に移転記念式及び移転記念祭を開催して国立においての大学活動を本格的

² 『BELL』は平成18年(2006年)10月30日にNo.1を発行したA4版1枚の附属図書館広報誌である。前身の『鐘：一橋大学附属図書館報』は昭和54年(1979年)7月に初代附属図書館事務部長田辺宏を発行人として第1号が創刊され、平成18年(2006年)9月の第50号を最終号としてその使命を終えるまで約四半世紀の間、附属図書館員の報告や企画を掲載し続けた。



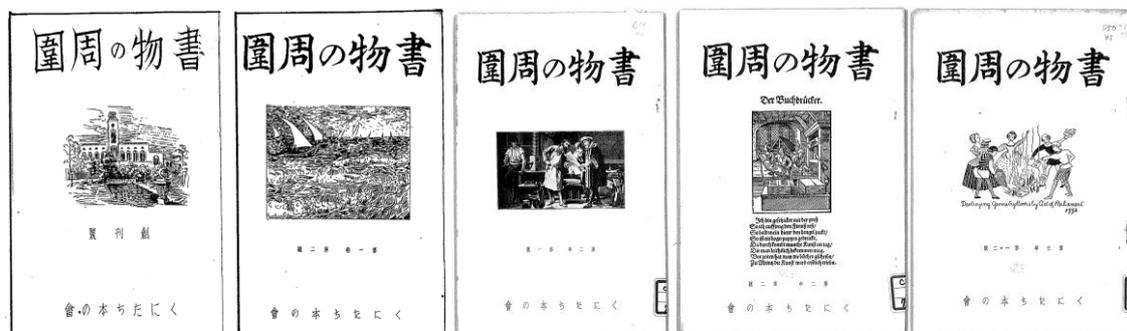
に再開した。新装なった図書館には最新式の積層式書架が整備され、神田一ツ橋の御大典記念図書館時代の旧分類法（四階建て書架の配架場所を示す場所記号）から新たに考案された分類表によって蔵書が配架されることとなった。

武蔵野の新天地において若い図書館員が結合し、『書物の周囲』を刊行するに至る心境を川崎操は戦後再刊された小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿： 附同書目録・同書索引』（小宮山書店、1956）中の「再刊に際して」という一文の中で、以下のように述べている。

「商科大学が神田の真中から都心を遠く離れた雑木林の中に新しく造られた国立の学園に移転して、吾々の勤務も当然この地に移ったのであるが、都心に住っていた若い者達にとっては、何だか急に文化から遠ざかった様な淋しさと、遅れてはならないという気持ちが自然に日常の話にのぼり、十名ばかりの若い館員の結合となり、その疏口に「書物の周囲」という雑誌の誕生を見たのであった。」

こうして昭和9年（1934年）1月『書物の周囲』創刊号が発行された。その後昭和11年（1936年）12月までに以下の5冊が発行された。編集兼発行人は5冊とも「川崎操」であり、発行所は「東京府北多摩郡谷保村国立東京商科大学附属図書館内くにたち本の会」であった。創刊号のみ手書きの謄写版で、印刷所は「東京市神田区三崎町」の「昭和謄写堂」、第1巻第2号からは活版印刷となっており、印刷人は「東京市芝区田村町」の「升晟」となっている。以下に『書物の周囲』全5冊の表紙と諸情報を示す。

『書物の周囲』5冊の表紙



『書物の周囲』

巻号	発行年月	頁数	表紙絵
創刊号	昭和9年1月	64頁	国立本学図書館とその前庭/ノエル・ヌウエット画
第一巻第二号	昭和9年7月	52, 16頁	地中海/ファン・ホッホ画
第二年第一号	昭和10年5月	42, 28頁	グウテンベルグと彼の最初の印刷
第二年第二号	昭和10年11月	102頁	印刷者/ヨスト・アマン筆
第三年第一・二号	昭和11年12月	40, 26頁	Destroying Geometry Books by Act of Parliament 1552

『書物の周囲』刊行前後の東京商科大学の状況を主なものだけを拾い出してみる。創刊号が発行された前年の昭和8年（1933年）1月、大塚金之助教授が治安維持法違反容疑で逮捕



され、その後学内には思想善導対策委員会が設置されている。昭和8年(1933年)6月には小平キャンパスに予科本館が落成し、石神井から小平への予科移転が完了した。『書物の周囲』第2年の昭和10年(1935年)7月には学内世論を二分した白票事件が勃発し、翌昭和11年(1936年)5月には高垣寅次郎初代附属図書館長、本間喜一第2代附属図書館長が、白票事件の起因となる学位請求論文を提出した杉村広蔵助教授とともに依願免官となっている。『書物の周囲』最終号となった第3年第1・2号の発行された昭和11年(1936年)12月には上田貞次郎が白票事件の收拾を図った第2代東京商科大学長三浦新七の辞意を受けて第3代東京商科大学長に選出され、以後白票事件後の学内沈静化と学制改革が進められた。

2-2 「くにたち本の会」のひとびとと戦前の図書館員たち

以下に『書物の周囲』創刊号の記事索引を示す。なお、創刊号の巻頭には「『書物の周囲』発刊に際して」といういわば宣言文ともいえる文章が掲載されているので、文末に〈資料1〉として示しておく。おそらく宮坂利助の文章であろうと思われる。

『書物の周囲』創刊号索引

巻号	タイトル	責任表示	頁番号	備考
創刊号	表紙絵 図書館時計台塔	ノエル・ヌウエット		
創刊号	「書物の周囲」発刊に際して	くにたち本の会	2	
創刊号	表紙絵に就いて：国立本学図書館とその前庭：「フランセーズ」誌の詩人ノエル・ヌウエット氏描く		4	昭和8年11月13日付一橋新聞ヨリ
創刊号	出版法規より観たる徳川幕府政策の一端	川崎操	5	
創刊号	[本の会と同人の抱負]	川崎生	16	
創刊号	公債発行に依る図書館建設金融に就て	Simeon E. Leland ; 村尾繁治訳	17	(未完)
創刊号	カード？書目？記録？「 」？	山口浜三郎	28	
創刊号	学者文士お断り		34	スクラップブックより
創刊号	学校図書館に於ける教授と学生	阿曾福円	35	
創刊号	図書の本体	山口生	40	
創刊号	シェイクスピア時代の英国に於ける書籍商人・印刷屋及び書籍業(一)	R・B マツカラウ ; 吉田邦輔訳	41	
創刊号	活字発明を記念する擬古風の図書館		50	
創刊号	朝鮮の鑄字事業について	宮坂利助	51	未完
創刊号	編集後記	埴生陳人	62	

創刊号には、川崎操、村尾繁治、山口浜三郎、阿曾福円、吉田邦輔、宮坂利助の6人が執筆している。おそらくこの6名が「くにたち本の会」の最初の同人であったのであろう。続く第1巻第2号(昭和9年7月)には「くにたち本の会同人 ABC 順」があり、その注記には「△新たに津田 小松 井上 岡田諸氏加盟」とあって、創刊号に執筆していた6人と今回追加の4人合わせて10人がリストアップされている。そして、第2年第1号(昭和10年5月)の「編輯余塵」には川崎操が「『本の会』の創立当時から色々と会の為に尽された井上テル子氏が御病身から図書館を退かれ、本の会からも退会されるに至ったが、新しく小林花子氏が昨年十一月から入会された」と記している。かくして「くにたち本の会」同人は延べ11人を数



える。以下に各人を採用年月日順に並べなおし、昭和 9 年当時の年齢や文部省図書館員教習所(図書館講習所)³の修了年および身分の変遷等を示したリストを以下に示す。

くにたち本の会同人リスト

同人(採用順)	昭和9年時の年齢	採用年月日	文部省図書館講習所修了年	同人歴	身分
川崎操	30才	大正12年3月～昭和41年3月	大正12年(第2期)		雇→司書(昭和2年12月)→文部事務官(昭和21年4月)
山口浜三郎	31才	大正12年3月23日～昭和19年1月31日	大正12年(第2期)		雇→書記兼司書(昭和2年12月31日)→出向(昭和19年1月31日)
小松正一	22才	大正15年3月18日～昭和47年3月31日	昭和10年(第14期)	昭和9年-	給仕→図書出納手(昭和7年)→雇(昭和7年)→書記(昭和18年)→文部事務官(昭和21年4月)
阿曾福円	27才	昭和2年～昭和43年3月31日	昭和2年(第6期)		雇(昭和2年)→事務嘱託(昭和10年4月)→司書兼書記(昭和12年12月)→文部事務官(昭和21年4月)
井上テル子	25才	昭和2年3月22日-昭和9年10月19日	昭和2年(第6期)	昭和9年-	雇
村尾繁治	27才	昭和4年10月25日～昭和10年5月15日			臨時雇→雇(昭和5年1月) (東商大附属商業教員養成所(大正15年4月～昭和4年3月))
宮坂利助	33才	昭和5年1月9日～昭和14年3月30日			雇→書記兼司書(退職時)
津田晃	26才	昭和5年4月25日～昭和14年3月31日		昭和9年-	雇
岡田美須子	27才	昭和5年6月20日～昭和18年8月31日	昭和5年(第9期)	昭和9年-	雇→事務嘱託(昭和15年9月)
吉田邦輔	26才	昭和8年1月9日～昭和13年4月6日	昭和7年(11期)		雇
小林花子	21才	昭和9年10月21日-昭和11年5月8日	昭和9年(第13期)	昭和10年-	雇

のべ 11 人の同人中 8 名が文部省図書館員教習所(図書館講習所)の修了生である。第 2 期生の川崎操と山口浜三郎が就職した大正 12 年(1923 年)から、昭和 2 年(1927 年)には阿曾福円、井上テル子、昭和 5 年(1930 年)に岡田美須子、昭和 8 年(1933 年)に吉田邦輔、昭和 9 年(1934 年)に小林花子⁴と続いている。さらに大正 15 年(1926 年)に給仕として東京商科大学に就職した小松正一が昭和 10 年(1935 年)に文部省図書館講習所を修了している。

後述するように図書館運営のプロフェッショナルであった太田為三郎が東京商科大学附属図書館に在職したのは大正 10 年(1921 年)から昭和 3 年(1928 年)までの 7 年間であったが、同時期の大正 10 年(1921 年)から逝去する昭和 11 年(1936 年)まで文部省図書館員教習所(図書館講習所)講師に嘱託されており、教え子であった文部省図書館員教習所(図書館講習所)修了生の就職先として東京商科大学附属図書館を紹介したであろうことは十分に考えられる。

11 人の同人すべてが最初の辞令で「雇ヲ命」じられており、「雇員」⁵の身分であった。そ

³ 文部省図書館員教習所は大正 10 年(1921 年)6 月 1 日に東京美術学校内に開設され、翌 11 年(1922 年)4 月 1 日から帝国図書館附設となり、大正 14 年(1925 年)3 月に文部省図書館講習所と改称された。

⁴ 『図書館情報大学同窓会橋会八十年記念誌』(2002.9)では第 13 期生である西村希一「図書館講習所十三期生の思い出」の中で、小林花子の他に高木邦夫と野坂(佐々木)敏の 2 名が東京商科大学図書館に勤務と紹介されている。『会報/図書館講習所同窓会』所載の毎年の「会員名簿」によれば、高木邦夫は昭和 15 年 3 月現在、野坂敏は昭和 12 年から昭和 14 年まで東京商科大学附属図書館勤務になっている。また、同じく『会報/図書館講習所同窓会』によれば、昭和 16 年と昭和 17 年に加藤誠(第 21 期)、昭和 17 年に平林栄司(第 22 期)、水口喜美子(第 22 期)が同じく東京商科大学附属図書館勤務となっている。また、阿曾福円や井上テル子と同期の第 5 期修了生磯貝真治は昭和 2 年(1927 年)から昭和 15 年(1940 年)まで駒澤大学図書館に奉職していたが、昭和 16 年(1941 年)6 月に異動して東京商科大学図書館事務を嘱託している。

⁵ 戦前の大学職員は奏任官や判任官等の「官吏」と民法上の契約により国に雇用される「雇員、傭人等」に分かれる。雇員、傭人の実態はよく知られていないが、石井滋「雇員・傭人制度研究についての一考



の後官吏(書記や司書)になったのは、川崎操、山口浜三郎、小松正一、阿曾福田、宮坂利助の5名である⁶。(ただし宮坂利助は退職時の特別処遇である。)かれらが書記や司書の官職になっていく根拠は東京商科大学官制の規定によるものである。大正9年(1920年)から昭和22年(1947年)までの「東京商科大学官制」等を文末に〈資料2〉として掲載する。

〈資料2-1〉の大学昇格時の大正9年3月31日付「東京商科大学官制」では書記の官職名があり「第八條 書記ハ専任九人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス」となっている。東京商科大学附属図書館では、以下の『東京高等商業学校一覧』『東京商科大学一覧』⁷から作成した「附属図書館職員表1」に示す通り、東京高等商業学校時代から書記であった鈴木善吉がそのまま東京商科大学書記となり鈴木嘉三郎⁸と2人が図書館の書記になっている⁹。

附属図書館職員表1

東京高等商業学校	東京商科大学				
大正8-9年	大正9-10年	大正10-11年	大正11-12年	大正12-13年~ 大正14-15年	大正15-昭和2年
大正8年12月18日発行	大正9年11月13日発行	大正10年12月27日発行	大正11年12月1日発行	大正13年7月15日発行 大正13年10月1日調 大正14年10月1日調	大正15年9月30日調
1919-1920	1920-1921	1921-1922	1922-1923	1923-1924~1925-1926	1926-1927
図書館幹事 教授 商学士 三浦新七 図書係 書記 鈴木善吉	図書館幹事 大学教授兼附属商学 専門部教授小樽高等 商業学校教授 商学士 三浦新七 書記 図書館 鈴木善吉 鈴木嘉三郎	図書館幹事 大学予科講師 太田為三郎 書記 図書館 鈴木善吉 鈴木嘉三郎 図書館事務嘱託 加藤万作 (大学予科講師 地理 太田為三郎)	図書館幹事 大学予科講師 太田為三郎 書記 図書館 鈴木善吉 鈴木嘉三郎 図書館事務嘱託 小長谷恵吉 (大学予科講師 地理 太田為三郎)	図書館幹事 大学教授兼附属商学 専門部教授小樽高等 商業学校教授 商学士 三浦新七 書記 図書館 鈴木善吉 図書館事務嘱託 小長谷恵吉 (大学予科講師 地理 太田為三郎)	附属図書館 幹事 大学教授 商学士 高垣寅次郎 附属図書館 鈴木善吉 事務嘱託 図書館 小長谷恵吉 (大学予科講師 地理 太田為三郎)

察』『社会学論集』Vol. 23(早稲田大学社会科学研究所、2014. 3)がくわしく研究現状を述べている。

⁶ なお、女性については「くにたち本の会」同人には井上テル子、岡田美須子、小林花子と3人いるが、岡田美須子が事務嘱託になっている以外、雇員のままである。

⁷ これらの各『学校一覧』『大学一覧』は全て以下の一橋大学機関リポジトリ (HERMES-IR) から公開されている。<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/da/handle/123456789/7363>

⁸ 鈴木嘉三郎の在職期間は、『東京商科大学一覧』昭和七年度版の「第九東京商科大学職員 二旧職員」によると、大正9年(1920年)9月27日から昭和4年(1929年)10月11日までであり、附属図書館書記の後には学生課書記に異動している。なお、『図書館雑誌』第28号(日本図書館協会、1916.10)中の「本会記事[第2回]図書館事項夏季講習会」(期間8月1日~14日)の参加者に鈴木嘉三郎の名前が掲載されている。もしかすると鈴木嘉三郎は大正5年(1916年)時点では雇員として東京高等商業学校の図書館に勤めていて、大学昇格に伴い図書館の書記に昇格したのかもしれない。

⁹ 鈴木善吉の前任者は西村正立である。『東京高等商業学校同窓会会誌』第101号(1915.11、93頁)の「追録(2)臨時常議員会記事」には母校創立四十年祭に際しての西村正立氏功勞表彰に関する記録があり、福田徳三の大正4年9月13日付の手紙が紹介されている。その一部が以下である。「西村正立氏は昨年行政整理の必要上己むを得ず辞任の事と相成り候へ共其後別に他に奉職せられしにあらざる相替母校とは密接の関係有之悠々自適老を養い居られ候由承及候同氏は明治十八年より大正三年迄すなわち三十年の久しき母校に奉職せられ筆は数学等受持居られ候由なれども学制の進歩に伴い図書館の事務を引き受られ事実上の図書主任として勤続せられ候教員又は外部との交渉に方る事務員ならさる故其功績は余り外間に伝わらず候へ共其隠れたる功勞は誠に多大にして我母校が大学問題を起す迄に進歩致候には図書館は重大の関係あり此図書館をして今日の如く都下有数のものとしたるに付ては西村氏の力預て最も多きに居り…(以下略)」なお、明治38年(1905年)の鈴木善吉の図書館勤務から大正3年(1914年)の西村正立の辞職までの8年間は西村正立と鈴木善吉が両名とも図書館に在職していた。



大正 10 年(1921 年)には加藤万作¹⁰、大正 11 年(1922 年)からは小長谷恵吉が事務嘱託として図書館で働いている。雇員や傭人も図書館にいたと思われるが、『東京商科大学一覽』には記載されていないので実態はわからない。

なお、「図書館幹事」は大正 6 年(1917 年)から三浦新七であったが『東京商科大学一覽』の大正 10-11 年版および大正 11-12 年版では太田為三郎となっている。大正 12-13 年版から再び三浦新七に戻っている。太田為三郎については後述するが、三浦新七は図書館幹事の仕事を実質的には太田為三郎に委嘱したと思われる。辞令上での太田為三郎の採用事由は予科講師であり、『東京商科大学一覽』では昭和 2 年度版まで「大学予科講師」の枠に「地理」担当として氏名が掲載されている。少し横道にそれるが、三浦新七と太田為三郎との関係状況を以下のように考えてみた。

『近代日本図書館の歩み 本篇』(日本図書館協会、1993. 12)中の「第三部資料 V 人事」によると、三浦新七は図書館幹事の職責上ではないかと思われるが、大正 5 年(1916 年)から昭和 2 年(1927 年)まで日本図書館協会の評議員であった¹¹。太田為三郎も日本図書館協会の前身である日本文庫協会創立時の明治 25 年(1892 年)からの会員であり、日本文庫協会から日本図書館協会に名称変更した明治 41 年(1908 年)から毎年評議員に指名されている。途中大正 3 年(1914 年)から大正 4 年(1915 年)まで日本図書館協会の会長を務めたのち、大正 5 年(1916 年)から台湾総督府図書館のため台湾に渡っていて、評議員リストからは消えているが、大正 9 年(1920 年)には再び評議員リストに名前があり、三浦新七とともに日本図書館協会の評議員同士であった。日本図書館協会内において互いの交流があったと思われる。

『近代日本図書館の歩み 本篇』(日本図書館協会、1993. 12)中の「第一部日本図書館協会の歴史 I 戦前の日本図書館協会」(35 頁)によると、大正 9 年(1920 年)のこの時期に以下のような図書館職員に関する待遇改善運動があった。

「同年〔大正 9 年：引用文内の〔〕補記は筆者による註。以下同じ〕五月の評議会では図書

¹⁰ 加藤万作の事務嘱託の期間は、『東京商科大学一覽』昭和七年度版の「第九東京商科大学職員 二旧職員」によると、大正 9 年(1920 年)5 月 18 日から大正 11 年(1922 年)2 月 28 日までである。日本図書館文化史研究会編『図書館人物事典』(日外アソシエーツ、2017.9)によると、加藤万作は「海軍文庫、早稲田大学図書館、文部省図書整理の委嘱、東京帝国大学嘱託を経て成田図書館(1917-1919)。その後東京帝国大学法学部図書館、法政大学図書館。日本文庫協会幹事(1903, 1907)、日本図書館協会評議員(1913)などを歴任。」となっている。つまり、成田図書館から東京帝国大学法学部図書館の間に 1 年半程東京商科大学附属図書館の事務嘱託をしていたのだろう。加藤万作が日本図書館協会の有力会員でもあることから後述するように三浦新七が大学昇格とともに司書官的人材を求めていたのかもしれない。

¹¹ 『図書館雑誌』第 30 号(日本図書館協会、1917.4)中の大正 6 年 3 月調「日本図書館協会会員氏名録」によるとその時点で東京商科大学の会員は三浦新七と鈴木善吉の 2 名のみであった。また、福田徳三と幸田成友もその当時会員であるが、所属はいずれも慶應義塾大学であった。なお、日本図書館協会の会員名簿に本学職員の名が初めて現れるのは『図書館雑誌』第 1 号(日本文庫協会、1907. 10)の「○本会現会員」であり、「特 東京高等商業学校教授 小谷野敬三」「特 東京高等商業学校教授 滝本美夫」と 2 名が掲載されていた。小谷野敬三はその当時東京高等商業学校の第 2 代図書館主幹であった。「特」とは「特別会員」の事で「通常会員」より入会金が 1 円、年会費が 1 円 20 銭以上と会費が割高であった。



館員待遇問題が協議された。これにより調査委員会が設けられた。委員会の報告をもって総裁〔徳川頼倫〕自ら原敬総理大臣と南弘文部次官を歴訪した。六月には総裁の命により大会出席者中の幹部と図書館員待遇問題調査委員会が招集された。出席者は坪谷委員長、村島副会長、市島、今沢、植松、橘井、田中一貞、和田各評議員であった。数日後、委員会は文部大臣へ提出の覚書を作成した。

図書館員待遇案覚書

- 一 従来図書館の為に従事せる人々の努力を認むること
- 二 現在の図書館従事者を教育者と認めその待遇を改善すること
- 三 帝国図書館長及司書官を文部省直轄学校長及教授の振合に準じて待遇を改むること
- 四 帝国大学司書官は帝国図書館長及司書官に準ずること
- 五 府県立図書館員の待遇には経費年額及び蔵書数を標準として大約左の如く区別すること

経常費年額	蔵書冊	館長待遇
甲 五万円以上	十五万冊以上	公立専門学校長並
乙 一万円以上	三万冊以上	中等学校長並
丙 六千円以上	一万冊以上	同上教諭並

- 六 府県立図書館奏任待遇司書定員は左の標準により増加すること
 - 甲 三人以上
 - 乙 二人以上

そして七月七日坪谷、市島、今沢、植松、和田の評議員は衆議院を訪れ、南文部次官が予算委員会に出席中のため、代理として赤司普通学務局長に詳細説明した。建議は翌一九二一年(大正10)七月、「公立図書館職員令」(勅令第三三六号)となって、図書館人年来の希望が達成された。」

衆議院に陳情に行った評議員の一人和田万吉は後述するようにその当時東京帝国大学附属図書館長であり司書官¹²であった。「図書館員待遇案覚書」の「四」では帝国大学司書官の待遇改善が要望されている。三浦新七はこうした図書館員待遇問題調査委員会の活動報告を聞いていたであろうし、東京帝国大学には附属図書館長と司書官という奏任官¹³がいると

¹² 司書官制度の嚆矢は明治30年(1897年)公布の「帝国図書館官制」である。その第2条で「司書長 一人 奏任」と規定されていた。その規定が明治33年(1900年)8月に「司書官 一人 奏任」と改正された。「東京帝国大学官制」では明治41年(1908年)6月の改正で「司書官」と「司書」が新たに設置され、第4条ノ2に「司書官ハ専任一人奏任トス」、第5条ノ2に「司書ハ専任八人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書記録ノ整理、保存及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス」と追加規定された。そして同年翌月の明治41年(1908年)7月には附属図書館長であった和田万吉が初代司書官に命じられている。

¹³ 百瀬孝著『事典昭和戦前期の日本：制度と実体』(吉川弘文館、1990.2、93頁)では「狭義の官吏は高等官と判任官に分けられる。高等官は「法令ニ遵由シテ之ヲ施行スル」者、判任官は「上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事スル」者とされ…(中略)…高等官は任命の形式により勅任官と奏任官に分けられ…(以下略)」と説明されている。



いうことを熟知していたであろう。大正 9 年(1920 年)4 月に東京商科大学へと大学昇格を果たしたとき、東京商科大学も帝国大学と同じように官制上に附属図書館が位置付けられて、館長と司書官及び司書という職員のいる組織体制が次に目指すべき目標とされたのではないだろうか。東京帝国大学附属図書館長であり司書官でもあった和田万吉が知友であった太田為三郎を三浦新七に紹介した可能性も考えられるだろう。いずれにしても、三浦新七は太田為三郎を東京帝国大学の附属図書館長ないしは司書官に相当する者として遇したかったのではないだろうか。その証が『東京商科大学一覧』での太田為三郎の図書館幹事表記ではないだろうか。

以上はすべて状況証拠による筆者の推測である。一次資料による確証がやはり必要であるだろう¹⁴。『東京商科大学一覧』の大正 12-13 年版以降に再び図書館幹事表記が三浦新七に戻った理由もやはり筆者にはわからないが¹⁵、大学昇格を果たした東京商科大学の附属図書館にとって、次の段階は帝国大学官制と同様の官制上の附属図書館の設置であり、司書官及び司書の配置であっただろう。

そうした要求努力の結果であろうと思われるが、〈資料 2-2〉の大正 15 年(1926 年)9 月 7 日に「東京商科大学官制中改正」があり、「書記」が「書記司書 [併記]」に改正され、「第八條ノ二 司書ハ専任二人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書記録ノ整理、保存及閲覧ニ関スル事務ニ従事ス」とされた。また同時に第十七條を追加して「第十七條 東京商科大学ニ附属図書館ヲ置ク」とされ、東京商科大学附属図書館が官制上初めて設置された。初代東京商科大学附属図書館長には第 4 代図書館幹事であった高垣寅次郎がそのまま大正 15 年(1926 年)11 月 29 日付で就任した。この改正を受けて、鈴木善吉が昭和 2 年(1927 年)6 月 1 日に「書記兼司書」となり、昭和 2 年(1927 年)12 月には山口浜三郎が「書記兼司書」

¹⁴ 日本図書館協会創立 50 周年の記念事業として開催された「図書館人を偲ぶ座談会(一)-(二)」『図書館雑誌』第 35 年第 3-4 号(日本図書館協会、1941.3-6)の「補注」を図書館雑誌編集部員であった波多野賢一が書いている。その中で「太田先生の当時の日記」として明治 40 年や大正 2 年の記載が紹介されている。同じく波多野賢一「太田為三郎伝」『図書館雑誌』第 36 年第 3 号(日本図書館協会、1942.3)では明治 22 年頃の太田為三郎の日記が引用され、「先生の日記は二十三年より三十五年まで惜しくも散逸してしまった」と記されている。また、逸名山人「太田先生の逸話史」『図書館研究』第 12 巻第 6 号(芸艸会、1936.7)には台湾総督府図書館時代の太田 3 年から 5 年にかけて太田為三郎が書いた公務日記が存在していることが言及されている。もし東京商科大学時代の太田為三郎日記が存在すれば第一次資料となるだろうが、これらの太田為三郎日記が現在どこに所蔵されているのか、筆者はまだ見い出せずにいる。

¹⁵ 大正 11 年(1922 年)12 月 9 日の日本図書館協会総会で、太田為三郎は大正 12 年期の会長に選出されている。これも推測にすぎないが、図書館幹事の職務が附属図書館長の職務であるとすれば、その職務を十分に遂行できないという理由であるかもしれない。実際に、『図書館雑誌』第 52 号(日本図書館協会、1923.3)の「会告」によれば「会長事務」は「東京商科大学図書館内」で行うとされ、評議員会や基金委員会など会長出席の会議は東京商科大学図書館で頻繁に行われている。また、会長選出後の大正 12 年 9 月 1 日には関東大震災が勃発し、大学は震災後の大学の行く末を早急に検討する必要に迫られていたことなどが、図書館幹事を三浦新七に戻したことに何らかの影響を与えであろうと思われる。なお、会長に選出された後の『図書館雑誌』第 53 号(日本図書館協会、1923.7)中「本会記事〇入会」欄に「(太田為三郎氏紹介)」として高垣寅次郎と高瀬荘太郎の両教授および東京商科大学図書館が「(代表太田為三郎)」として掲載されている。この時に東京商科大学附属図書館は図書館組織として日本図書館協会に入会したのだろう。



に川崎操が「司書」に任ぜられている。つまり「雇員」であった山口浜三郎と川崎操が「官吏」になったのである¹⁶。しかしこの改正では司書官の設置は認められていなかったと思われる。

以下に引き続き昭和2年度から昭和12年度まで『東京商科大学一覽』から図書館職員を書き出した「附属図書館職員表2」を示す。この期間に国立への移転が行われ『書物の周囲』が発行されている。そしてこの時期の後半には白票事件が起きている。

附属図書館職員表2

東京商科大学					
昭和2年度	昭和3年度～昭和4年度	昭和5年度～昭和9年度	昭和10年度	昭和11年度	昭和12年度
昭和2年7月1日現在	昭和3年7月1日現在 昭和4年7月31日現在	昭和5年7月31日現在 昭和6年8月1日現在 昭和7年8月1日現在 昭和8年7月31日現在 昭和9年8月1日現在	昭和10年8月1日現在	昭和11年9月30日現在	昭和12年7月10日現在
1927年度	1928年度～1929年度	1930年度～1934年度	1935年度	1936年度	1937年度
附属図書館長 大学教授 商学士 高垣寅次郎 書記 図書館 兼司書 鈴木善吉 事務嘱託 図書館 小長谷恵吉 (予科講師 地理 太田為三郎)	附属図書館長 大学教授 商学士 高垣寅次郎 書記 図書館 鈴木善吉 山口浜三郎 司書 図書館 書記 鈴木善吉 書記 山口浜三郎 川崎操 事務嘱託 図書館 小長谷恵吉 図書館事務 商学士 鬼頭仁三郎	附属図書館長 大学教授 商学士 高垣寅次郎 書記 図書館 鈴木善吉 山口浜三郎 司書 川崎操 司書 図書館 書記 鈴木善吉 書記 山口浜三郎 川崎操 事務嘱託 図書館事務 小長谷恵吉 図書館事務 商学士 鬼頭仁三郎	附属図書館長 大学教授 高垣寅次郎 図書館 書記兼司書 鈴木善吉 (大学予科勤務) 山口浜三郎 図書館 司書 川崎操 図書館事務嘱託 小長谷恵吉 附属商学専門部教授 商学士 鬼頭仁三郎 阿曾福円	図書館 書記兼司書 鈴木善吉 (大学予科勤務) 山口浜三郎 図書館 司書 川崎操 図書館 事務嘱託 小長谷恵吉 附属商学専門部教授 商学士 鬼頭仁三郎 阿曾福円 大学講師 商学士 山中篤太郎	図書館 館長 大学教授 文学士 吹田順助 図書館 幹事 大学助教授商学士 小田橋貞寿 図書館 書記兼司書 鈴木善吉 (予科勤務) 山口浜三郎 図書館 司書 川崎操 図書館 事務嘱託 小長谷恵吉 阿曾福円

『東京商科大学一覽』昭和3年度版の「第七概況 一職員ノ異動」によると昭和3年(1928年)6月30日に太田為三郎は予科講師の嘱託を解かれている。その理由はよくわからないが¹⁷、太田為三郎を大正10年(1921年)7月東京商科大学に招聘したと思われる当時の図書館幹事は三浦新七であった。しかし、既に図書館幹事は高垣寅次郎に交代しており、大正15年(1926年)9月に「東京商科大学官制」の改正によって東京商科大学附属図書館が正式に設置され、高垣寅次郎は初代附属図書館長になっていた。太田為三郎が解嘱される直前の昭和3年5月31日には東京商科大学研究科を卒業した鬼頭仁三郎が図書館事務を嘱託されている¹⁸。前年の昭和2年(1927年)には商学専門部及び教員養成所が国立へ移転して図書館専門部分室が設置された。この分室では川崎操が十進分類法による新分類表「専門部分室新分類表」を作成したが、昭和5年(1930年)に開館した国立本館では鬼頭仁三郎と川崎操の両名で「国立本館分類表」を作成している¹⁹。また鬼頭仁三郎は、昭和7年(1932年)から昭和9

¹⁶ 「東京商科大学官制」では「司書ハ専任二人」であるが、司書の官職名をもつ者は鈴木、山口、川崎の3名であった。書記兼司書が鈴木、山口の2名であり兼職は二人合わせて1名なのかもしれないが、その考えが正しいかどうかは筆者にはよくわからない。

¹⁷ 太田為三郎の項で後述するように日本図書館協会の業務に専念するためであるかもしれないし、国立への移転が決まっていた附属図書館での勤務を断念したからかもしれない。

¹⁸ 『東京商科大学一覽』昭和3年度版の「第七概況 一職員ノ異動」では鬼頭仁三郎の図書館事務嘱託の日付は昭和2年5月31日と読めるが、「職員ノ異動」の記載期間は「昭和二年七月二日以降昭和三年七月一日迄ノ間ニ於ケル職員異動」とあるので、昭和3年5月31日の間違いであると考えた。

¹⁹ 川崎操「図書館沿革概説稿」(28頁)



年(1934年)にかけてケインズの「貨幣論」を翻訳し、同文館から5分冊で出版している。その後昭和9年(1934年)7月11日に東京商科大学商学専門部講師に、昭和10年(1935年)7月3日には東京商科大学附属商業専門部教授に昇任していた。これもまた筆者の全くの推測であるが、附属図書館長高垣寅次郎は後述する帝国大学附属図書館で実現していた司書官的人材運用を東京商科大学附属図書館でも実現しようとしていたのではないだろうか。そうとでも考えないと筆者には商学士であり、学問的業績もある鬼頭仁三郎を10年近く「図書館事務」嘱託にしておく理由が分からないのだが、教員人事のことであり今後の課題とせざるを得ない。

〈資料2-3〉の昭和4年(1929年)4月1日に神戸高等商業学校の大学昇格が実現し神戸商業大学となった際に「東京商科大学官制」は「官立商業大学官制」に統合改正された。この改正では「学生監」が「学生主事」と改名され、「学生主事補」が設けられ、「学生主事」及び「学生主事補」のそれぞれが2人と増員されたが、「司書官」は設置されず、「司書」の定員も2人と変わらなかった。

昭和5年度から昭和9年度までの間『東京商科大学一覽』の図書館職員の欄には異動がなかった。その時期は、大学には昭和6年(1931年)10月の「籠城事件」など大事件があったが、図書館にとっては昭和3年(1928年)6月4日に退職した太田為三郎なき後、国立や小平への移転という大事業を遂行しながらの図書館再構築期および若手図書館職員の修業時代といえるのかもしれない。その一定の成果が『書物の周囲』の刊行なのであろう。

昭和10年(1935年)7月杉村広蔵助教授の学位請求論文の審査をめぐって学内世論を二分する白票事件が起こった。その結果、昭和11年(1936年)5月9日に杉村広蔵助教授と、高垣寅次郎教授(初代図書館長)、本間喜一教授(第2代図書館長)の3名が依願退職となった。そのため『東京商科大学一覽』昭和11年度版には附属図書館長名が記載されていない。白票事件終息後に学長となった上田貞次郎の『上田貞次郎日記：大正八年—昭和十五年』(上田貞次郎日記刊行会、1963.4、274頁)には「(昭和12年4月4日記)」の項に「図書館長は、三浦時代に上原専禄氏を任命すべく企てたが、本人が承知しないのでそのままに成っていた。余も同氏を説いたが、固辞するので全く縁のない吹田順助氏を推した。但し図書館を有効に動かすには司書が必要なので、外部から小田橋貞寿氏を招くことにした。」という記録がある。ここで「司書」としているのは、「司書官」のことであろう。川崎操「図書館沿革概説稿」(33-34頁)に以下の記載がある。

「従来国立大学附属図書館には、総合大学の帝国大学に限って、「司書官」の制度があった。これは高等官の司書であって、東京帝国大学には司書官兼助教授、助教授兼司書官の肩書で二、三人の人が任命されていた。わが大学は単科大学ではあるが社会科学を中心とする大学であって、図書館はこの種の大学にあっては唯一の中心的な研究機関であり、このような大学図書館には総合とか単科にかかわりなく、司書の高度な官職である司書官を置く必要のあることを、神戸商大とともに数年にわたって上申申請をしていた。両大学への司書官設置に



については文部省内でもいろいろと経緯があったようであるが、昭和十一年三月両大学に大学助教授が一名増員され、同教授は図書館専任で授業は担当せず、いわゆる司書官としての役割をなすというものであった。この制度の実現については高垣館長の数年にわたる努力があり、本学と神戸商大のみに終わり、他の単科大学には及ぼさなかったが、官職名はいずれにせよ当時の大学図書館の制度としては画期的なものであった。」

実際に『一橋大学年譜 I』（一橋大学、1976.3）には昭和11年3月27日の項に「勅令第33号によって官立商業大学官制中、助教授一〇人を一人に改められる。この増員一名は専ら司書官として図書館業務に従事することとなる。」とある。ただし実際の勅令第33号の本文は「官立商業大学官制中左ノ通改正ス 別表中「助教授 十人 十人」ヲ「助教授 十一人 十一人」ニ改ム 附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」（参照：国立公文書館デジタルアーカイブ）であり、東京商科大学と神戸商業大学の助教授の人数を改正している²⁰が、この勅令中には「司書官」という言葉はない。「司書官」という官職が確かに本学に認められたということを示す公文書を筆者は今だに見い出せていない²¹。しかし、昭和11年3月30日付『一橋新聞』では「図書事務補充に助教授を増員 司書官を兼任」という見出しで以下のように報じられている。

「かねて懸念中であった本学助教授の定員一名増員に関する商業大学官制変更の件は去る二十八日の官報を以て公布されたが、これに依って本学助教授の定員は十一名となることとなったがこれは従来他の大学に於ては図書館長の下に助教授の司書官を設けて、一般図書事務を監督せしめておるにも拘らず本学に於ては図書館長以外に教授よりこれが事務を担当するものなく、ために種々の不便をこうむってきたためであって、司書官として助教授の定員を一名増員することとなったものである。司書官に補充される助教授が講義を受け持つかどうかは定まっていないが必ずしも講義を担当する要がないものとされている。」

そして、白票事件の混乱があったため1年遅れではあるが、昭和12年（1937年）4月14日付で小田橋貞寿が助教授に任命された。川崎操「図書館沿革概説稿」（34頁）では「[昭和]

²⁰ <資料 2-3>「官立商業大学官制」制定後の昭和4年（1929年）12月17日の勅令第358号で「別表東京商科大学ノ項中助教授「五人」ヲ「八人」ニ」、昭和5年（1930年）12月16日の勅令第242号で「別表東京商科大学ノ項中助教授ノ欄「八人」ヲ「十人」ニ」と改正されていた。そしてまた、昭和15年（1940年）4月30日の勅令第305号では「別表東京商科大学ノ項助教授ノ欄中「十一人」ヲ「十人」ニ」と戻されている。

²¹ 「司書官」についての研究論文は極めて少ないが、岩猿敏夫「戦前のわが国における大学図書館研究」『大学図書館研究』No.54（国公立大学図書館協力委員会、1998.12）では、「帝国大学以外の官立大学には司書官は置かれなかった。」とあり、村上清蔵「法規上ヨリ見タル学校図書館」『図書館研究』第11巻第2号（青年図書館員連盟、1938）では「II 教育法規上ヨリ見タル学校図書館」の「2 大学附属図書館ノ現状」の「4. 各帝国大学官制」の中で「司書官」について「東京ハ二人、他ハ一人、大阪ナシ」となっており、「5. 各官立大学官制」では「帝国大学ト略ボ同様デアルガ、司書官ガ置カレテイナイ所ガ異ル」となっている。



十一年三月増員となった司書官としての助教授は空席のままであったが、小田橋貞寿氏（昭和五年学卒）が十二年四月十四日大学助教授に任ぜられ、同五月一日図書館幹事となる。図書館幹事の名称は、大正十五年官制による附属図書館が誕生してから本学では廃止されていたが、この名称が復活して今後司書官としての助教授の学内の職名とされることとなった。」と言っている。以下は昭和 12 年 4 月 26 日付『一橋新聞』第 247 号の「小田橋貞寿司書官として来任す」という見出しの記事内容である。

「昨年官制に依り司書官として図書館事務を担当すべき助教授一名は増員以来欠員で選定中であつたがこのほど新に関東学院教授小田橋貞寿氏を迎えることとなり去る十四日正式に本学助教授に転ずる旨発令されたが、同助教授は司書官として吹田図書館長の下に図書館事務を担当、講義は当分担当しないことになっているが同助教授は図書館事務に当って能率の改善を計るのみでなく更に積極的に学生の図書館利用の相談役として、またさらに図書納入に当っても単に市場に販売されているもののみでなく、市場に現れない各種資料の蒐集に抱負を持っている、同教授は

大正十五年本学専門部を卒業、直ちに日清製粉に入社、昭和二年本学部に入り同五年学士試験に合格、同年関東学院商学部講師同九年同教授に任命されて今日に至ったものである。なお同助教授は次のごとく語った。

まだ来たばかりで何も解りません。今までこの方面の経験はなく A B C から始めるつもりです。吹田館長の下で大いに努力します。」

東京商科大学では当時帝国図書館と帝国大学にのみ配置されていた「司書官」が東京商科大学にも配置されたという認識が全学的に了解されていたと思われる。「帝国図書館官制」でも「帝国大学官制」でも司書官は高等官である奏任官である。「東京商業大学官制」において、助手、書記、学生主事補、司書は判任官である。奏任官は教授、助教授、事務官、学生主事の 4 職種であつた。事務官と学生主事は事務官職であり、司書官とすることはできないだろう。司書官の職務を行える最も適当な職種は助教授ということになるのかもしれない。南泰樹は「司書官及び専門職制度に関する一考察—明治期～戦前期—」『大学図書館研究』101 号（国公立大学図書館協力委員会、2014. 12）で「帝国大学官制による司書官・司書の配置は、大学における図書館専門職制度の嚆矢であるとする認識には疑問が残る。制度（官制）が専門職（司書官）を育成したのではなく、適性があると思われる学術研究者を推薦し、専門職（司書官）に任命したにすぎないのではないかと考える。」と述べている。東京商科大学でも「司書官」（図書館幹事）の任命は帝国大学と同様、「適性があると思われる学術研究者を推薦」任命していたのではないだろうか。ただし、官制上に「司書官」の職名がなくても、「司書官」的教員人事が本当に可能だったとしてその法制的理由や、川崎操が述べている「高垣館長の数年にわたる努力」とはどのような努力であったのかなどは今後の課題とせざるを得ない。



なお、昭和12年4月に図書館幹事として小田橋貞二が採用されたということからであろうか、『東京商科大学一覧』昭和12年版では専門部教授の鬼頭仁三郎と大学講師の山中篤太郎の教員2名が図書館事務嘱託を解かれている²²。

『東京商科大学一覧』での図書館職員を「附属図書館職員表1」および「附属図書館表2」に続き昭和13年度から昭和24年度まで拾い出した「附属図書館職員表3」が以下である。

附属図書館職員表3

東京商科大学					東京産業大学	一橋大学
昭和13年度	昭和14年度	昭和15年度	昭和16年度	昭和17年度	昭和18-20年度	昭和24年度
昭和13年11月末日現在	昭和14年6月末日現在	昭和15年6月末日現在	昭和16年6月末日現在	昭和17年6月末日現在	昭和22年11月15日発行	昭和24年11月1日現在
1938年度	1939年度	1940年度	1941年度	1942年度	1943-1945年度	1949年度
図書館 館長 大学教授 文学士 吹田順助 図書館 幹事 大学助教授 商学士 小田橋貞二 図書館 書記兼司書 (予科勤務) 山口浜三郎 図書館 司書兼書記 川崎操 図書館事務嘱託 鈴木善吉 宮坂利助 商学士 小笠原孝次	図書館 館長 大学教授 文学士 吹田順助 図書館 幹事 大学助教授 商学士 小田橋貞二 図書館 書記兼司書 (応召中) (予科勤務) 山口浜三郎 図書館 司書兼書記 川崎操 図書館 事務嘱託 阿曾福円 鈴木善吉 館長 事務嘱託 鈴木善吉 (予科勤務) 商学士 小笠原孝次 坂部金五	図書館 館長 大学教授 文学士 吹田順助 図書館 幹事 大学助教授 商学士 小田橋貞二 図書館 書記兼司書 山口浜三郎 阿曾福円 図書館 司書兼書記 川崎操 図書館 事務嘱託 鈴木善吉 (予科勤務) 商学士 小笠原孝次 坂部金五 東亜経済研究所資料部長 大学助教授 商学士 小田橋貞二	図書館 館長 大学教授 文学士 吹田順助 図書館 幹事 大学助教授 商学士 小田橋貞二 図書館 書記兼司書 山口浜三郎 阿曾福円 図書館 司書兼書記 川崎操 図書館 事務嘱託 鈴木善吉 (予科勤務) 商学士 小笠原孝次 坂部金五 岡田美須子 (専門部勤務) 磯貝真治	図書館 館長 大学教授 文学士 吹田順助 図書館 幹事 大学助教授 商学士 小田橋貞二 図書館 司書兼書記 川崎操 川崎操 小松正一 山口浜三郎 阿曾福円 図書館 事務嘱託 鈴木善吉 (予科勤務) 商学士 小笠原孝次 坂部金五 岡田美須子 (専門部勤務) 磯貝真治	図書館 館長 大学教授 商学士 山田雄三 図書館 幹事 大学助教授 山口隆二 図書館 司書 川崎操 書記 磯貝真治 (兼) 大学助手 堀田友晴 (兼) 書記 磯貝真治 小松正一 図書館 事務嘱託 坂部金五 長尾謙 鈴木善吉 塩谷文子 佐藤唱司 有山島蔵 霜島誠一 長谷川二郎 直井繁 (予科勤務)	図書館長 村松恒一郎 図書館 教授 商学士 山口隆二 助教授 商学士 川崎操 総務掛長(兼) 堀田友晴 文部事務官 小松正一 調査掛長 " 直井繁 和漢書掛長 " 片倉厚 閲覧掛長 " 長谷川二郎 (経済学士)

昭和12年度版まで川崎操の職名は「司書」であるが、昭和13年度版からは「司書兼書記」である。また鈴木善吉の退職に伴い、阿曾福円が事務嘱託から「司書兼書記」に、昭和15年度版からは「書記兼司書」の方に異動して、山口浜三郎と2人になっている。「書記兼司書」と「司書兼書記」の人事管理上の違いや兼職の定員上での数え方など筆者には不明であるが、昭和17年度版では「書記兼司書」がなくなり「司書兼書記」で4人が記載され、昭和18年-20年度版では「司書兼書記」で2人「司書兼大学助手」で1人「司書」で1人が記載されている。

戦時中には<資料2-4>昭和19年(1944年)9月26日付「官立商業大学官制中改正」によって「東京商科大学」から「東京産業大学」への校名変更が規定された²³。

戦後になって、官吏制度は大きく転換する。人事院編「2 戦後における管理制度の改正」『人事行政二十年の歩み』(大蔵省印刷局、1968.12、30頁)には以下のように記されている。

「昭和20年8月、日本はポツダム宣言を受諾することにより、敗戦による占領下体制と、旧統治原理の崩壊の状態に入った。同宣言は「日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強

²² 山中篤太郎が図書館事務嘱託を解かれたのは昭和11年(1936年)11月2日付、鬼頭仁三郎が図書館事務嘱託を解かれたのは昭和12年(1937年)6月30日付であった。

²³ 「東京産業大学」が「東京商科大学」に復したのは<資料2-6>昭和22年3月25日付「帝国大学官制等の一部改正」においてであった。



化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去」することを日本国政府に受諾の条件として課しており、政府は、国内体制の民主化について準備を始めたが、その一環として管理制度の改革を企図した。

昭和 20 年 11 月 13 日、幣原内閣は、「官吏制度改正ニ関スル件」を閣議決定した。その内容は次のとおりである。

「 1) 官名の統一

一官一職ヲ相当トスル官其ノ他特殊ノ官ヲ除キ、官名ハ、事務系統及技術系統別ニ概ネ同一官名トシ、例ヘバ事務系統ノ官ハ「何々(省)事務官」、技術系統ノ官ハ「何々(省)技官」ノ如クスルコト。

2) 官ト職トノ分離

官ト職トヲ分離シ、従来官トセラレタル部局長等ハ之ヲ職名トシ、職の授与ハ補職ノ方法ニ依リ之ヲ行フコト。(備考略)

3) 高等官及判任官ノ区別ノ撤廃並ニ官等等級ノ制ノ簡素化

一官一職ヲ相当トスル官其ノ他特殊ノ官ヲ除キ、勅奏、判ノ区別ヲ撤廃シテ同一官名トスルト共ニ、官等等級ノ制ヲ簡素化シ、例ヘバ 1 級乃至 3 級ノ 3 種ノ如クスルコト。(備考略)

…(中略)…」

この閣議決定に基づく制度の改正は、昭和 21 年 4 月の「各庁職員通則」(勅 189)、「官吏任用級令」(勅 190) …(中略)…等の一連の勅令によって実施に移され、この閣議決定の内容はほとんど実現された」

「昭和 21 年 4 月」の「一連の勅令」の一つに<資料 2-5>昭和 21 年(1946 年)4 月 1 日の「官立大学官制」がある。この勅令により、東京産業大学を含む官立大学においては司書・司書官制度や書記・事務官制度などが廃止され、「書記」や「司書」などの職名はすべて「文部事務官」という名称に統一され、定員も「文部事務官」として規定された²⁴。それ以前の昭和 4 年(1929 年)から昭和 20 年(1945 年)までの東京商科(産業)大学の「司書」の定員はおそらく 2 名のままであっただろう。

図書館幹事となった小田橋貞寿はその後も『一橋新聞』に石橋湛山『激動期の日本経済』(昭和 13 年 1 月 1 日)や『新ブリタニカ年鑑』(昭和 13 年 10 月 10 日)、『日本経済年鑑』(昭和 14 年 9 月 10 日)、美濃口時次郎『人的資源論』(昭和 15 年 3 月 15 日)『人口問題』(昭和 17 年 2 月 10 日)など学生の為の書評を書き、上田貞次郎学長の満州、中華民国視察に帯同して「旅行記」(昭和 14 年 4 月二五日～5 月 25 日)を連載したり、上田学長急逝後には「上田先生年譜」(昭和 15 年 6 月 25 日～7 月 25 日)を 3 回にわたって金子鷹之助とともに編集した。昭和 16 年 2 月 10 日には政府の「人口政策確立要項」決定をめぐって「民族と産児奨励」、昭和 16 年 11 月 25 日には人口問題全国協議会の開催に合わせて「人口増強

²⁴ 戦後の司書・司書官制度など大学図書館における専門職制度の歴史については利根川樹美子『大学図書館専門職員の歴史：戦後日本で設置・教育を妨げた要因とは』(勁草書房、2016)にくわしい。



の諸問題」など人口問題に関する論評を書いている。

『東京産業大学一覽』昭和18-20年度版で図書館幹事は小田橋貞寿から山口隆二に交代した。その経緯について川崎操「図書館沿革概説稿」（41頁）は以下のように言っている。

「昭和十五年各務奨学基金を資金源として図書館内に開所した「東亜経済研究所」は、その拡充のための「東京商科大学奨学財団」も設立されて、着々と研究活動を進めていたが、昭和十七年二月五日勅令第七〇号をもって「東亜経済研究所」が本学付置の研究所として官制施行のことが公布され、六日、学長高瀬荘太郎博士が同所所長に補せられた。同研究所には当然に資料部が置かれ、図書館との連携が必要であり、昭和十五年四月発足とともに、図書館幹事小田橋貞寿助教授が資料部長を兼任し、図書館側としても大いに協力をしてきたのであったが、小田橋氏は研究所の官制施行とともに、同十七年二月二十八日東亜研究所員、資料部長を命ぜられ研究所専任となる。なお、その後任には翌十八年三月三十一日山口隆二（昭和三年学卒）が図書館事務を命ぜられる（昭和十九年七月六日任大学助教授）。」

なお、小田橋貞二（昭和6年卒：井藤ゼミ）も山口隆二²⁵（昭和3年卒）も東京商科大学の卒業生であり、助教授として図書館幹事の職に就いているが、本学出身者で教員身分で附属図書館の事務嘱託をしていたのが、鬼頭仁三郎（大正14年卒：高垣ゼミ）と山中篤太郎（大正14年卒：上田ゼミ）である。村尾繁治は国立本の会同人の一人であるが昭和4年東京商科大学附属商業教員養成所卒の本学出身者である。他にも小笠原孝次が昭和4年卒（吹田ゼミ）、直井繁²⁶が昭和13年東京商科大学附属商業教員養成所卒、などがある。

3. 「くにたち本の会」の周辺

「くにたち本の会」が結成されるまでの大学昇格時代における重要人物として附属図書館の図書館員3名（太田為三郎、小長谷恵吉、鈴木善吉）と予科講師和田万吉を紹介する。

3-1. 太田為三郎（おおた ためさぶろう）

東京高等商業学校は長い間大学昇格運動を続けていたが、大正9年（1920年）3月31日に勅令第71号をもって東京商科大学官制が公布され、念願の大学昇格が実現し、官立の「東京商科大学」が発足した。大学昇格時に図書館幹事の三浦新七は大学にふさわしい図書館活動が必要であると考え、大正10年（1921年）6月に開設された文部省図書館員教習所の講師であった太田為三郎を招聘して附属図書館の運営を委嘱した。川崎操「図書館沿革概説稿」（21頁）には以下の記述がある。

²⁵ 山口隆二は『一橋大学一覽』では昭和24年度から昭和28年度まで「図書課長」の肩書になっており、昭和29年度から昭和40年度まで再び「幹事」の肩書に戻り、昭和41年度から記載がなくなる。

²⁶ 直井繁の経歴については「直井繁教授略歴および著作表」『拓殖大学論集』173号（拓殖大学研究所、1988.5）参照。





太田為三郎先生

「当時の図書館幹事三浦新七博士は、文部省が大正十年初めて本邦に開設した文部省図書館教習所に中心的な講師として迎えられる予定であった斯学のエキスパート太田為三郎氏（当時台湾総督府図書館長）を實際上の図書館幹事として本学に迎え（表向きは本学予科講師）、大学図書館としての整備と運営を委嘱されたのである。」

（『川崎操文庫』中の「写真アルバム」から）

以下に太田為三郎の簡単な略年譜²⁷を示す。

太田為三郎略年譜

和暦	西暦	年齢	事項
元治元年	1864年		3月12日生まれ 本籍東京市本郷区 旧姓富永 太田安次郎養子
明治14年	1881年	17才	6月 東京大学予備門入学
明治19年	1886年	22才	6月 東京大学予備門卒業 6月 第一高等中学校文学部第二年編入（明治20年4月中退）
明治20年	1887年	23才	長崎県私立尋常大村中学校補助員（英語教師）（明治22年3月辞任）
明治22年	1889年	25才	4月19日 東京図書館に雇われる
明治24年	1891年	27才	8月16日 東京図書館司書に任ぜらる
明治30年	1897年	33才	4月27日 帝国図書館司書に任ぜらる
明治40年	1907年	43才	5月14日 帝国図書館司書官に任ぜらる
大正元年	1912年	48才	3月29日 大阪市史編纂事務を嘱託す（大正4年4月17日まで）
大正3年	1914年	50才	9月12日 台湾総督府図書館の図書の収集保存及閲覧に関する事務を嘱託す
大正5年	1916年	52才	5月16日 台湾総督府図書館長に任ぜらる（大正10年7月8日まで）
大正10年	1921年	57才	5月26日 文部省図書館員教習所講師を嘱託す 7月9日 東京商科大学予科講師を嘱託す（昭和3年6月4日まで）
昭和3年	1928年	64才	6月4日 東京商科大学予科講師嘱託を解く

東京商科大学を辞めた後も太田為三郎は文部省図書館講習所の講師として図書館職員の養成教育を続けていたが、昭和11年2月21日に逝去した。享年72歳であった。『会報/図書館講習所同窓会』第2号（1936.3）は以下のように「太田先生の逝去」を伝えている。

「昭和九年五月初旬に軽度の脳溢血のため自宅に於いて御療養中であつた先生には七月初旬病を冒して一日講義に出かけられたのが御無理であつた為めか、その後、半身不自由となられ、足掛三年病臥せられて居たが本年二月二十一日遂に逝去せられた。

先に和田先生を失い今また太田先生を失う。同窓会としては云うまでもないが、講習所としては権威ある講師を、館界としては長老を失う。洵に哀悼の至に堪えない所である。」

略年譜からわかるように、太田為三郎は中学校教師の後、東京図書館（後の帝国図書館）の図書館員として館歴をスタートさせるが、その時の東京図書館長は東京帝国大学法科大学教授の末岡精一であった。翌明治23年（1890年）には欧米の図書館事情視察から戻った田中

²⁷ 本稿に紹介する一橋大学旧教職員の年譜のうち「略年譜」と記したものは、筆者が一橋大学学園史資料室在勤時代に一橋大学事務局が保有している教職員の履歴書を参照して作成したものである。この一橋大学事務局保有履歴書は現用法人文書であるので、一般に利用することはできない。また、年齢欄は当該西暦年から生年西暦年を減した数であり、必ずしも当該事項時の年齢とは限らない。以下「略年譜」と記してあるものは同様である。



稲城が東京図書館長となった。日本図書館協会は明治25年（1892年）に日本文庫協会として設立されるがその設立大会で東京図書館長田中稲城が和漢書目録編纂規則取調の必要を發議した。翌年（1893年）第1回例会において東京図書館司書であった太田為三郎が特別委員となり、同年9月の例会に「和漢書目録編纂規則」が提示され会員に印刷配布された²⁸。また明治40年（1907年）には日本文庫協会（翌年日本図書館協会に改称）の機関誌『図書館雑誌』が創刊されるが、東京大学予備門の同期生であり、当時東京帝国大学附属図書館長である和田万吉が編集を行っており、太田為三郎は多くの記事を投稿して編集を助けている²⁹。和田万吉は後述するように大正13年（1924年）から東京商科大学予科講師であり、太田が職を辞する昭和3年までは東京商科大学の同僚であったと同時に和田万吉が逝去する昭和9年まで共に文部省図書館講習所の講師であった。

太田為三郎は帝国図書館在職中に『日本随筆索引』（東陽堂、1901.9）、『日本医事雑誌索引』（吐鳳堂、1911）、『帝国地名辞典』（三省堂、1912）などを著し、東京商科大学在職中にも『日本随筆索引 増訂版』（岩波書店、1926）を、東京商科大学退職後には『続日本随筆索引』（岩波書店、1932.10）を刊行し、「随筆索引」を書き継いでいる³⁰。この「随筆索引」については、東京商科大学教授でもあった幸田成友が『三田文学』第19巻第6号（三田文学会、1944.8）に寄稿した「随筆と太田為三郎氏」という記事で、以下のように述べている。

「亡友東大図書館長和田万吉博士は旨いことを言った。「随筆は無用の日に読むものだ」と。無用の日に読んだ随筆の記事を、有用の時に利用するには何うしたら宜いか。それには故太田為三郎氏が岩波書店で出版せられた日本随筆索引正統二冊を推薦する。…(中略)…

太田君の随筆索引正統二冊は菊版三段組、頁数計一千七百、収録の随筆計三百九十種二千二十一巻附録五十二種に及んでいる。我等は無用の時に読んだ多数の随筆の記事を、有用な時に当り、容易に本書によって検索しうるのである。之を画期的著述と称しても決して溢美ではない。

索引の調整には、(一) 本文を精読して、索引に取らんと欲する事項を決定すること、(二) 項目を一定のカードに記入し、書名・巻数・頁数を註記すること、(三) そのカード全部を集め、改めて字書体に排列すること、その際同一項目を統合し、又項目により何々を見よと参照をつけること、(四) 印刷用としてそれ等のカードを原稿用紙に清書することの四段を経ねばならぬ。(四) は器械的に働けば宜いようなものの、(一)(二)(三) は調整者の最も頭脳を悩ます所で、之が不完全不十分であれば、折角出来上がった索引は無用の長物となる。太

²⁸ 波多野賢一「太田為三郎先生伝-協会創立前後並に帝国図書館奉職当時の-」『図書館雑誌』第36年第3号（日本図書館協会、1932.3）

²⁹ 石山洋「源流からたどる近代図書館28：太田為三郎と和田万吉(上)」『日本古書通信』第885号（日本古書通信社、2003.4）

³⁰ 石山洋「源流からたどる近代図書館30：太田為三郎と和田万吉(下)」『日本古書通信』第887号（日本古書通信社、2003.6）では「太田為三郎は国立図書館員として索引事業に着手した最初の人である。」とされている。



田君は明治三十四年東洋堂出版の同名の旧著を大正十一年から増補して、同十五年先ず正編を出版、尋いで続編に着手し、昭和七年を以て完成せられた。前後十一年、これに旧著に要した三年を加うれば通計十四年となる。この長日月に互り、君は繁忙なる公務の余暇を利用し、四百部二千巻の随筆に対し、(一)(二)を反覆し、三回まで(三)(四)の大結集を行い、更に印刷の校正まで担任せられた。そうして是等一切が君の独力に成ったことを知らば、何人たりとも君の努力と勤勉とに対し、深甚なる敬意を表するであろう。

太田君は一生を通じて図書館員であった。最初が帝国図書館司書官、それから台湾総督府図書館長に進み、老を告げて隠退した後は、東京商科大学図書館嘱託であった。図書館員の仕事を、ある人は評して「縁の下の力持」といった。仕事が質実で目に立たず、館員個々の働が認められる場合は甚だ稀有であり、加うるに日本の図書館員は、失礼な申條かは知らないが、今日と雖も待遇が薄い。況や過去においてをやである。それにも拘らず君は一生図書館員たるを甘んじ、昭和十一年二月二十一日溘焉として逝かれた。」

また図書館研究者の石山洋は「太田為三郎(一八六四～一九三六)」『図書館を育てた人々(日本編 I)』石井敦編(日本図書館協会、1983.6、54頁)の中で以下のように述べている。

「国立国会図書館には、…(中略)…[太田]為三郎直筆の稿本で『哲学雑誌索引』『国学院雑誌索引』『明治法学索引』『法学協会雑誌索引』と文科系学術雑誌の索引が残っており、彼には人文・社会科学の索引を充実したい意向があったと思われる。」

太田為三郎は大正3年(1914年)から大正10年(1921年)まで台湾総督府図書館に招聘され、大正5年(1916年)から第2代館長として図書館運営に手腕を振るったが、大正10年(1921年)の5月には、健康を害して³¹台湾から帰国し文部省図書館員教習所の講師に嘱託されている。弥吉光長³²は「恩師太田為三郎先生の思い出」『弥吉光長著作集』第6巻(日外アソシエーツ、1983.6、18頁)で以下のように語っている。

「[太田]先生は大正一〇年に台湾総督府図書館を辞職して帰京され、東京商科大学図書館に本格的に当たった。健康の都合で止めたい時に、商大の話があったものであろう。…(中略)…東京商科大学予科講師を嘱託されたが何事も徹底せねば気がすまず、専心図書館の整備に打ちこまれた。その年台湾から小長谷恵吉氏を招いて、メンガー文庫とギールケ文庫の目録に取り組ませ、それを印刷して、オーストリア学派巨頭の蔵書の目録が完成するに至った。同時に洋書目録の刷新から和漢書の目録も完備するに至った。」

³¹ 逸名山人誌「太田先生の逸話史-太田先生追悼会記録-」『図書館研究』第12巻第6号(芸艸会、1936.7)

³² 弥吉光長は『書物の周囲』第3年第1/2号にも巻頭論文を寄稿しており、「くにたち本の会」の「誌友」であると同号の「編輯余塵」で紹介されている。



太田為三郎が東京商科大学の附属図書館を大学図書館としてどのようにしていこうと考えていたかを示すのではないかとと思われる資料が「川崎操文庫」の中にある。罫紙に手書きされているもので、太田為三郎の署名はないが、太田為三郎が書いたものか太田為三郎の書いたものを川崎操などが書き写したものではないかと思われる。文末に〈資料3〉として書き起こし文を示しておく。この文書が書かれた年月日も明示されていないが、小長谷を目録編纂事務に指名するなどの内容からして太田為三郎が東京商科大学に赴任して小長谷恵吉を呼び寄せた大正10年（1921年）12月以降の図書館運営の方針を書いたものではないかと思われる。

太田為三郎が赴任した大正10年（1921年）当時の東京商科大学附属図書館は神田一ツ橋キャンパスにあった御大典記念図書館であり書庫は積層の4階建てであった。「方法」で述べられている分類・目録法の改善状況の解明などは今後の附属図書館の歴史的研究課題となるであろうが、それ等改善の様子等について、川崎操「図書館沿革概説稿」（23頁）は以下のように語っている。

「川崎操はまず図書館経営上、利用者にとって一番の手引きである目録作業、目録配列作業などについて太田為三郎講師に厳しく教えられた。同講師は着任と同時に館の現状を見て、欧米図書館の開架式の説明と、現状ではすぐにそれを採用することに困難があるとしても、大学図書館としてその機能を十分に発揮でき、教官、学生が利用しやすくするための改革案を提唱されたが、根本的な改革は大学当局の容れるところとならなかった。しかし事務用、閲覧用目録の種類を増加を必要とせず全図書のカード目録のとり直しから始め、和洋雑誌も初めて雑誌分類表を作ってあらためて全雑誌を調査して目録作成作業を始めるなど着々とその歩を進めた。」

一方脚注15で前述したように、大正11年（1922年）12月9日日本図書館協会総会において太田為三郎は会長に選出されている。大正12年（1923年）5月18日から20日まで開催された日本図書館協会創立30周年記念式典など、精力的に協会会務に従事していたが、9月1日に関東大震災が勃発した。東京商科大学も大学移転を考えなければならないほどの甚大な被害を受けたが、幸い御大典記念図書館は半壊程度の被害であり、メンガー文庫、ギールケ文庫なども鉄筋コンクリートの三井ホールに保管されていて無事であった。しかし東京市下の他の図書館、東京帝国大学附属図書館や大橋図書館など多くの図書館が灰燼に帰し、それらの善後策対応に太田為三郎は日本図書館協会会長として忙殺されたであろう。大正12年（1923年）12月28日の日本図書館協会総会では会長制から専務理事制へ変更する会則改正があり、太田為三郎は評議員に戻ることとなった。なお、関東大震災後に創刊された『一橋新聞』創刊号（大正13年6月15日）に「猛火を遁れて商神の冥助を語り補装の姿白く橋畔に聳える図書館このごろ」という記事があり、そのなかで太田為三郎が以下のようにインタビューに答えている。



「何か学生との接触上其他のご感想はと叩けば幹事太田為三郎氏は語る『図書館は利用者の便宜を図ることが務めなのだから寧ろ貴誌を通じて学生側からの注文を聞きたいと思うが館の側からしても教授学生生徒専門のいわば内輪のこの閲覧所を出来るだけ気持のよいものとしてほしいという立場から先ず衛生に気をつけて貰って掃除の暇の十分でないあの室を泥足で汚すことなど先ず第一に気をつけて貰いたいし又よくあることだが二三人集まって話に気を奪われて思わず大声になるとか、それから本へアンダラインや落書などをされるとかということも一寸した注意で出来るのだから慎んで貰いたいと思う尚貸出のことはよく話があるが毎夏の試みどうも不成績で返還も著しく遅れなどして方々に迷惑がかかるので今年は本科生だけに研究用書に限って貸出すことになるかも知れない云々』

太田為三郎は昭和 3 年(1928 年)6 月 4 日に東京商科大学予科講師の嘱託を解かれるが、その年の 4 月 15 日に開催された日本図書館協会総会において評議員から監査に選出されて日本図書館協会の執行部に参画している。そして『図書館雑誌』第 22 年第 6 号(日本図書館協会、1928. 8)の「編集者変更について」によれば「理事会に於て監査太田為三郎氏を雑誌編集委員に選任し、その監督の下に、会員小谷誠一、川崎操、那波武、波多野賢一、山田正佐の諸氏の編集事務を担当することになった」³³ということである。昭和 3 年(1928 年)の時点では既に、東京商科大学は国立に移転することが決定しており、昭和 2 年(1927 年)11 月には兼松講堂が新天地の国立キャンパスに落成していた。太田為三郎は東京市麻布区俄善坊に在った日本図書館協会の業務と東京上野の帝国図書館に隣接していた文部省図書館講習所における図書館員養成教育に専念しようとして決断し、東京商科大学の国立移転に伴う国立キャンパスでの図書館運営については断念していただろうと思われる。なお、『図書館雑誌』の「編集兼発行者」として太田為三郎の名が記されているのは昭和 3 年(1928 年)6 月号から昭和 5 年(1930 年)7 月号までであった。

太田為三郎の図書館学講師としての著作には昭和 6 年(1931 年)9 月 25 日-27 日に開催された千葉県主催図書館講習会の講義速記をもとにした『図書整理法』(千葉県図書館、1931)や文部省図書館講習所での講義をまとめた『和漢図書目録法』(芸艸会、1932)などがある。前述したように、「くにたち本の会」の同人は文部省図書館員教習所(文部省図書館講習所)の修了生が第 2 期生の川崎操を筆頭に大半を占める。太田為三郎は東京商科大学附属図書館の運営を行うとともに、文部省図書館員教習所(文部省図書館講習所)で若き図書館員を養成し、修了生を東京商科大学附属図書館に就職させていったのではないかと思われる³⁴。

³³ いずれも文部省図書館員教習所(講習所)の修了者であり、波多野賢一と山田正佐は第 1 期(1922 年修了)、川崎操は第 2 期(1923 年修了)、小谷誠一と那波武は第 3 期(1924 年修了)の修了生である。

³⁴ 『図書館雑誌』第 57 号(日本図書館協会、1924.3)の「雑報・図書館員教習所修業式」では第 3 期の修業生に「東京商科大学附属図書館 荒井佳代」の名があり、『図書館雑誌』第 21 年第 6 号(日本図書館協会、1926.6)の「図書館員養成所第六期卒業生就職先」には阿曾福円、井上テル子の他に「大西修三 東京商科大学図書館」の名がある。



なお、附属図書館には“A select list of standard books on economics and commerce”という書目が自家製本されて所蔵されており、その書目には「大正 14 年 11 月」付の太田為三郎の「緒言」がついている。それによると大正 13 年（1924 年）から日本図書館協会の提唱によって始まった「図書館週間」（11 月 1 日からの 1 週間）にちなんで東京商科大学でも書目をつくったとある。太田為三郎は台湾総督府へ招聘されるまでは日本図書館協会の大正 3 年（1904 年）-大正 4 年（1905 年）の会長でもあり、また大正 12 年（1923 年）の会長制の最後の会長でもあった。太田為三郎の東京商科大学附属図書館での仕事の全貌は、なお不分明なところも多くあるが、少なくとも大学昇格後の東京商科大学図書館の在り方とその運営方法の礎を築いていったのは太田為三郎であったという事は言えるだろう。

3-2. 小長谷恵吉（おながや けいきち）

小長谷恵吉は帝国図書館、台湾総督府図書館そして東京商科大学附属図書館と連続して、太田為三郎と共に図書館経歴を積んできた³⁵。小長谷恵吉が東京商科大学に赴任してくる経緯については川崎操「図書館沿革概説稿」（21 頁）で以下のように語られている。

「図書館の整備改革は一朝にしてでき得るものではなく、多数の有能な館員と多額の経費と弛まざる多年の努力が必要である。太田為三郎氏は台湾総督府図書館司書の小長谷恵吉氏を大正十年十二月、当館の図書目録編纂事務嘱託として迎えた。小長谷氏は明治三十七年帝国図書館司書に就任し、当時の帝国図書館長田中稻城氏（元本学教授田中誠二博士厳父）、同館司書官太田為三郎氏らに目録学等について指導を受けたのであったが、カタログガーとしては和書古典、漢籍、数ヶ国語の外国語に通じた優秀な図書館員として、台湾総督府図書館創設にも招請されてその建設に参画した人であった。」

以下に戦後再刊された小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿： 附同書目録・同書索引』（小宮山書店、1956. 12）に掲載された「小長谷恵吉氏年譜」を参考にした簡略年譜を示す。

小長谷恵吉簡略年譜

和暦	西暦	年齢	事項
慶応元年	1865年		正月4日 静岡県志太郡大富村にて誕生
明治14年	1881年	16才	7月1日 独逸語学校に入り六か月独逸語修行
明治14年	1881年	16才	7月1日 東京二松学舎に入り六か月漢学修行
明治15年	1882年	17才	1月8日 東京成立学舎に入り二カ年英語数学修行
明治23年	1890年	26才	10月1日 志太・益津郡高等小学校訓導（静岡県）
明治32年	1899年	35才	静岡県師範学校書記（明治34年3月25日退職）
明治34年	1901年	37才	3月30日 茨城県立土浦中学校教師（明治37年5月5日退職）
明治37年	1904年	40才	5月17日 帝国図書館司書

³⁵ 小長谷恵吉は「台湾総督府在勤時代の思出」『資料公報』第4巻第10号（満州帝国国立中央図書館、1943. 10）で、「筆者が半白を過ぎて、友人達の諫止を排し、渡台したのは、真に己を知る先輩の下に存分働いてみたいという初一念だった。」と述べている。



大正5年	1916年	52才	5月30日 台湾総督府図書館司書（大正10年12月12日退職）
大正10年	1921年	57才	12月13日 東京商科大学図書館事務嘱託
大正13年	1924年	60才	アテネ・フランセに入り、フランス語修行
昭和13年	1938年	73才	3月31日 事務嘱託を解かる
昭和19年	1944年	79才	6月24日 逝去

小長谷恵吉の附属図書館での様子については、川崎操が前述『日本国見在書目録解説稿： 附同書目録・同書索引』に「再刊に際して」なる一文を寄せ、以下のように語っている。

「小長谷恵吉翁は…(中略)…大正十年十二月から商大の図書館に勤務された方であるが、書物の虫と申上げては失礼な謂い方かもしれないが、全く名利をよそに一すじに学的精進を続けられ、書誌学における御造詣はまことに深く、当時若い吾々は日々その温容に接し、目録学上の事に限らず学問上の事は何によらず翁の御啓導を仰いだのであったが、和書に(特に古典)、漢籍に、洋書に(外国語は数ヶ国語をマスターされておった)よくも一人であれだけ自在に正確な目録がとれ、書物に通暁されておるものだと、ひたすら感じ入って仰ぎ見ておるばかりであった。カタログガーとしては一寸後にも先にも類の無い方の様に思われる。そして御当人は全然外面に出る事を好まれない全く世間とは没交渉の方であったから、図書館界でも翁の事を知っておられる方はホンの限られた一部の方々だけであったと思うが、瞋目される其の時迄書物を手にせられて大往生をとげられた真に聖人の様な方であった。

商科大学が神田の真中から都心を遠く離れた雑木林の中に新しく造られた国立の学園に移転して、吾々の勤務も当然この地に移ったのであるが、都心に住っていた若い者達にとっては、何だか急に文化から遠ざかった様な淋しさと、遅れてはならないという気持ちが自然に日常の話にのぼり、十名ばかりの若い館員の結合となり、その疏口に「書物の周囲」という雑誌の誕生を見たのであった。翁はこれ等若者達の活動を側面から見守っていて下さったのであるが、ここに再刊を見る事になった「日本国見在書目録解説稿」はこの「書物の周囲」の為に特に第二年第一号、第二号と第三年第一、二号にお寄せ下さったものである。これを一本として出版するにあたっては、更に翁自ら古典保存会の影印本を精模された日本国見在書目録を、活版能力の許す限り、あるがままを伝える様努力して附したものであるが、翁は細心の注意をもって一字たりともゆるがせにせず反覆校合され完全を期したものである。発行は昭和十一年五月であったが、翌十二年六月には、この「くにたち本の会本」の為だけでなく、古典保存会本や続群書類従本所蔵者にも利用に便利な索引を編纂、同じく本の会から発行した。

翁の執筆で世に問われたものは、これが最初で最後となってしまったが、小さなグループのひたむきの熱意と、翁多年の精進と篤実精緻な研究の結晶である同書は学界から数多の賞賛を受け、たちどころに絶版となってしまった。」

学界からの賞賛については、同じく再刊本『日本国見在書目録解説稿： 附同書目録・同書索引』の中に「くにたち本の会」同人である宮坂利助が「その頃のこと」という一文を寄



せていて、刊行時のことを次のように紹介している。

「この解説稿が参校見在書目録を添えて一本にまとめられ刊行されたとき、われわれは一応明るい見通しを持っていたもののあんなに反響があろうとは思われなかった。学内では逸早く上原専禄先生が図書館の事務室に来られ一本を求められたことを覚えている。定価は金八十銭であった。同じく歴史学の増田四郎教授もまだお若かった頃で、この書の出版を大変喜んで下さった。

当時学界では狩野直喜博士、山田孝雄博士、市村鑽次郎博士、長沢規矩也教授、金築新蔵氏、図書館方面では弥吉光長氏、中道太志氏等がそれぞれ「書誌学」「図書館研究」「書香」等にこの書を高く評価せられ、先生の並々ならぬ努力を稿われたのである。」

小長谷恵吉は、昭和13年3月31日に附属図書館の事務嘱託を解かれるのであるが、昭和13年5月10日付けの『一橋新聞』第267号に「図書館と十三年小長谷さん引退」という記事が掲載され、小長谷恵吉の解嘱を紹介するとともに、翁の言葉が以下のように載っている。

「私が来た頃は三浦さんがまだ洋行後図書館の幹事をしておられた時で今迄のカードを統一して新しく目録編纂をやりかへるつもりで整理に取りかかりましたが色々困難があつて思う通りには行かなかつたがメンガー文庫ギールケ文庫、渋沢文庫などは高垣先生や岩田先生が夫々責任をもってやられ、私もお手伝いしましてそれらのカードは私が一人で作り上げました。」

メンガー文庫については大正15年(1926年)10月に『Katalog der Carl Menger-Bibliothek in der Handels-Universität Tokio 東京商科大学附属図書館 カール・メンガー文庫目録』が出版され、ギールケ文庫については昭和6年(1931年)1月に『Katalog der Otto von Gierke-Bibliothek in der Handels-Universität Tokio 東京商科大学附属図書館オットー・フォン・ギールケ文庫目録』が出版されている。また『東京商科大学一覧』の「図書館及寄贈文庫」には主な寄贈文庫の概況が毎年記載されており、「渋沢文庫」については「(書籍二千三百十五冊) 大正六年乃至昭和十二年 山下亀三郎氏寄贈」と記されている。これらの目録カードが小長谷恵吉の作成したものだという事になるのであろう。

文末の太田為三郎の図書館運営方針と思われる〈資料3〉には「方法」と題された部分に「整理及目録事務ヲニツニ手分ケシ、新分類法ニ拠リ、甲(目録編纂事務、小長谷)ハ従来ノ分、乙(日常ノ事務取扱者)ハ増加新購求ノ分ニ従事ス」とあり、小長谷恵吉が目録編纂事務を担当し、従来(未整理分や旧分類のやり直し)の分を新分類で整理するよう指示されたように思われる。そして昭和2年からは“The Library Monthly bulletin of the Tokyo University of Commerce”が発行されるが、この新着目録などは川崎操など「日常ノ事務取扱者」が担当していたのだらう。



3-3. 和田万吉 (わだ まんきち)



和田万吉は東京帝国大学の図書館長を 30 年近く務め、日本文庫協会（後の日本図書館協会）や文部省図書館員教習所の創設などにも携わった日本の図書館学の先駆者である。以下に『図書館雑誌』第 28 年第 12 号（日本図書館協会、1934. 12）に掲載された「故和田万吉博士略歴」を参考に作成した略歴を示す。

（ウィキペディア掲載典拠：小川一真編纂『東京帝国大学』小川写真製版所、1900 年（龍溪書舎、2004 年復刻））

和田万吉略歴

和暦	西暦	年齢	事項
慶応元年	1865年		(旧暦8月18日、新暦10月7日) 岐阜県大垣市廓町ニ生ル
明治23年	1890年	25才	7月 帝国大学文科大学卒業(国文科修了) 11月 帝国大学図書館勤務ヲ命セラル
明治25年	1892年	27才	11月 学習院教授の任務を囑託セラル(明治29年まで)
明治26年	1893年	28才	11月 帝国大学書記に任セラレ帝国大学図書館勤務、 11月 同館管理心得ヲ命セラル
明治29年	1896年	31才	7月 帝国大学文科大学助教授ニ任セラル 7月 帝国大学図書館管理ヲ命セラル
明治30年	1897年	32才	6月 東京帝国大学附属図書館長に補セラル
明治37年	1904年	39才	6月 日本文庫協会会長ニ就任(明治40年3月まで)
明治41年	1908年	43才	7月 東京帝国大学司書官ニ任セラル
明治42年	1909年	44才	6月 欧米各国ニ差遣セラル(明治43年4月帰朝)
大正5年	1916年	51才	12月 日本図書館協会会長ニ就任(大正7年12月まで)
大正10年	1921年	56才	5月 図書館学研究ニ従事ヲ命セラレ国語国文学第一講座分担ヲ命セラル 5月 文部省図書館員教習所講師を囑託セラル
大正12年	1923年	58才	11月 依願東京帝国大学附属図書館長ヲ免セラル
大正13年	1924年	59才	2月 依願兼官及本官ヲ免セラル 2月 同学年中東京帝国大学文学部講師ヲ囑託セラル 6月 東京商科大学予科講師ヲ囑託セラル
昭和2年	1927年	62才	3月 国学院大学講師ヲ囑託セラル
昭和3年	1928年	63才	4月 法政大学文学部講師ヲ囑託セラル
昭和5年	1930年	65才	4月 聖心女子学院高等専門学校教授ヲ囑託セラル
昭和6年	1931年	66才	4月 東洋大学講師ヲ囑託セラル
昭和9年	1934年	69才	11月21日 東京市本郷区駒A3:D20込西方+A12:D20町十番地ろノ五自宅ニ於テ逝去

和田万吉は明治 29 年(1896 年)の帝国大学図書館管理心得であった時に帝国大学総長及び評議会に「帝国大学図書館ノ規模拡張ニ関スル建議」を提出している。その中では帝国大学図書館の現状を欧米図書館と比較し、最後に以下の四項目の要望を提示している³⁶。

- 「一 館僚ノ員数ヲ現数ノ二倍以上ニ増加セラルベキコト
- 二 本館ノ俸給総額ヲ少ナクトモ現額ノ三倍以上ニ増加セラルベキコト
- 三 本館ヲ独立セシメラレ、且ツ本館評議会ヲ設ケラルベキコト
- 四 館僚ニ適実ナル職名ヲ与エラルベキコト」

³⁶ 波多野賢一「和田万吉先生伝—協会創立前後並に大学図書館奉職当時の—(一)―(二)」(『図書館雑誌』第 36 年第 3 号、第 6 号(日本図書館協会、1932. 3, 1932. 6))



また、「第五 館僚ノ職名」の項では海外の事例を紹介した後「尚最モ近キ例ヲ取レバ、東京図書館ニハ左ノ職名アリ、蓋シ例ヲ欧米諸国ニ取レルナリ。館長 司書 書記」と述べて、「館長」「司書」「書記」という職名の由來說明をしていると思われる。

大学図書館の職員にその職務にふさわしい職名を与えよという提言は、前述の脚注12で述べたように明治41年(1908年)に「東京帝国大学官制」の改正により司書官及び司書が設置されたことをもって一定実現されたと言えるだろう³⁷。そして同年7月には既に東京帝国大学附属図書館長であった和田万吉自身が司書官に任ぜられている。その後も東京帝国大学附属図書館の充実や日本図書館協会などでの研究・教育活動を精力的に行っていたが、大正12年(1923年)の関東大震災によって東京帝国大学附属図書館の建物焼失や貴重な蔵書を多数失った責任をとり、大正13年(1924年)東京帝国大学を辞任した³⁸。退官後は東京商科大学予科の講師をはじめとして、国学院大学、法政大学、東洋大学などの講師となっている。

和田万吉は、東京大学予備門で太田為三郎と同期であり、大正10年(1921年)創設の文部省図書館員教習所においても太田為三郎と同僚である。東京商科大学では太田為三郎は大正10年(1921年)から昭和3年(1928年)まで予科講師であったので、和田万吉とは大正13年(1924年)から昭和3年(1928年)までの4年間は予科講師として同僚であった。和田万吉と太田為三郎とは東京大学予備門の同期時代から、日本図書館協会活動や文部省図書館講習所の図書館職員養成活動などにおいて終生代わることなく交流を続けていた。

和田万吉の東京商科大学予科講師としての担当は国語である。太田為三郎は東京商科大学予科講師としての担当は『東京商科大学一覽』によれば地理であるが、果たして本当に授業を担当していたかどうか前述した『一橋新聞』創刊号で「図書館幹事」と紹介されているように判然としないが、和田万吉は講師として学生にも認識されており、東京商科大学時代に『一橋新聞』や『一橋文芸』に随筆などを依頼されて掲載している。以下にそれらのリストを示す。

『一橋新聞』及び『一橋文芸』における和田万吉記事リスト

項番	掲載誌	巻号	刊行年月日	タイトル
1	一橋新聞	第64号	昭和3年(1928年)1月1日	向こう三軒両隣
2	一橋新聞	第92号	昭和4年(1929年)5月20日	紙一枚(未完)
3	一橋新聞	第93号	昭和4年(1929年)6月3日	紙一枚(続)
4	一橋新聞	第138号	昭和6年(1931年)7月25日	心にも無い不売同盟
5	一橋新聞	第199号	昭和9年(1934年)11月27日	伯国図書館を復興した偉勲者和田万吉博士逝去
6	一橋文芸	第1号	昭和8年(1933年)1月	街頭噪音の今昔

³⁷ 明治以降のわが国で「司書」という職名が最初に規定されたのは明治24年(1891年)7月24日の「東京図書館官制」の改正により「第二條 東京図書館ニ左ノ職員ヲ置ク 館長 一人 奏任 司書 六人 判任 書記 三人 判任」と「司書」が設置されたときである。「第四條 司書ハ館長ノ命ヲ承ケ図書ニ関スル事務ヲ掌ル」とされた。公共図書館では明治39年(1906年)図書館令の一部改訂によって「司書」の設置が追加された。

³⁸ 和田万吉が東京帝国大学附属図書館を辞任するに至った経緯や後述する『一橋新聞』の記事で和田万吉が「伯国図書館を復興した偉勲者」と呼ばれるに至る経緯などは薄久代編著『色のない地球儀 [資料・東大図書館物語]』(同時代社、1987.11)にくわしい。



項番 1-4 及び項番 6 は、和田万吉自身の執筆した随筆などである。

項番 5 は和田万吉の逝去の際の追悼記事である。その中では和田万吉が「本学予科の講師となったのは大正十三年で爾来予科が小平に移轉して家人が老齡に障るから辞任するよう進めても郊外散策の為とて頑として聞き入れず自宅で倒れた前日まで例の温顔を講壇に現して名講義を続けていたものである。」と記されている。

この和田万吉に私淑していたのが次の鈴木善吉ではないかと思われる。

3-4. 鈴木善吉 (すずき ぜんきち)



鈴木善吉は、大学昇格前の明治 37 年(1904 年)10 月東京高等商業学校に就職し、翌 38 年(1905 年)1 月から図書館勤務を命じられ、大学昇格後も昭和 12 年(1937 年)に退官するまで変わらず附属図書館に在職していた。また本官を免じられた後も囑託として附属図書館に昭和 18 年(1943 年)まで勤務した。鈴木善吉の略年譜を以下に示す。

(『川崎操文書』中「写真アルバム」から [昭和] 13 年 11 月 [現在] の館員。下列左 2 人目から鈴木善吉、小田橋貞寿、川崎操、阿曾福円、宮坂利助、上列左端が岡田美寿子、上列右から 3 人目が小松正一。なお昭和 13 年 11 月現在大学に在籍していたあと一人のくにたち本の会同人山口浜三郎は昭和 13 年 6 月から応召中で大学にはいなかった。)

鈴木善吉略年譜

和暦	西暦	年齢	事項
明治 9 年	1876 年		8 月 23 日 東京市麹町区において出生
明治 27 年	1894 年	18 才	9 月 第二高等学校旧予科へ入学
明治 32 年	1899 年	23 才	7 月 大学予科法科卒業 9 月 東京帝国大学法科大学へ入学
明治 37 年	1904 年	28 才	10 月 3 日 東京高等商業学校書記に任ぜらる (庶務課勤務)
明治 38 年	1905 年	29 才	1 月 25 日 図書館勤務を命ぜらる
大正 9 年	1920 年	44 才	4 月 1 日 東京商科大学書記に任ぜらる
大正 14 年	1925 年	49 才	7 月 7 日 東京商科大学創立五十年記念式準備委員会幹事を命ぜらる
大正 15 年	1926 年	50 才	3 月 1 日 東京商科大学震災復旧工事設計取調委員会幹事を囑託す
昭和 2 年	1927 年	51 才	6 月 1 日 東京商科大学司書を兼任す
昭和 12 年	1937 年	61 才	東京商科大学本官を免じ囑託となる
昭和 18 年	1943 年	67 才	東京商科大学囑託退職

この略年譜で分かるように、明治 37 年(1904 年)の就職時から鈴木善吉は書記という職名で東京高等商業学校および東京商科大学に在職しているが、昭和 2 年(1927 年)に「東京商科大学司書を兼任す」となっている。この理由は、前述したように大正 15 年(1926 年)9 月 7 日に東京商科大学官制の一部の改正により、東京商科大学に附属図書館が設置されて図書



館長一人、司書二人を置くと定められたことによる。ただし、『東京商科大学一覽』によれば附属図書館に司書二人が置かれたのは昭和3年度からであり、昭和2年度の『東京商科大学一覽』では図書館の書記兼司書は鈴木善吉一名しか記されていない。既に、川崎操と山口浜三郎は大正12年(1923年)3月には東京商科大学に雇として就職しているが、昭和2年(1927年)12月に司書となっている。川崎操と山口浜三郎は太田為三郎が講師をしている文部省図書館職員教習所の第2期修了生であり、図書館職員の養成教育を受けている。一方、鈴木善吉は就職した時、東京帝国大学法科大学に入学しており、大学予科法科はすでに卒業していて、書記としての学歴は十分にあったのであろうが、図書館職員としての教育を受けていたのかどうかは定かではない。ただし、明治37年(1904年)ごろの図書館職員のための教育がどのようなものだったかも定かではないが、少なくとも「官制」では「書記」は「庶務会計を掌る」職名であった。しかし、鈴木善吉は図書館での在職期間中図書館学の勉強を営々と続けていたと思われる³⁹。そのため昭和2年(1927年)の司書の設置に際して兼ねることができたのだろう。

いずれにしろ、鈴木善吉はこれら若き図書館員達の先輩であり上司であったと思われ、また高等商業学校から商科大学へという大学の大きな流れの中で変わらず図書館に在職し続けるための勉学、研修、実践をしていたと思われる資料が附属図書館の蔵書にいくつか存在している。附属図書館には鈴木善吉からの寄贈図書が多数所蔵されているが、その内鈴木善吉が図書館で何をしていたかを考える参考になるとと思われる資料を以下に示す。

鈴木善吉未定稿リスト(一橋大学附属図書館所蔵)

項番	作成年	タイトル	備考	請求番号	寄贈年月日
1	19一年	洋書目録法 / 和田万吉 [講] Vol. I-II	ノートブック2冊、表紙: I: Library Cataloging I, II: Bibliothekslehre II	Ag: 38	S9. 11. 21
2	1930年3月	神の子 / ジェー・ジー・ベレット / 訳書	東京神学大学所蔵本(1927年1月、三愛社発行)は鈴木善吉訳	Og: 16	S8. 2. 15
3	1931年1月	瑞西図書館論 / ヘルマン・エッシャー / 訳書	『図書館研究』4巻1号所載 p. 49-70	Ag: 135	S21. 9. 23
4	1934年9月	支那食貨志: 史記・漢書・晋書・隋書・旧唐書 支那食貨志: 補遺(魏書・旧五代史・遼書・金書) 支那食貨志: 索引 支那食貨志: 第二索引	写本(原稿用紙にペン書き)各書食貨志部分を書き下し、筆写補遺の最終丁に「昭和九年九月廿九日製本」とあり 索引: 昭和4年12月以前~昭和5年12月17日に編集 第二索引: 昭和6年3月6日~昭和7年1月25日に編集	BQ: 245	S20. 6. 15 S21. 9. 23 S21. 9. 29 S21. 9. 23
5	19一年	唐書: 食貨	写本(原稿用紙にペン書き)唐書食貨志部分を書き下し、筆写索引は支那食貨志にあり	BQ: 245	S20. 6. 15
6	19一年	宋史: 食貨: 上(1-2) 下(1-2)	写本(原稿用紙にペン書き)宋史食貨志部分を書き下し、筆写索引は支那食貨志にあり	BQ: 245	S20. 6. 15 S20. 6. 15
7	19一年	元史: 食貨	写本(原稿用紙にペン書き)元史食貨志部分を書き下し、筆写索引は支那食貨志にあり	BQ: 245	S20. 6. 15
8	19一年	明史: 食貨	写本(原稿用紙にペン書き)明史食貨志部分を書き下し、筆写索引は支那食貨志にあり	BQ: 245	S21. 9. 23
9	19一年	大日本史: 食貨志: 1-5; 索引	写本(原稿用紙にペン書き) 源光圀修、源齊昭補、源慶篤校『大日本史』の食貨志部分を書き下し、筆写したもの	BQ: 246	S20. 6. 15
10	1927年	A List of economic periodical literature / compiled by Z. S.	1st series: Up to 1900 -- 2nd series: Up to 1900 解題: dated 1927 活字冊子	Baa: 13	S4. 12. 4
11	19一年	A List of economic periodical literature, 1901-1920 / [compiled by Suzuki Zenkichi]	156 leaves: 14 x 22 cm, Manuscript copy of text タイプ打ち	Baa: 13	S12. 11. 16
12	19一年	A dictionary of portraits of economists / [by Zenkichi Suzuki]	5, 58 leaves: 15 x 22 cm, タイプ打ち	Ba b: 14	S21. 2. 26
13	19一年	A dictionary of portraits of economists / [by Zenkichi Suzuki]	24 leaves: 34 cm, 経済研究所レターペーパー用紙にタイプ打ち	Ba b: 14A	S29. 6. 25
14	19一年	A list of economists, chronologically and contemporarily arranged / [by Zenkichi Suzuki]	[220] leaves: 28 cm, タイプ打ち	Ba b: 15	S21. 2. 2

³⁹ 『図書館雑誌』第20号(日本図書館協会、1914.4)の「本会記事 入会」欄に鈴木善吉が掲載されている。また、一橋大学附属図書館は『図書館雑誌』を創刊号からではなく、第18年(1918年)から所蔵しているが、第18年(1918年)から第31年(1937年)までの『図書館雑誌』は鈴木善吉の寄贈したものである。なお第32年(1938年)からは小田橋貞寿からの寄贈になっている。



項番 1 の『洋書目録法』は、和田万吉の全 26 回にわたる講義の手書きノート 2 冊を私家製本したものである。各回の講義には日付と思われる符号があり第 1 回が「11-5-4」、第 26 回が「12-3-8」となっている。これは大正 11 年(1922 年)5 月 4 日から大正 12 年(1923 年)3 月 8 日のことと思われる。もしそうであれば和田万吉はまだ東京帝国大学の附属図書館長の時期であり、大正 10 年(1921 年)設置された文部省図書館員教習所では「洋書目録法及演習」を担当していた⁴⁰。

太田為三郎が東京商科大学附属図書館に赴任した大正 10 年(1921 年)に附属図書館の職員は書記の鈴木善吉、鈴木嘉三郎と事務嘱託の加藤万作であった。太田為三郎は事務嘱託として台湾総督府図書館から小長谷恵吉を呼び寄せ、書記の年長であった鈴木善吉には、設置されたばかりの文部省図書館員教習所で講義をしている同僚の和田万吉の洋書目録法を受講させたと考えることはできないだろうか。勿論鈴木善吉は文部省図書館員教習所の学生ではないし、神田一ツ橋での勤務中に上野の帝国図書館で聴講するというような制度があったかどうか筆者にはわからない。さらに大正 11 年(1922 年)から大正 12 年(1923 年)の講義が文部省図書館員教習所での「洋書目録法及演習」であったとすれば、それは文部省図書館員教習所の第 2 期生の時期であり、川崎操や山口浜三郎と同席して講義を聞いていたことになる。それにしても川崎操が後述するように東京商科大学附属図書館での鈴木善吉の様子については言及しているが、川崎操も山口浜三郎も授業の同席については何も言っていないので、筆者の推測が妥当である可能性は低い。

では他にどんなことが考えられるだろうか。東京帝国大学文科大学での講義だったのだろうか。東京大学の戦前から戦後にかけて図書館職員であった永峯光名は「大学図書館四十年」『図書館雑誌』Vol. 60, No. 7 (日本図書館協会、1933. 7) で「大正 7 年、ときの東京帝国大学文学部に書誌学と図書館管理法の講座が開設されたことは、図書館教育史上の大きな事件である。講義は〔和田〕館長室で行われ聴講者は数名であった。記憶にある当時の学生は、大学院学生だった久松潜一、京都大学を了え東京にきた坂谷俊作の両先生だけである。」と述べている。さらに、『図書館雑誌』第 49 号 (日本図書館協会、1922. 6) には「和田博士の図書館学新講」という記事がありそこでは「東京帝国大学附属図書館長司書官兼教授和田万吉氏は大正七年度同大学文学部国文科に図書館学の講座を新設されし以来、(七年度) 図書館管理要項、(八年度) 我国に於ける書目の沿革、(九年度) 洋書目録法特にその实际的方面、(十年度) 図書館構成法等を講じたりしが、今年度の講題は「世界図書館発達史」にありと云う。又私立東洋大学にては大学部文化学科に司書学なる一課を新設し、斯界の権威和田教授の「図書館管理法一般」を開講せる由、これ私学に於いて図書館学を課したる嚆矢にして、現に我等図書館界の感謝する所なるのみならず、永く我国図書館史上の記録たるべし。」となっている。鈴木善吉の和田万吉『洋書目録法』講義録はどこで受講したものであろうか。大正 11 年度には和田万吉の「洋

⁴⁰ 服部・弥吉記「文部省図書館職員養成所三十年略史」『図書館職員養成所同窓会三十年記念誌』(1953. 5)



書目録法」の講義は文部省図書館員教習所でのもの以外では見つけれなかった。鈴木善吉が文部省図書館職員教習所での和田万吉の講義を聴講したという可能性は捨てきれない⁴¹。

（別の可能性として、川崎操か山口浜三郎の講義ノートが鈴木善吉が筆写したと考えられるかもしれない。）

項番2の『神の子』は出版地も出版社も不明であるが、昭和5年(1930年)3月発行の図書であり、昭和8年(1933年)2月に鈴木善吉から寄贈されている。異版の図書を東京神学大学が所蔵しており、その1927年出版の三愛社版『神の子』には「鈴木善吉訳」と明記されている。鈴木善吉はクリスチャンであったのかもしれない。

項番3の『瑞西図書館論』は『図書館研究』第4巻第1号(青年図書館員連盟、1931.1)への発表論文の抜き刷りを製本したものである。その意味で、『神の子』とこの『瑞西図書館論』及び“A List of economic periodical literature”の3冊が鈴木善吉著の活版印刷物である。『瑞西図書館論』はチューリッヒ図書館長のヘルマン・エッシャーの著作である。鈴木善吉は東京帝国大学法科大学に入学しており、ドイツ語等外国語の素養があったと思われる。

項番4-8は中国各時代の歴史書から食貨史を抽出して書写したものである。項番4の『支那食貨史：索引』の冒頭に以下のようなメモ書きがある。(手書きメモのため、筆者の読解力では読み解けない字が多々ある。筆者には読解出来ないものは〇〇表示にした。読み間違いも多くあるかもしれないが、ご容赦願いたい。以下同様である。)

「一此索引ヲ作ル為メニ訳シ出シタノハ日記ニ抛ラネバ判ラナイ

一此索引ヲ書き出シタノハ昭和四年十二月二十三日ト第十九枚表ニ記シアルカラ、其レヨリ前デアル

一此索引ヲ書き終ツタノハ昭和五年十二月十七日デアル

一唐書以前ハ分類ガナイガ、宋史カラハ分類シテアル」

また項番5の『唐書』の巻末には以下の書き込みのある罫紙が貼付されている。

「大正十二年度(帝国学士院 補助事業)

支那經濟史料ノ系統的編纂

即チ

(一) 志那正史中食貨史ノ国訳

(二) 同上ノ解説並ニ語釈

(三) 同上中ノ地名人名ノ考証

⁴¹ 『図書館雑誌』第51号(日本図書館協会、1922.12)に「図書館員教習所近況」という記事があり、「図書館員教習所時間表」が掲載されている。それによると洋書目録法は(和田講師)の担当で木曜日の9時-10時と10時-11時の2コマである。鈴木善吉のメモにある11-5-4、12-3-8などを大正11年5月4日、大正12年3月8日などと考えた場合、全26回の日付のうち第17回の大正11年11月17日(金曜日)を除いていずれも木曜日であった。



(四) 同上ノ索引ノ作製

代々木…(略)	加藤 繁
牛込…(略)	和田 清

加藤繁と和田清の前には住所が鉛筆書きされている。大正 12 年度の帝国学士院補助事業を企画したのは福田徳三であった。『商学研究/東京商科大学商学研究編集所』第 4 巻第 2 号(同文館、1924. 11) 中の「稿本支那経済史大系(其一)」に福田徳三が「開題」を書いている。以下はその部分である。

「予は、現に徳川時代に一学者によりて作られたりと推定し得べき食貨志集数編を所蔵す。其は二十四史中の食貨志のみを集成筆写して一部の書と為したるものなり、…(中略)…爾来予は、少なくとも其の国訳の適当なる専門学者に寄りて作られ、我等支那学の素養貧弱若くは皆無なるものも、猶支那経済史の一端を窺う便宜を得んことを志念すること既に久し、唯、其の機会の何時而して如何にして到来するかを逆睹し得ず、懊悩に堪えざりしものなり。友人滝本法学博士夙に同様の感を抱かれ…(中略)…然るに、茲に、滝本博士同郷の長老にして、而して予等実証的研究に立脚する社会学者共同の祖師とも云う可き穂積老博士は、滝本博士より右計画のことを伝聞せられ、帝国学士院に於ける松方侯爵記念奨学資金中より若干の補助金を支出して、有為堪能の支那学者に属して、右案実現の道ある可きことを我等に教えられたり。仍て予は案を具して、右補助金下賜の申請を帝国学士院へ提出したるに、幸いにも即時許可の議決を得、大正十二年度より向う二ヶ年半に亘りて金一万円の補助金を交付せらるることとなれり。而して、国訳、注解、考証、索引作成等担任の学者としては、滝本博士と慎重協議の結果、現在日本学者中、支那経済史の研究に於いて、最も業績に富み、其の造詣の尋常ならざること同人間に普く認められ居る慶應義塾大学支那社会史担任教授加藤繁君を第一に推し、更らに同君の推挙にかかる同学者に分担を請うこととせり。加藤君乃ち東京帝国大学東洋史講師にして、白鳥博士愛弟子たる文学士和田清君を推薦せらる。仍て、予は白鳥山崎両博士の助けによって、右両君を帝国学士院へ推薦し、その允可を経たり。…(中略)…国訳の業は、大正十二年四月より着手し、今(大正十三年九月)に至るまで、既に訳文を成し了たるものは、史記(平準書及貨殖列伝、国訳、注解及一部の考証)、漢書、旧唐書、元史、明史、晋書の食貨志にして、宗史食貨志の国訳も其大半を了せり。而して今、着手中にかかるものは、元明史食貨志の注解、魏書、隋書、新唐書食貨志の国訳にして、未着手のものは、旧五代史、遼史、金史、の数編なりとす。此等の国訳文は、略ぼ大正十三年末までに、之れを卒業し、次の一ヶ年は、注解並に考証の起稿と、索引の作成とに充て、更らに大正十五年に於ては、全部を通じて、加藤教授の厳密なる補正を経可き予定なり。以上を本稿進行の概要とす。

注解の既に脱稿せるものは、史記の両書、考証の同様なるものは史記の平準書のみにして、今、本号に提出する所即ち是れなり。爾余の諸志は、国訳文のみを掲ぐ可し。…(以下略)」



そして「稿本支那経済史大系(其一)」『商業研究』第4巻第2号(1924.11)には「史記平準書」と「史記平準書考証」「史記貨殖列伝」が掲載され、「稿本支那経済史体系体系(其二)」(『商業研究』第4巻第3号(1925.3)から「稿本支那経済史体系体系(其六)」(『商業研究』第6巻第3号(1927.8)までには「宋史食貨志 上一:農田」から「宋史食貨志 下六:茶下」までが掲載されている。

この福田徳三が企画して加藤繁と和田清が中心となって実行した帝国学士院事業⁴²に鈴木善吉が関係していたのかどうかを確認する術を今のところ筆者は持っておらず、今後の課題とせざるを得ない。

項番9は大日本史から食貨史を抽出して書き写したものである。冒頭に以下のメモ書きがある。

「 昭和元、四、二七

食貨志

本書ハ漢文なれども所文流暢にして通読し易く、我々経済史を研究する志の者の座右ニ欠く可からざる良書たることハ固より弁を待たないのである。今若し之を邦文ニ覆訳して、一般通俗的のものたらしめん事ハ、今日の学界ニ裨益すること更ニ一層多大なる事と思はる。

三六〇頁」

前述の『商学研究/東京商科大学商学研究編集所』第4巻第2号(同文館、1924.11)中の「稿本支那経済史大系(其一)」の「開題」で福田徳三は「徳川時代の我邦学者中、支那食貨志の研究に注目したる人必ずしもなきに非ず、而して水戸の大日本史は、明かに其例に倣いて、食貨志の一篇を収め、故栗田先生は其編述を体制するに力を用いられ、之れがやがて、旧時代の経済史の典型たる観をなしたり。」と言っている。鈴木善吉はこの福田徳三の文章を読んだであろうし、その考えを熟知していただろうと思われる。

以上項番4-9では、福田徳三等の影響の下に、中国と日本の歴史書の内、食貨志を翻訳するとともにその「索引」を作るという作業を図書館職員として実行しようとしていたのではないだろうか。

項番10-11は欧文経済学関係雑誌の記事論文集成である。1900年以前のものとは1900-1920年のものである。1900年以前のは活版冊子で以下のような「解題」がついている。

「主として経済学説と其歴史とに関する雑誌文献を集めたもので、ちょうど鉱山業者の地質図

⁴² 中川学「東洋史」『一橋大学学問史』(一橋大学、1986.3)では「この[加藤繁を中心とする]訳業は、その後、東京大学・東洋文庫によって継承発展させられて今日なお継続中である。また、決定稿は、一部、岩波文庫にも収録されている。」と記されている。そして岩波文庫では『史記平準書・漢書食貨志/加藤繁訳註』(岩波書店、1942.9)と『旧唐書食貨志・旧五代史食貨志/加藤繁訳註』(岩波書店、1948.7)の2冊が出版されている。また、東洋文庫論叢として和田清編『明史食貨志訳註:上一下』(東洋文庫、1957.3)と和田清編『宋史食貨志訳註:1-6』(東洋文庫、1960-2009.2)、中嶋敏編『晋書食貨志訳註』(東洋文庫、2007.3)の3点が出版されている。



や航海者の海図のようなものである。

排列は問題の字母順とし、其中を年代順にし、著者の次にある数字は第何頁を、最後の其れは年号である。 昭和二年二月」

項番 12-13 は欧米の経済学者の肖像画の事典である。経済学者の肖像画のある図書が各経済学者順にリストされている。昭和 21 年（1946 年）に寄贈されたものを補筆修正したものが昭和 29 年（1954 年）に寄贈されたものであるが、経済研究所のレターペーパーにタイプ打ちされているので、昭和 18 年（1943 年）東京商科大学退職後も鈴木善吉は一橋大学経済研究所などで仕事をしていただいた可能性もあるのではないだろうか。

項番 14 はいわゆる欧米の経済学者在世年表である。これについては後述する。

鈴木善吉は東京帝国大学法科大学に入学していたためであろうか、東京大学にも資料を寄贈しており、現在東京大学経済学部資料室の所蔵となっている。すべて手書き原稿用紙を本製本してあり、昭和 36 年頃に寄贈している。以下はそのリストである。

鈴木善吉未定稿リスト(東京大学経済学部資料室所蔵)

項番	作成年	西暦	タイトル		請求番号
1	昭和2年	1927年	価格論：第二版 / メンガー [Menger, Carl, 1840-1921]	(訳書) 原タイトル: Grundsätze der Volkswirtschaftslehre	2: 460
2	昭和2年	1927年	価格論 / ベームバウエルク [Böhm-Bawerk, Eugen von, 1851-1914]	(訳書) 原タイトル: Positive Theorie des kapitalen	2: 458
3	昭和3年	1928年	価格論：第二版 / ヘルマン [Hermann, Friedrich Benedikt Wilhelm von, 1795-1868]	(訳書) 原本: Staatswirthschaftliche Untersuchungen / von Friedrich Benedikt Wilhelm von Hermann. Zweite nach dem Tod des Verfassers erschienene, vermehrte und verbesserte Auflage. 1870	2: 459
4	昭和8年	1933年12月	価格論：付 此論の史的発展 上-下 / ツッカーカントル [Zuckerkaendl, Robert]	(訳書) 原タイトル: Zur Theorie des Preises mit besonderer Berücksichtigung der geschichtlichen Entwicklung der Lehre	2: 457
5	大正9年9月	1920年9月	本邦経済学書目考：原論ノ部		26: 316
6	大正9年	1920年	訳書考：経済学原論ノ部	経済学ニ関スル譯書考	26: 323
7	昭和6年	1931年	経済学者肖像考	[恐ラクコンナ仕事ハ図書館ニ居ル人デモナケレバ時間ガカカッテ出来ナイダロウ]	26: 324
8	昭和一年	19--年	旧規定法学博士の経済論文書目		26: 317
9	昭和一年	19--年	旧規定法学博士の経済書目		26: 318
10	昭和一年	19--年	旧規定法学博士(経済)在世年表		26: 319
11	昭和一年	19--年	日本経済学者在世年表：1454-1750年；1751-1889年		26: 320
12	昭和一年	19--年	Chronological list of economists	国別経済学者在世年表	26: 321
13	昭和一年	19--年	伊太利経済学者略傳：並ニ在世年表		26: 322

項番 1-4 は経済学の価格論に関する訳本の原稿である。いずれも、国立に移転後の昭和初年代に訳稿を作成している。その後各冊のメモ書きに日付と再読の回数が以下のように列記されている。

項番 1 昭和 12 年(1937 年)7 月 3 日から昭和 17 年(1942 年)11 月 18 日までに三読

項番 2 昭和 12 年(1937 年)6 月 12 日から昭和 23 年(1948 年)8 月 11 日までに三読

項番 3 昭和 9 年(1934 年)11 月 22 日から昭和 22 年(1947 年)10 月 6 日までに四読

項番 4 昭和 9 年(1934 年)9 月 4 日から昭和 24 年(1949 年)1 月 1 日までに四読

このように戦時中及び戦後も再読を繰り返している。これらの原稿の行く末を考えていたのであろうか。



項番5は、日本の経済学関係書（原論）のリストである。冒頭に以下のような「緒言」が書かれている。

「此レヲ編輯シタノハ、大正八年デアッタ。併シ茲ニ緒言ヲ書タノハ大正九年九月二十九日ノ晩、九時過デアル。明晩ノ十二時ハ、第一回国勢調査ノ行ワルル、記念スベキ日ノ、前夜デアル。多分コンナ本ヲ作ル人ハ、又トハ在ルマイト思ウ。実用カラハ遠イノデアル。然シ此レヲ作ルニ当テ、私ハ何カ奇妙ナ感じガ有リ、愉快ト云ウヨリモ、重イ任務ガアル様ダ。丁度品定メデモスル様ナ、又裁判官ガ多勢ノ人ヲ判ク様ナ、ソナナ気ガスルノデアル。私ニハ此等ノ著者ノ作物ヘ立ち入りテ、検査スル前ニ、著者ガ果シテ、ドレ位ノ人デアルカ、ドノ位勉強シタ人デアルカ、今モ此道ヲ走ッテ居ルノカ、学校出テカラ何年目ニ、コンナ本ヲ書イタカガ、多少分ル機械ヲ持ッテイル。ソシテ果シテ、何ンナ人ヲ目的ニ書イタカモ、又何ノ為メニ書イタカモ、少シハ分ル。後年コンナ意味カラ、学問ノ系統ガ判断サレテ、日本ノ学問ヲ、世界ノソレニ、劣ラナイ様ニスルノニハ、ドンナ具合ニ学問ガ、営マレナケレバナラナイカラ尋ネル発信カー材料ニモナルデアルト、思ワレル。支那カラ日本ヘ来ル、而モ早稲田アタリヘ来ル〇学生ガ、三ヶ年モ経ッテ自国ヘ帰ルト、直チニ立派ナ肩書ニナッテ、再ビ本ヲ日本ニ丸善アタリヘ、注文ニ来ル。日本ノ学者モ、〇ツアレニ似テハ居マイカ。ソレハ独逸人ナドノ目カラ見ル時ニツト、或ル人ハ私ニソー謂ワレタ。独逸ヤ奥太利アタリデハ、学者ハ貧ナイ、極メテ貧亡ダ、貧亡ノ中デ研究シテ居ルノデアルトカ、研究家ハ研究家ダ。研究家ニシテ、後年始メテ、良キ教師ニモナレヨウ。併シ日本デハ、教師ハ教師デアル。始メカラソー云ウ順序デアル。秀才〇〇デアル。ノート読ミデアル。点数取りデアル。研究ノ如何ハ問ウ所デナイ事モアル様デアル。此所ガ外国ト日本トノ異ル処デアル。外国デハ教師ガ立派デアル。学者ヲ作ル教師ハ、一般ノ学生カラハ、歓迎サレナイカモ知レナイ。講義屋デナイカモ知レナイ。又所謂著作家デナイカモ知レナイ。然シ其所ニハ気品ガアル筈デアル。浮世絵ニシテモ、清英ノ如キハ、Hole Styl ガアル。私ハ、此所ニ六年余リノ、著作ヲ読ンデ、諸君ガ其中カラ、気品ノアルモノヲ求めラレ、其作者ノ法ヲ汲マレン事ヲ希望スルノデアル。幾頁数ノ如何、文体ノ巧拙、其ンナ事ハ、問題ニナラナイ。問題ニシナイト云ウハ、世界ノ学界ヘ送り出スト云ウ、意味デアル

大正九年九月二十九日

」

東京商科大学への昇格を前にした東京高等商業学校時代に「本邦経済学書目考」は編輯されたと言っている。第1回国勢調査に特に触れていることから、鈴木善吉は東京統計協会の会員ではないかと推測され、もしそうなら、後述する大正7-8年（1918-19年）に寄稿された『統計集誌』への記事も東京高等商業学校の鈴木善吉である可能性が高い。大正10年（1921年）からの太田為三郎による図書館学的図書館運営以前の東京高等商業学校図書館における書誌的、統計的工作ということが出来るだろう。

項番6は経済原論の翻訳書のリストである。ここにも冒頭に以下のような「緒言」が書かれている。



「此書ノ体裁ハ和田万吉博士ノ古版地誌解題ニ拠ル。此レハ日本ノ経済学ニ貢献シタ、其人々ノ歴史ニモナリマシヨウガ、日本ニ於テノ経済学ガ如何ナル、程度ニ於テ発展シタカガ判リマス。今日デハ不用ノモノモアリマシヨウガ、今日程ニ字引モナイ其時代ニ、翻訳スルノハドノ位、困難デアツタカ分リマセン。私ガ幾分力、時代時代ニ字引ノ出来具合ヲ、図書館其レハ、明治初年カラノモノヲ、收容シテ居ル所デ、知り居ル結果、他ノ方々ヨリモ、訳書ニ対シテ、同情ガアルノデス。私ハ帝国図書館ト云ウモノハ、邦語ノ書物、特ニ同館設立以後ノモノニ対シテハ、有ラユル日本ノ書物が收容サレテ居ル事ト、信ジテ居リ、帝国図書館ノ目録ハ、経済学ノ翻訳書ニ対シテモ、完全ナル書史デアルト、思ツテ居リマシタガ、此書ヲ撰ンダ時ニ、反対ナ事実ヲ発見シタ事デ御座イマス。此書物ハ或ル意味ニ於テハ、海図ノ様ナモノデ、経済学ノ海ヲ航海セントスル人ハ、何等ノ目標ナシニ、漂然トシテ航海シタナラバ、其レハ随分無駄骨折リモシナケレバ、ナラナイ事モアリマシヨウ。特ニ書物ヲ的確ニ読ミタイト、思ウ人ニ取ツテハ訳書ハ何ノ位、カニナルカ分リマセン。或ル時ハ相談相手トモナリ。或ル時ハ先生ニモナリマシヨウ。私ハ東京帝国大学ノ附属図書館、帝国図書館、東京商科大学図書館、東京高等師範学校ノ図書館ニ就テ、経済学ノ翻訳書、特ニ原論ニ関スルモノヲ、集メテ見タノデアリマス。集メ初メタノハ明治三十五年デアツテ、此清書ヲシタノハ、大正八年デ、ソレカラ此緒言ハ又一年後シテ、秋ノ頃、旧ノ八月十三日ノ月ガ照ツテ居ル土曜ノ晩デシタ」

和田万吉の「古版地誌解題」は大正 5 年(1916 年)に発行されている。彼はこの時期はまだ東京帝国大学附属図書館長である。鈴木善吉の「訳書考」は翻訳書のデータを集め始めたのは明治 35 年(1902 年)からとっている。つまりこの時期は鈴木善吉が東京高等商業学校に就職する以前の東京帝国大学法科大学に在学中の頃である。その頃から翻訳書のデータを集めていたが、その後和田万吉の「古版地誌解題」を読んで、それまでに集めたデータをその体裁に倣って整理し直したということであろうか。

項番 7 は経済学者の肖像画のリストである。先述した東京商科大学に寄贈された“A dictionary of portraits of economists”のデータ資料となるものであろうか。冒頭のメモ書きを以下に示す。

- 「1. 大正十年カラ昭和五年迄五冊出来タ。比較ガ困難故バラバラニシテ整理シタラ四十八〇〇シテ居マス。
1. 肖像ノ中ニハ画モアリ写真モアリ、Medallion モアリ、彫像モアリ、画ノ中には素画モアル
 1. 著者ノ気持ガ多少ハ肖像ニ現ワレテ居ル温和ナ人モアリ、賢オラシイ人モアリ、太ツタ人モアリ、立派ナ人モアリ、又案外ニ其反対モアル。
 1. 恐ラクコンナ仕事ハ図書館ニ居ル人デモナケレバ時間ガカカッテ出来ナイダロウ
 1. 其人ノ著書ニ直グ肖像ノアルノハ訳ナイガ、飛ンデモナイ処カラ出ルノガ在ル



1. 主トシテ経済学者デアルガ、経済学ニ影響ヲ及ボシタ人モアル
1. 初メハ単ニ写真デアレバヨクッタノガ次ニハ同ジ写真ヲ記スコトナリ Smith ナンカニハ一時間位カカタロウ。此レバカリハ同時ニシナケレバ出来ナイノデアルカラ、朝モ一時間位前ニ行ツテ存シタノデアル。
1. 此方面専門ノ本ガ沢山アレバコソ出来タノデ、何所ノ図書館デモ出来ル訳デハナイ。
1. 特ニ注目シタイノハ外国人デ外国ニ肖像ガナクテ、此ヲ日本ニ丈ケアルノガ在ルト思ウ
1. 図書館ガ此画ニハ印ヲ押シテ置く必要ガアルト思ウ
1. 書物権利ニ実写真モアル。其レヲ得ルノハ困難デアル。又得タニシテモ責任ヲ感スル。
1. 書物に依ツテハ版ノ相違デ肖像ノ有無ガアル。
1. Babbage ニハ Bacon や Beuk ガ口絵ニアリ。Lombroso で Cusero が在リ、Saint-Srimim で Duc ノ方ガ前ニ出テ居タ。画ダカラトテ直ニ著者デハナカッタ。
1. 唯此集積ニ止メナイデ複写シテ其レヲ国ニ、学派ニ、生年順に画ノ種。整理等シテ見タイガ、其レハ中々費用ガカルノデアル。
1. 写真ノ中ニハ模写シタ為メ薄イノモアル。
1. 自分ノ集メタ経済学者ノ Alfabetic ノモノト、之レトヲ比較スレバ不足ノモノガ出ル。其レヲ集メルノガ今後ノ大難事デアル。
1. 今日迄ニ 191 人 364 種 474 枚
1. 肖像カラ伝記ガ得ラレル場合ガ多イ伝記調べタイトテ著者カードハ出テ来ナイ

昭和 6 - 4 - 18 (土曜)

(1931) 高円寺ニテ」

項番 8-9 は旧規定による法学博士の経済論文および経済書のリストである。

項番 10-11 は、日本の経済学者の在世年表である。項番 10 の「旧規定法学博士(経済)在世年表」の冒頭メモ書きを以下に示す。

「1. 法学博士(旧規定)ヲ経済学ニ関係アル人々中ニ杉、花房両氏ガ統計学

1. 此年表作成ニハ井関三十郎氏ノ日本博士録ニ負ウ処ガ多イ。
1. 花房直三郎氏ノ死年ニ就テハ学位録大正十三年三月マデノニハ死印ガナイ故其後ヲ調べタガ中々判ラナイ。漸ク統計集誌大正十年デ四月二日ノ死ガ判ツタ。」

ここでも、杉亮二や花房直三郎、統計集誌などに言及しており、後述の統計集誌への寄稿者鈴木善吉は東京高等商業学校時代の鈴木善吉である可能性は極めて高い。

項番 11 の「日本経済学者在世年表」の冒頭メモを以下に示す。

「1. 日本経済叢書カラ集メタモノ。但シ通俗経済叢書ヨリモ入ル

1. 1526-1567 1620-1644 ハ誰モ居ナイ。
1. 日本経済叢書ノ脱シタ人ハ佐藤信淵ト二宮尊徳、上杉治憲ト思ウ。



1. 本庄栄治郎氏、近世ノ経済思想中ニハ徳川時代の経済学者トシテ p312 二学者一覧表アリ
中ニ三井高房モアルカラ他ニモアラン) p326—ニハ学派系統ヨル故大ニ参考トナラン。
1. 1812 アタリ三人位欠ケ居ルカモ知レヌ。多分ハナキツモリ。
1841 ニ?アリ」

項番 12-13 は、外国およびイタリアの経済学者在世年表である。作成年月がわからないが、これらが東京商科大学に寄贈された“A list of economists, chronologically and contemporarily arranged” にタイプ打ちで整理されたのかもしれない。

これらの在世年表関係については『一橋新聞』第 223 号（昭和 11 年 2 月 10 日）に「古今の経済学者が一目瞭然：本学図書館の鈴木氏が十数年に亙る苦心の結晶」という記事がある。以下に全文を示す。

「さきに逝去した和田万吉博士の近世画家在世年表ならびに国学者漢学者の年表にヒントを得て、全世界のあらゆる経済学者の在世年表をすでに十数年間にわたり努力している人が本学にいる即ち図書館の鈴木善吉氏で、氏は明治三十八年一月一橋の図書館に入ってから三十余年一日の如く古今東西の書籍を取扱っているところから自他共に許る経済学書経済学者通で、この種の企てには最適任者といはれているが、十七八年前着手してから既に原稿用紙三百枚綴りの本が五冊になり、一四〇〇年頃からの経済学者が年代別に記入され某氏が某書を書いたときは幾歳であり、某々両氏が論戦した時は幾歳と幾歳であったかが一目瞭然とわかるもので完成の暁にはかなりの反響を呼び起こすものとみられている。図書館に同氏を訪えば頗る謙遜しながら左の如く語った

始めは一枚の表に作っていたのですが段々長くなって纏りがつかぬので本にしましたが、字引や雑誌を見て書き入れていると本によって年齢が違っていて甚だ困る場合も出てきます。スミス以後と思って始めたのですが増えてきて一四〇〇年代のカメラリストにも及んだものの当時はラテン語で書いてあるので一寸簡単にいきません。日本のも入れようかと思ったのですが年の数え方が違うのでやめました。出版するまでにはまだ一、二年かかると思いますがその前の前に一度先生に見て戴かないと重要な人でも抜けていたり経済に関係ない人が這入っているかも知れません。アルファベット順々年代の索引をつけようと思って居ります。」

つまり、在世年表は和田万吉の先例に倣っていると思われ、「くにたち本の会」の人々が太田為三郎の薫陶を受けていたように、鈴木善吉は和田万吉の薫陶を受けていたのではないかという気がする。なお、昭和 15 年 1 月 1 日の『一橋新聞』第 300 号に鈴木善吉の「一八四〇年の経済学界」という記事が掲載されている。ここには 1840 年の時点における（Ⅰ）「生誕」した経済学者、（Ⅱ）38 歳から 70 歳までの 8 種類の経済学事典等に掲載された経済学者の一覧表、（Ⅲ）1840 年に発行された経済学書リストが載っている。鈴木善吉の身分は「図書館嘱託」であり、「在世年表」作成作業の一定の成果を発表したのであろう。



また、東京統計協会が発行する『統計集誌』に鈴木善吉の名による統計記事が以下のよう
に5編掲載されている。

『統計集誌』における鈴木善吉記事

項番	巻号	刊行年月	タイトル	ページ番号
1	第452号	大正7年（1918年）10月	本邦木炭の産額及各地相場並輸出額	487-491ページ
2	第453号	大正7年（1918年）11月	明治三十八年以降各種銀行資産負債	538-543ページ
3	第454号	大正7年（1918年）12月	全国公私水道給水高及栓数	582-583ページ
4	第459号	大正8年（1919年）5月	大正七年度各保険会社資産負債及利益金処分	267-269ページ
5	第464号	大正8年（1919年）10月	本邦牛乳搾取高乳製品製造高及煉乳輸入高	498-503ページ

この著者の鈴木善吉⁴³が東京商科大学の鈴木善吉であるかどうかは確定できていないが『統計集誌』を発行している東京統計協会の評議員には福田徳三⁴⁴がいて、月次講話会で講演をしていた。『統計集誌』の「会報●月次講話会」によると、大正6年（1917年）10月13日に「英国に於ける物価騰貴の統計的研究」、大正7年（1918年）6月8日に「物価騰貴の統計的研究」、大正8年（1919年）11月8日に「物価指数について」の講演があり、このいずれにも鈴木善吉は参集者の一人として記載されている。『統計集誌』の著者鈴木善吉が東京高等商業学校の鈴木善吉であるという確実な証拠はないが、鈴木善吉の残した手書き資料の中に前述したように杉亮二や花房直三郎、統計集誌、そして国勢調査のことなどが語られていることから同一人である可能性はかなり高いと思われる⁴⁵。もしそうなら、東京高等商業学校出身の福田徳三などに勧められて、図書館で収集している統計資料などを参考に主観的な統計記事を発表していたのかもしれない。

鈴木善吉は、東京高等商業学校時代からの図書館職員であり、大学昇格時とともに大学図書館的な運営が求められるに応じて、太田為三郎や和田万吉の図書館学的ノウハウを吸収していったのではないかと思われる。鈴木善吉は東京商科大学を退官した昭和12年（1937年）に事務嘱託になり、昭和18年（1943年）に退職している。どのような業務を嘱託されていたのだろうか。

（続く）

⁴³ 項番4の「大正七年度各保険会社資産負債及利益金処分」は『統計集誌』の目次には「鈴木善吉」と表記されているが、「鈴木善吉」の間違いである。

⁴⁴ 福田徳三は『統計集誌』の「会報●通常総会」記事によると、大正6年度から逝去する昭和5年度まで毎年度評議員に指名されている。なお、福田徳三が東京統計協会の評議員に最初に指名された通常総会の開催月は、大正6年（1917年）4月であり、その時点では福田徳三は慶應義塾大学教授であった。東京高等商業学校教授に復任するのは大正8年（1919年）5月からである。

⁴⁵ 東京統計協会の『統計集誌』第403号（大正3年9月号）の「会報●入会者」の欄に新入通常会員として「東京 鈴木善吉君」が掲載されている。しかし、大正13年12月1日現在の「東京統計協会会員及購読者名簿」には、東京商科大学では奈佐忠行、福田徳三、藤本幸太郎の名はあるが、鈴木善吉の名は掲載されていない。



〈資料 1〉 (原資料は縦書きである)

「書物の周囲」発刊に際して

吾々の身近にある書物の息吹が、吾々をして切々たる学芸への思慕へと駆立たせる。吾々は幸運にも常住これ等書物の恵沢に浴することが出来る。如何にして職業的意識によってのみ行動するを、潔よしとすることが出来よう。

惟うに、吾々図書館員にとって、其の事務的処理の万全を期するは当然の責務であるが、単にそれのみが能事なりとは到底首肯出来ない。否、より以上に根本的なことは、書物に対する情熱をもつことである。やがてそれが基調となり、日常行中にまで浸透し、体現さして行くものでなければならぬと思う。

されば書物に対する吾々の態度は、デイレタントのそれではない。吾々とても一概に、デイレタントを排斥する程小児的狭量ではない。寧ろよきデイレタントの愛護支援なくしては、学芸の進展は期し難いとさへ思っている。されど最早吾々にとりては、書物はもつともつと身に親しく緊密不可欠な存在となってしまう。更にこれを言うならば、吾々の書物への愛は、醇乎たる学芸への熱情を表象する同意語であるという事だ。

凡そ人類文化の水準を高め、その進歩と幸福に大きな寄与を齎した尊敬すべき学者の労作、其の厳肅なる儀容、又人類のあらん限り永遠に光を放つ古典、其か幾星霜にも耐へた強靱な裱装、颯爽たる時代精神の粧飾化せる近代的書籍の姿態、それ等総ゆる書物の触手は、いみじくも吾々をして書物に対する認識を深め、美意識を高揚させ職業的迷妄より開眼させてくれる。吾々は今更のように、周囲の書物を取上げ、新たに吟味を施そうとしている。そこには今迄感得せざりし幾多の問題が、吾々の解明を俟っている。吾々はいまにして、他人によって蒙の啓かるゝを待つよりも、寧ろ各がじし精進し、観察討究し行くを本来の義務なりと信んずるに至った。造次顛沛もなお、脈々として吾々の血管に波打つものがある。最早吾々は、これ以上の姑息苟安を貪るに堪えられない。

こゝに吾々志向を同じうする者相謀り、この貧しき小誌「書物の周囲」第一輯を梓に上さんとする。ともに倉皇の間にもものせる未熟なる習作に過ぎず、これを世の俎上にのぼし、厳正なる批判を期待するには、余りに脆弱なものであるが、おほけなくも其を敢てするに至れるは、畢竟するに、自らの教養と仕事に対する関心を深め、其の生活の省察と拡充との資に供せんが為めの念願に外ならない。大方の御鞭撻を希う次第である。

蕪言を陳ねて創刊の辞に代う。

昭和九年一月

くにたち本の会



<資料 2-1>東京商科大学官制 （出典『東京商科大学一覧 自大正九年至大正十年』、25 頁）

大正九年三月三十一日 勅令第七十一号

第一條 東京商科大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大学長

教授

助教授

事務官

学生監

助手

書記

第二條 大学長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ東京商科大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統
督ス

大学長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ專行ス

第三條 教授ハ専任十五人奏任又ハ勅任トス学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第四條 助教授ハ専任五人奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

第五條 事務官ハ専任一人奏任トス大学長ノ命ヲ承ケ庶務会計を掌理ス

第六條 学生監ハ一人トス教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

学生監ハ大学長ノ命ヲ承ケ学生ノ監督ニ関スル事ヲ掌ル

第七條 助手ハ専任一人判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ関スル職務ニ服ス

第八條 書記ハ専任九人判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第九條 大学長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十條 東京商科大学ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大学長ハ教授会ヲ招集シ其ノ議長ト為ル

第十一條 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 学科課程ニ関スル事項

二 学生ノ試験ニ関スル事項

三 文部大臣又ハ大学長ノ諮詢シタル事項

第十二條 大学長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ
得

第十三條 東京商科大学ニ功労アル者ニハ勅旨ニ依リ東京商科大学名譽教授ノ名称ヲ与フル
コトアルヘシ

第十四條 東京商科大学ニ予科ヲ置ク

予科ニ教授専任十人、助教授専任四人ヲ置ク

教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

予科ニ主事一人ヲ置キ予科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス



主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ予科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十五條 東京商科大学ニ附属商学専門部ヲ置ク

商学専門部ニ教授専任十五人助教授専任七人ヲ置ク

教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

商学専門部ニ主事一人ヲ置キ商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ商学専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十六條 東京商科大学ニ附属商業教員養成所ヲ置ク

商業教員養成所ニ主事一人ヲ置キ商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大学長ノ監督ノ下ニ於テ商業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京高等商業学校教名譽教授タル者ニハ本令施行ノ際ニ限り勅旨ニ依リ東京商科大学名譽教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

<資料 2-2>東京商科大学官制中左ノ通改正ス (『法令全書 大正 15 年 9 月』、296 頁)

大正十五年九月七日 勅令第三百一号

東京商科大学官制中左ノ通改正ス

第一條中「書記」ヲ「書記司書 [並列表記]」ニ改ム

第八條ノニ 司書ハ専任二人判任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書記録ノ整理、保存及閱覽ニ関スル事務ニ従事ス

第十七條 東京商科大学ニ附属図書館ヲ置ク

図書館ニ図書館長ヲ置ク教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

図書館長ハ大学長ノ監督ノ下ニ於テ図書館ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

<資料 2-3>官立商業大学官制 (出典：『東京商科大学一覽 昭和四年度』、43 頁)

昭和四年四月一日

勅令第三十八号 官立商業大学官制

第一條 官立商業大学ハ左ノ如シ

東京商科大学

神戸商業大学

第二條 官立商業大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大学長



教授

助教授

事務官

学生主事

助手

書記

学生主事補

司書

第三條 大学長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立商業大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統
督ス

大学長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス

第四條 教授ハ勅任又ハ奏任トス学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大学長ノ命ヲ承ケ庶務会計を掌理ス

第七條 学生主事ハ奏任トス大学長ノ命ヲ承ケ学生及生徒ノ指導監督ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ関スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス

第十條 学生主事補ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ学生主事ノ職務ヲ助ク

第十一條 司書ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ附属図書館ニ於ケル図書記録ノ整理、保存及閲覧
ニ関スル事務ニ従事ス

第十二條 大学長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十三條 官立商業大学ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大学長ハ教授会ヲ招集シ其ノ議長ト為ル

第十四條 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 学科課程ニ関スル事項

二 学生ノ試験ニ関スル事項

三 単位ニ関スル事項

四 文部大臣又ハ大学長ノ諮詢シタル事項

第十五條 大学長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授、学生主事又ハ講師ヲ教授会ニ列席セシ
ムルコトヲ得

第十六條 東京商科大学ニ予科ヲ置ク

予科ニ教授及助教授ヲ置ク

教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

予科ニ主事ヲ置ク予科教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ予科ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス



第十七條 東京商科大学ニ附属商学専門部ヲ置ク

商学専門部ニ教授及助教授ヲ置ク

教授は奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

商学専門部ニ主事ヲ置ク商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大学長ノ命ヲ承ケ商学専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第十八條 東京商科大学ニ附属商業教員養成所ヲ置ク

商業教員養成所ニ主事ヲ置ク商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

主事ハ大学長ノ監督ヲ承ケ商業教員養成所ノ事務ヲ掌理ス

第十九條 官立商業大学、東京商科大学予科及東京商科大学附属商学専門部の専任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第二十條 官立商業大学ニ功労アリ又ハ学術上成績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

第二十一條 官立商業大学ニ附属図書館ヲ置ク

図書館ニ図書館長ヲ置ク教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

図書館長ハ大学長ノ監督ヲ承ケ図書館ノ事務ヲ掌理ス

(別表)

官立商業大学職員定員表

	大学長	教授	助教授	事務官	學生主事	助手	書記	學生主事補	司書	大学豫科教授	大学豫科助教授	商学専門部教授	商学専門部助教授
東京商科大学	一人	二十二	五人	一人	二人	五人	十五	二人	二人	二十三	五人	二十二	五人
神戸商業大学	一人	十二	五人	一人	一人	七	十二	一人	二人				

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

当分ノ内神戸商業大学ニ附属商学専門部ヲ置ク

神戸商業大学附属商学専門部ニ教授専任二十八人及助教授専任三人ヲ置ク教授ハ奏任、助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

商学専門部ニ主事ヲ置ク商学専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

大学長ノ命ヲ承ケ商学専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

本令施行ノ際現ニ神戸高等商業学校ノ教授又ハ助教授ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ発セラレザルトキハ神戸商業大学附属商学専門部ノ教授又ハ助教授ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ神戸高等商業学校ノ助手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ発セラレザルトキハ神戸商業大学ノ助手又ハ書記ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス



〈資料 2-4〉官立商業大学官制中改正 （出典：「官立商業大学官制中改正ノ件(昭和 19 年 9 月 27 日勅令第 558 号)」国立公文書館デジタルアーカイブ)

昭和十九年九月二十六日

勅令第五百五十八号 官立商業大学官制中左ノ通改正ス

「官立商業大学官制」ヲ「官立経済大学官制」ニ改ム

第一條 官立経済大学ハ左ノ如シ

東京産業大学

神戸経済大學

第二條中「官立商業大学」ヲ「官立経済大学」ニ、「神戸商業大学」ヲ「神戸経済大学」ニ改ム

第三條、第十三條、第二十條及第二十一條中「官立商業大学」ヲ「官立経済大学」ニ改ム

第十七條乃至第十八條中「東京商科大学」ヲ「東京産業大学」ニ改ム

第十九條中「官立商業大学、官立商業大学予科、東京商科大学附属商学専門部及東京商科大学附属工業経営専門部」ヲ「官立経済大学、官立経済大学予科、東京産業大学附属商学専門部及東京産業大学附属工業経営専門部」ニ改ム

第二十二條中「東京商科大学」ヲ「東京産業大学」ニ、「東京商科大学教授」ヲ「東京産業大学教授」ニ、「東京商科大学長」ヲ「東京産業大学長」ニ、「東京商科大学助教授」ヲ「東京産業大学助教授」ニ、「東京商科大学助手」ヲ「東京産業大学助手」ニ、「東京商科大学書記」ヲ「東京産業大学書記」ニ改ム

(以下略…)

〈資料 2-5〉官立大学官制 （出典：「官立大学官制(昭和 21 年 4 月 1 日勅令第 206 号)」国立公文書館デジタルアーカイブ)

昭和二十一年四月一日

勅令第二百六号 官立大学官制

第一條 官立大学ハ左ノ如シ

東京産業大学

神戸経済大学

新潟医科大学

岡山医科大学

千葉医科大学

金澤医科大学

長崎医科大学

熊本医科大学



東京工業大学

東京文理科大学

広島文理科大学

第二條 官立大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大学長

教授

助教授

文部教官

文部事務官

文部技官

第三條 大学長ハ一級ノ文部教官又ハ文部事務官ヲ以テ之ニ充ツ文部ダイジンノ監督ヲ承ケ
ト官立大学一般ノ事ヲ掌リ所属職員ヲ統督ス

大学長ハ一級官吏及二級官吏ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ三級官吏ニ関シテハ之ヲ
専行ス

第四條 教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ教授ヲ助ケテ授業及実験ニ従事ス

第六條 官立大学長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第七條 官立大学ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大学長ハ教授会ヲ招集シ其ノ議長トナル

第八條 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 学科課程ニ関スル事項
- 二 学生ノ試験ニ関スル事項
- 三 単位ニ関スル事項
- 四 文部大臣又ハ大学長ノ諮詢シタル事項

第九條 大学長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授、事務官又ハ講師ヲ教授会ニ列席セシムル
コトヲ得

(…中略…)

第十三條 東京産業大学及神戸経済大学ニ予科ヲ置ク

予科ニ予科長、予科教授及文部教官ヲ置ク

予科長ハ予科教授タル一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大学長ノ命ヲ承ケ予科ノ事
ヲ掌リ職員ヲ監督ス

予科教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ生徒ノ教育ヲ掌ル

(…中略…)

第十五條 東京産業大学ニ附属商学専門部ヲ、千葉医科大学、金澤医科大学及長崎医科大学ニ
附属薬学専門部ヲ東京工業大学ニ附属工業専門部ヲ置ク



各専門部ニ部長、専門部教授及文部教官ヲ置ク

部長ハ専門部教授タル一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大学長ノ命ヲ承ケ予科ノ事ヲ掌リ職員ヲ監督ス

専門部教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ生徒ノ教育ヲ掌ル

第十六条 東京産業大学ニ経済研究所ヲ、神戸経済大学ニ経営機械化研究所ヲ、岡山医科大学ニ放射能泉研究所ヲ、金沢医科大学ニ結核研究所ヲ、長崎医科大学ニ風土病研究所ヲ、熊本医科大学ニ体質医学研究所ヲ、東京工業大学ニ建築材料研究所、資源化学研究所、精密機械研究所、窯業研究所、電気科学研究所及燃料科学研究所ヲ、広島文理科大学ニ理論物理学研究所ヲ附置ス

経済研究所ハ世界各国ノ経済ニ関スル総合研究ヲ、経営機械化研究所ハ経営（經理ヲ含ム）ノ機械化ニ関スル学理及技術ノ研究ヲ、（…（中略）…）ヲ掌ル

各研究所ニ所長、文部教官及文部事務官ヲ置ク

所長ハ教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大学長ノ監督ノ下ニ於テ研究所ノ事ヲ掌ル

教授タル文部教官ニシテ所長ニ補セラレタルモノ又ハ教授若ハ助教授タル文部教官ニシテ研究所ノ職員タルモノハ所務ヲ掌リ又ハ研究ヲ掌ル

前項ノ教授及助教授ニハ授業ヲ擔任セシメザルコトヲ得

（…中略…）

第十八條 官立大学ニ附属図書館ヲ置ク

図書館ニ図書館長ヲ置キ教授又ハ助教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大学長ノ監督ノ下ニ於テ図書館ノ事ヲ掌ル

第十九條 官立大学、附属医院、予科、附属予備部及附属専門部ノ専任職員ノ定員ハ別表第一乃至別表第三ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官立経済大学官制、官立医科大学官制、官立工業大学官制及官立文理科大学官制ハ之ヲ廃ス（別表第一）

	一部教官又ハ一部事務官 大学長	文部教官			文部事務官		文部技官	
		教授	助教授		二級	三級	二級	三級
		一級	一級又ハ二級	二級				
東京産業大学	一人	二十五人	十五人	十四人	二人	二十四人		一人
神戸経済大学	一人	二十三人	十二人	十三人	二人	十六人	一人	二人
（以下略）								

（別表第二）

（略）



(別表第三)

	文部教官			
	予科長又ハ部長	教授	二級	三級
	一級又ハ二級	一級又ハ二級		
東京産業大学予科	一人	二十五人	三人	一人
神戸経済大学予科	一人	二十三人	三人	一人
東京工業大学附属予備部	一人	七人	一人	二人
東京産業大学附属商学専門部	一人	十七人	七人	三人
(以下略)				

〈資料 2-6〉帝国大学官制等の一部改正 (出典:「帝国大学官制等の一部を改正する勅令(昭和 22 年 3 月 25 日勅令第 93 号)」国立公文書館デジタルアーカイブ)

昭和二十二年三月二十四日 勅令第九十三号

第一條 帝国大学官制の一部を次のように改正する。

(…略…)

第二條 官立大学官制の一部を次のように改正する。

第一條、第十三條、第十五條、第十六條及び別表第一中「東京産業大学」を「東京商科大学」に、同表東京工業大学の項文部事務官の三級の欄中「三十九人」を「四十人」に、別表第三中「東京産業大学予科」を「東京商科大学附属商学専門部」に、同表東京工業大学附属工業専門部の項文部教官教授の欄中「十六人」を「二十三人」に、同項文部教官の三級の欄中「十四人」を「十九人」に改める。

第三條 教員養成諸学校官制の一部を次のように改正する。

第二條及び第十二條中「東京産業大学」を「東京商科大学」に改める。

(…以下第七條まで略…)

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令施行の際、現に東京産業大学名誉教授である者は、東京商科大学名誉教授の名称を与えられたものとする。



〈資料3〉(原資料は縦書きである)

当館目録編成ト同時ニ書庫内ヲ整頓スヘキ理由

- 一 目録ノ分類ト書庫内ノ整頓(即チ分類)トハ全ク別ニスル法(帝国図書館ノ如ク)ナキニアラサルモ、一々目録ヲ搜索シテ後図書ヲ得ルカ如キコトハ既ニ業々最旧式ニ帰シ、今ヤ欧米諸国ニテハ通俗図書館ニ於テスラ分類目録ヲ要セスシテ直接書架ニ就キ檢書スル所謂開架式(オープンシェルフス)ヲ採用スルニ至レル時代トナレリ。況ンヤ教員及学生カ親シク書庫ニ入りテ手ツカラ図書ヲ検索スル学校図書館ニ於テハ、書庫内ノ整理如何ニヨリテ著者名目録ノ如キハ別トシテ、分類目録ノ如キハ全ク無要トナル法ナキニアラス。即チ目録ト同一ノ分類法ニ拠リ図書ヲ整頓スルコト是ナリ。
- 一 然ルニ当館従来ノ分類法ハ、主トシテ学課教員ノ受持ヲ標準トシテ定メタルモノナレハ、当時ノ便益ヲ專ラトシ今トナリテハ往々不合理不便利ノ点アリ。勿論図書分類法ニハ従来完全ナルモノナク、将来トテモ完全ナルモノノ出来得ルコトヲ期待シ得ヘキニ非ルモ、或ル点マテハ、前人ノ経験ト研究トニヨリ、整理者ト探索者ト所見ノ一致ヲ見ルニ至ルコト難キニアラス。
- 一 当館ハ普通ノ公開図書館ト異ナリ、蒐集図書モ自ラ特殊ノモノニ限ラレタレハ、其分類法モ公開図書館ノモノトハ自ラ異ナラサルヲ得サルモ、従来ノ分類法ニテハ執務上往々支障ヲ生スルコトアリ。搜索者モ往々当惑スルコトアリ。例ヘハ美術、工学、医学ノ如キ大綱目サヘ設ケラレサレハ、近頃屢購入サルル建築、絵画、食物衛生等ニ関スル図書ハ、何レニ属セシムヘキカ明ナラス。從テ掛員ハ最モ似寄りタル好イ加減ノ所ニ之ヲ収ムル結果、検索者ハ何レニ収メアルカヲ測知シ難クシテ、其所要ノモノヲ搜リ当ツル事能ハサル例ナキニアラス。又和漢書ト洋書ト分類ヲ異ニスル為メ、検索者ハ更ニマゴツカザルヲ得サルカ如キコトアリ。此ノ如キハ宜シク適當ノ目ヲ設ケ、大体和漢洋トモ分類ヲ同一ニスル必要アリト信ス。
- 一 殊ニ差支ヲ感スル事ハ、図書ノ整頓法カ一方分類ニテアリナカラ、一方函ハ二函トカ三函トカニ限ラレタレハ、一時ニ図書カ増加シタル類ニ至リテハ、其収容ニ究シ、更ニ懸隔セル場合ニ其飛地ヲ設クルニ至レリ(例ヘハ、和漢書ノ歴史部ノ如キ、十九函ガ満チタル為メ、五十六函ニ飛ビ離ルカ如シ)斯クテハ折角分類ニナリ居リナカラ、其効用ハ、幾分没却サルモノトイフヘシ。又爾後図書ノ増加ニ伴ヒ、此困難ハ所々ノ函ニ生スルニ至ルヘシ。
- 一 然レハ今目録編纂ノ挙アルヲ幸ヒ、同時ニ書庫内ノ整頓ヲ行ヒ、目録ト書庫内トハ、全ク同一分類法ニヨリテ整頓サルルコトトシ、書庫ニ入りテ検索スル者ハ一々目録ニ拠ラサルモ容易ニ所要ノモノヲ求め得ル様ニセハ、彼我ノ便利ハ一方ナラサルヘク、又固定整頓法ヲ廢シ移動法ヲ用フレハ、伸縮自在ナルヲ得テ収容ニ究スルカ如キコトナキニ至ルヘシ



方法

- 一 整理及目録事務ヲニツニ手分ケシ、新分類法ニ抛リ、甲（目録編纂事務、小長谷）ハ従来ノ分、乙（日常ノ事務取扱者）ハ増加新購求ノ分ニ従事ス
- 一 甲ノ締切ヲ大正 年 月トス
- 一 甲ハ一部類ツツ書庫ノ図書ヲ引抜キ、新分類法ニヨツテ整理スルト同時ニ洋書ハタイプライターニテ目録五通ヲ作り（洋書ハ著者名、分類、各一通ツツヲ事務所ト閲覧室トニ、残一通ヲ函架目録ニ充ツ）和漢書モ同シク五通（書名、分類各一通ツツヲ事務所ト閲覧室トニ、残一通ヲ函架目録）ヲ作ル。
- 一 洋書ヲ先キニ着手ス。
- 一 目録ヲ印刷スルナラハ、閲覧室カ事務室カノモノヲ其原稿トス。
- 一 整頓ニハ先ツ書庫内現在図書ノ実物ニツキ整理シ、同時ニ目録ヲ作ルコトシ、貸出中又ハ不在不明ノ分ハ後廻シトシ、後々回収スル毎ニ整理シ目録ヲ作ルコトトス。
- 一 回収ハ当年及明年夏季休暇前ニ先ツ悉皆返納セシメ、九月課業初マテニ出来得ルタケ整理スルコトトス
- 一 研究所ニヤルモノハ選択ノ決定次第、新分類ニ抛リ其所属ヲ定メ、手續終了後之ヲ貸付スルコト
- 一 新分類法ニヨリ函架ハ固定法トセス、移動法トスルコト
- 一 図書番号ハ整理ノ時ノ受付番号トスルコト
- 一 函号箋ハ一階ヨリ四階マテノ区別ヲ廃シ、各階共通ノモノトシ、和漢書、洋書ノニニ大別シ、和漢書ハ日本数字、洋書ハアラビア数字ニテ分類及図書番号ヲ表ハスコト
- 一 従テ従来ノ函号箋ヲ廃シ、新ニモット小形ノモノヲ作り使用スルコト
- 一 新分類法ニヨリ整理セラレタルモノハ目録ヲ従来ノモノト別ニシ置キ、全部整理済ノ上、新旧ヲ対照し、其上ニテ旧目録ヲ廃棄スルコト



編集後記

本号の編集には、これまで同様、大場高志氏のご助力を得た。心から感謝申し上げます。また刊行には、学園史資料室・羽毛田哲男氏、一橋大学附属図書館のスタッフの皆さんからも多大な貢献をいただいた。記して、改めて心からの謝意を表いたい。今後とも両室の活動を通じて、7年余に迫ってきた創立 150 周年での事業に備えたいと思う。本ニュースレターが、本学の果たしてきた役割についての学びの場ともなれば幸甚である。

一橋大学創立 150 年史準備室ニュースレター No.4

2018 年 3 月発行

編集発行 一橋大学創立 150 年史準備室
〒187-8587
東京都小平市学園西町 1-29-1

連絡先 一橋大学学園史資料室
〒186-8601
東京都国立市中 2-1
Tel: 042-580-8292 Mail: gen-kb.g@dm.hit-u.ac.jp
